

南伊勢町一般廃棄物処理基本計画

令和5年4月

南 伊 勢 町

目 次

第1部 序 章

第1章 基本的事項	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の主体	3
1.4 計画の対象	3
1.5 計画期間	4
1.6 計画の点検・評価・見直し	4
第2章 南伊勢町の地域特性	5
2.1 自然的特性	5
2.2 社会的特性	7

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題	9
1.1 ごみ処理に関する国等の動向	9
1.2 南伊勢町のごみ処理の現状（令和5年3月末まで）	12
1.3 前計画の実施状況等	31
1.4 前計画における目標値の達成状況と課題	37
第2章 計画の基本的な枠組み	46
2.1 基本方針	46
2.2 将来予測（現状趨勢）	48
2.3 計画の目標	53
第3章 ごみ処理基本計画の基本施策	56
3.1 施策体系	56
3.2 基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	57
3.3 基本方針Ⅱ 「資源循環の推進」	59
3.4 基本方針Ⅲ 「適正処理の推進」	60
第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制	63
4.1 収集運搬体制	63
4.2 中間処理体制（令和5年4月以降）	64
4.3 最終処分体制	70

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題	71
1.1 生活排水処理に関する国等の動向	71
1.2 南伊勢町の生活排水処理の現状	73
1.3 前計画の施策の実施状況等	87

1.4 前計画における目標値の達成状況と課題.....	89
第2章 生活排水処理の基本方針	90
2.1 基本方針	90
2.2 計画処理区域	90
第3章 生活排水処理計画	91
3.1 生活排水の排出量の見込み	91
3.2 処理の目標	93
3.3 処理主体	93
3.4 収集運搬計画	94
3.5 中間処理及び最終処分計画	94
3.6 その他・普及啓発活動等	94

第 1 部 序 章

第1章 基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動によって、これまで物質的に豊かな生活を享受してきましたが、一方で天然資源の枯渇、温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の多様化による処理の困難化など様々な問題が生じてきています。

こうした情勢を背景として、平成27年9月国連サミットにおいて、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が全会一致で採択されました。国では持続可能な社会づくりの総合的な取組を目指し、平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことを掲げています。さらに、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

一方、南伊勢町（以下「本町」という。）では、令和元年9月に上位計画である「南伊勢町総合計画」を策定し、一般廃棄物の処理はまちづくり目標「安全に安心して暮らせるまち」の中に位置付け、本町に適した循環型社会を創出するとしています。

これらのことを踏まえ、平成22年3月に策定（平成26年4月変更）した「南伊勢町一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）について、全面的に見直し、新たに令和5年度から令和19年度までを計画期間とする「南伊勢町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディー・ジー・ズ：Sustainable Development Goals—持続可能な開発目標）とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した令和12年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットです。

貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。

注)  本計画に関連する開発目標



1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として位置付けられ、上位計画である「南伊勢町総合計画」で掲げている一般廃棄物処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、一般廃棄物処理に関する最上位計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、南伊勢町災害廃棄物処理計画との整合性を図るとともに、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取組については、本計画における基本施策に含めることとします。

本計画の位置付けは、図 1.1 に示すとおりです。

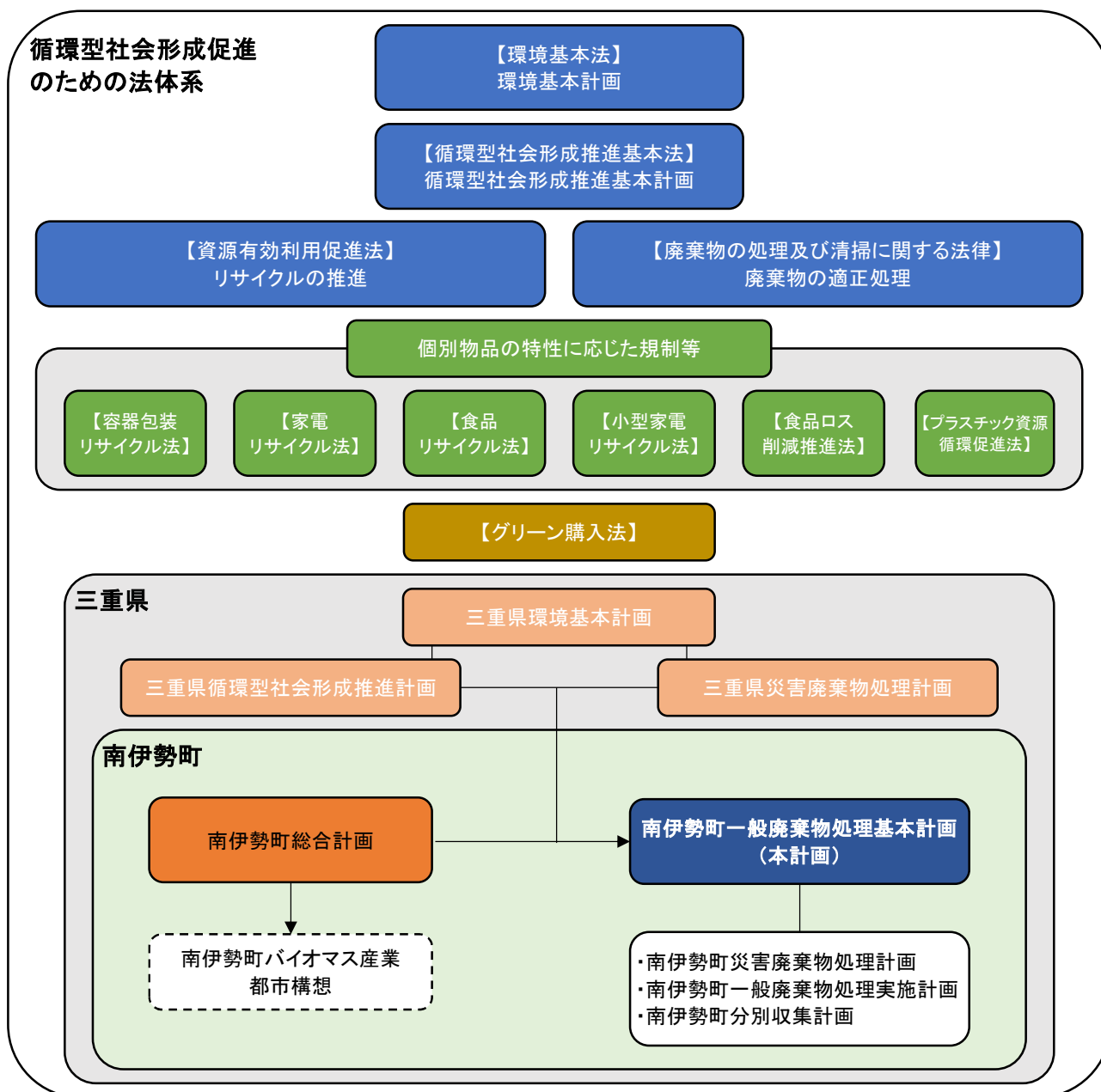
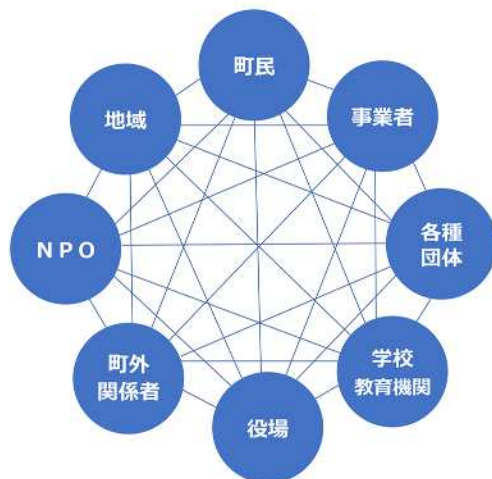


図 1.1 計画の位置付け

1.3 計画の主体

本計画の上位計画「南伊勢町総合計画」では、めざす姿の実現に向けて直面する様々な課題に立ち向かって行くためには、従来の役場と町民の関係にとどまらず、町民どうしや本町に関わる全ての主体の力を結集して乗り越えていくが必要になるとして、『総働のまちづくり』を基本姿勢としています。本計画についてもこの基本姿勢を踏襲します。



出典：南伊勢町総合計画

1.4 計画の対象

計画の対象となる廃棄物は、図 1.2 に示すとおりです。

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、さらに一般廃棄物のごみと生活排水に区分されます。本計画では、一般廃棄物の両方を対象とします。

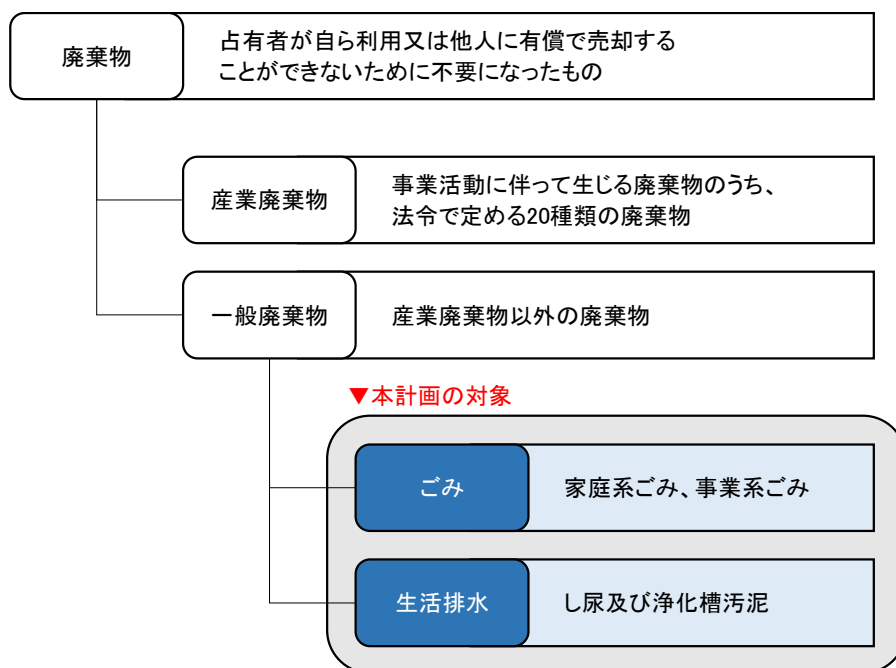


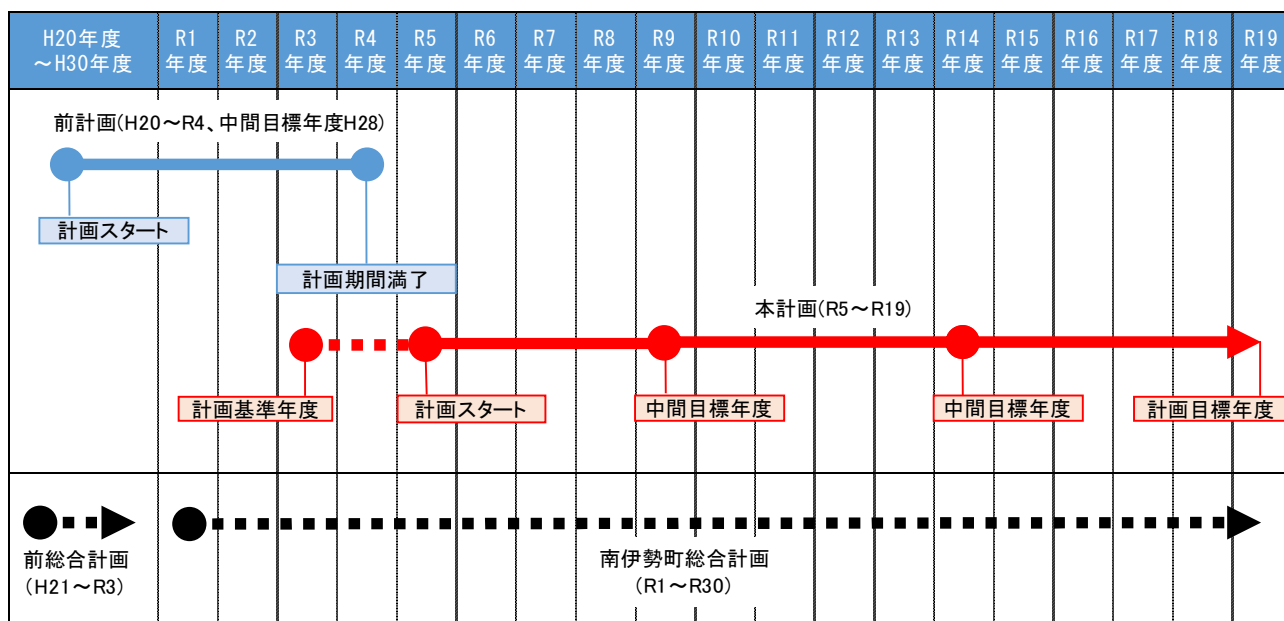
図 1.2 計画の対象

1.5 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和19年度までとし、令和9年度及び令和14年度を中間目標年度、令和19年度を計画目標年度とします。

なお、中間目標年度の令和 9 年度及び令和 14 年度には、社会状況の変化などを必要に応じて見直しを行います。

表 1.1 計画期間



1.6 計画の点検・評価・見直し

本計画は、施策の実施状況、ごみの排出状況、廃棄物処理に関する社会状況の変化等に
 応じて点検・評価・見直しを行い、より実効性の高い計画としていきます。図 1.3 に本
 計画におけるPDCAサイクルを示します。

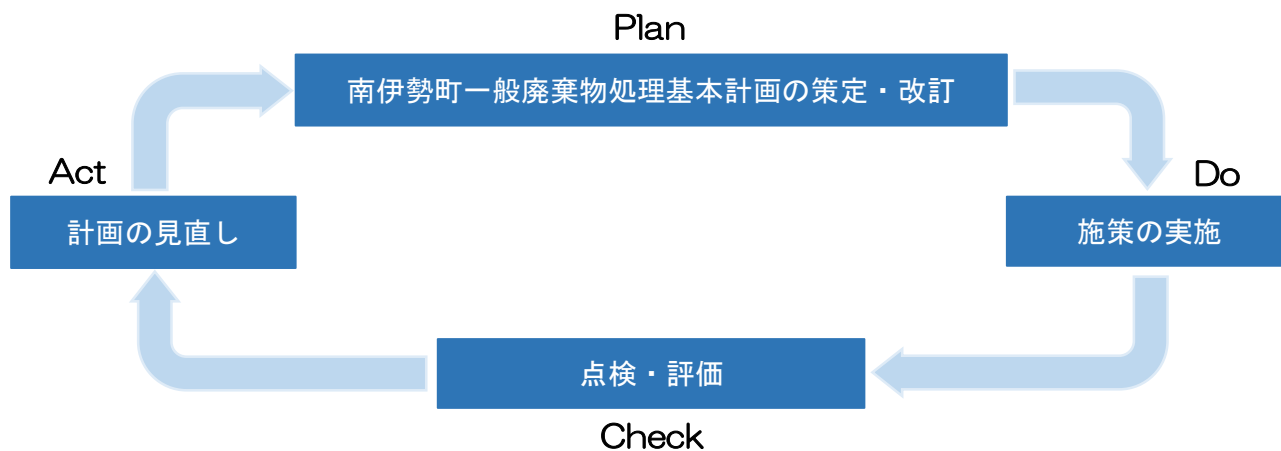


図 1.3 本計画におけるPDCAサイクル

第2章 南伊勢町の地域特性

2.1 自然的特性

(1) 位置・地勢

紀伊半島沿岸東部、度会郡の南端に位置する本町は、東に志摩市、北は伊勢市、度会町、西は大紀町に接しており、南側は広袤たる熊野灘に面したリアス海岸を有し、その海岸線を中心に町域の約6割が伊勢志摩国立公園に指定され、良好な環境が保たれています。

本町は、平成17年10月1日に南島町と南勢町の2町が合併し誕生した町で、リアス海岸湾奥部の土地に民家が集中する沿岸部と、民家と耕作地が点在する農山村部とに分かれており、38の集落で形成される典型的な農山漁村地域ですが、山の緑と海岸が織りなす調和のとれた自然は豊かで美しく恵みに溢れ、「伊勢の南玄関」として知られています。



出典：伊勢志摩 南伊勢町エリアマップ

図 1.4 本町の位置

(2) 気候

本町の気候は、図 1.5 に示すとおり、太平洋に面した「寒暖差の少ない海洋的な気候区」となっており、年間平均気温は約 16.4℃、年間平均降水量は約 2,700mm と温暖な気候です。また、降水量は7月から10月にかけて多くなっています。

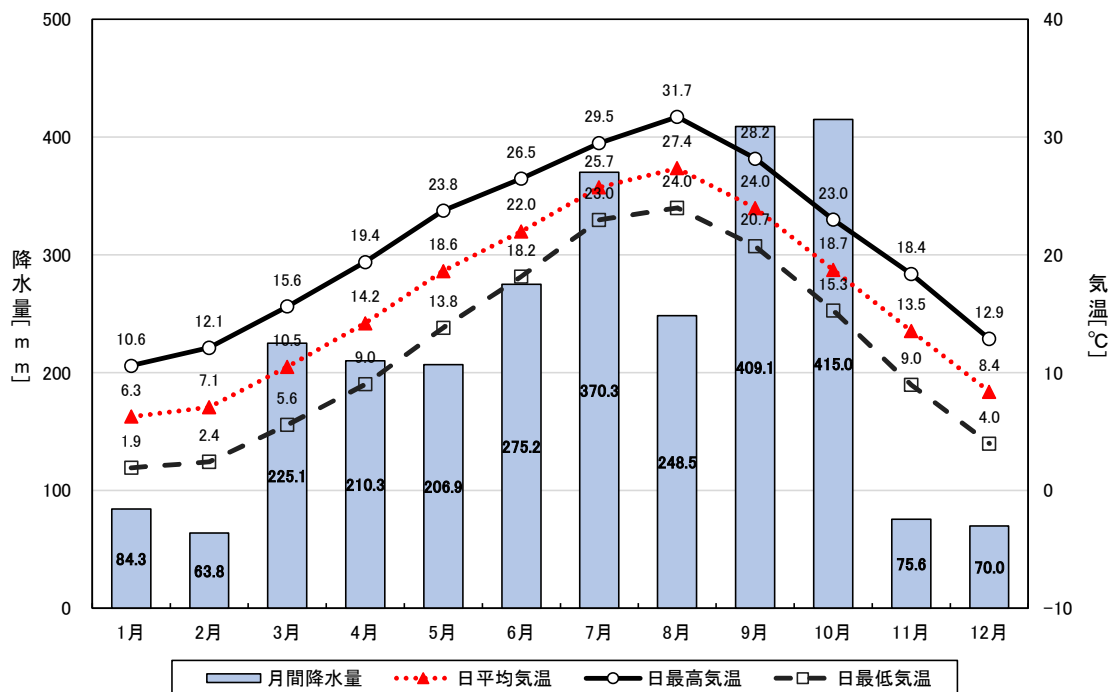


各気候区の特徴は以下のとおり

- I a…標準的な東海型の気候区。年平均気温14～15℃、年降水量1,800mm内外。
- I b…東海型の気候区であるが、内陸的な特性を持ち、寒暑の差がやや大きい。
- I c…東海型と南海型の漸移的な気候区。降水量が多くなり、年2,000mmを超える。
- II a…寒暑の差の少ない海洋的な気候区。南海型。年平均気温は16℃をこえる。
年降水量は2,000～2,500mm。
- II b…II aよりさらに温暖多雨である。年平均気温16～17℃、年降水量は2,500mmをこえ、ところによっては3,000mm以上にもなる。
- III a…内陸的な気候でかつ冬の降水量が多い。年降水量も2,000mmをこえる。
- III b…内陸的な気候の典型。寒暑の差が大きく年降水量は1,500mm程度。
- IV …南海型の気候に似ているが、内陸的または山岳的な特性が濃い。山岳部は冬特に低温となる。年降水量は3,000mm以上で4,000mmをこえるところもある。

出典：三重県郷土資料叢書 第69集「三重県の地理」

図 1.5 気候区分図



出典：気象庁ホームページの数値をもとに集計(南伊勢観測所)

注) グラフの数値は、平成29年から令和3年までの平均値です。

図 1.6 月別降水量及び気温

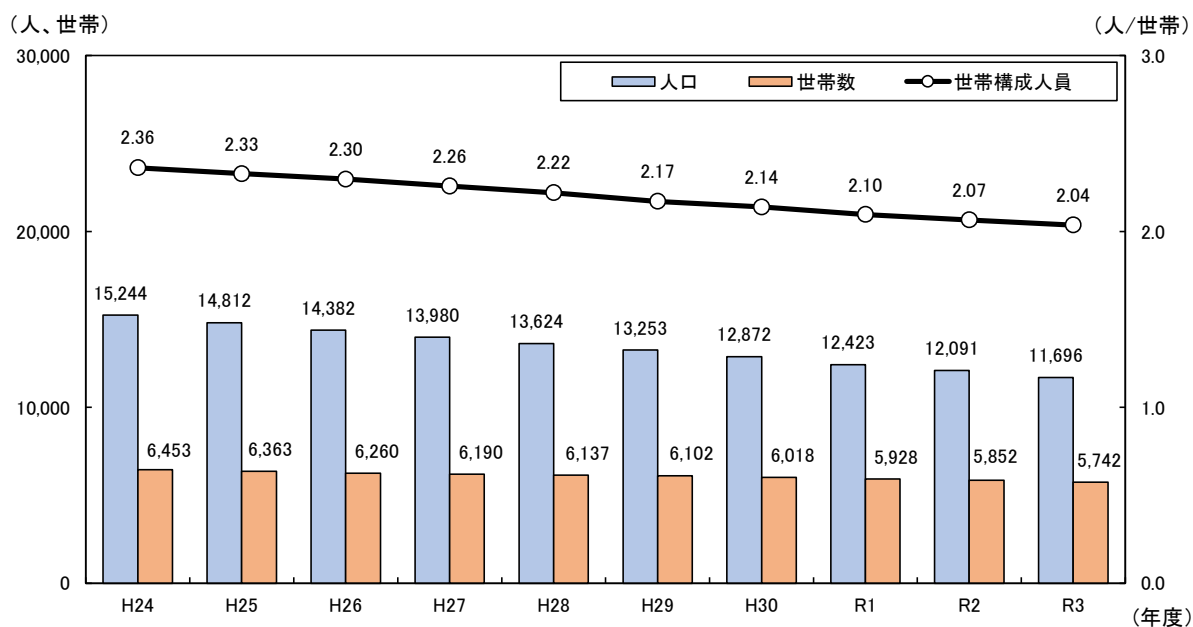
2. 2 社会的特性

(1) 人口・世帯数の推移

本町の人口・世帯数の推移は、図 1. 7 に示すとおりです。

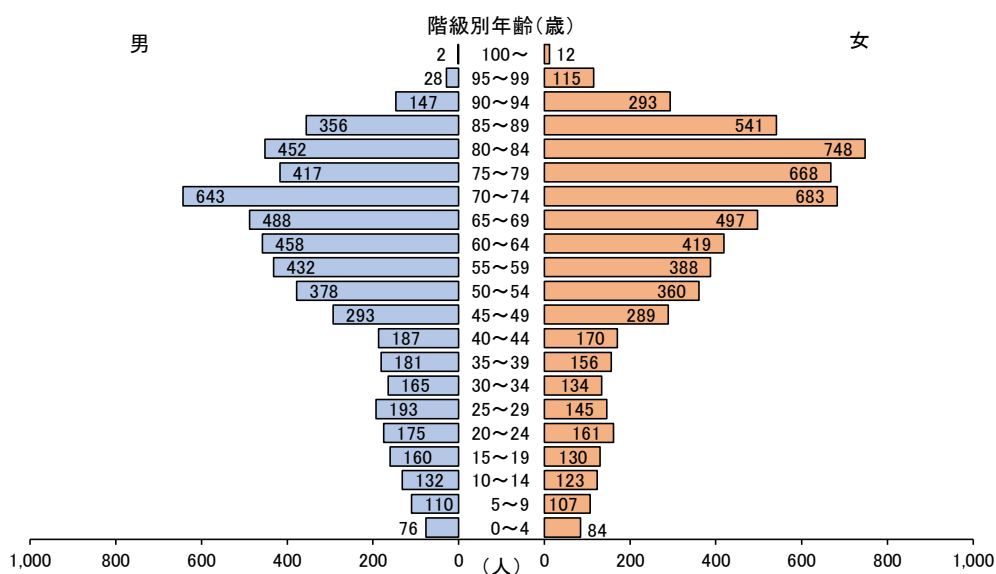
令和 3 年 9 月 30 日現在の人口は 11,696 人、世帯数は 5,742 世帯で、世帯構成人員は 2.04 人/世帯です。平成 24 年度に比べ、人口が約 23%減少、世帯数が約 11%減少しています。人口、世帯数及び世帯構成人員は、いずれも減少傾向にあります。

また、令和 3 年 9 月 30 日現在の 5 歳階級別の年齢別人口は、図 1. 8 に示すとおり、男女ともに 70～74 歳の団塊世代が多くなっています。



出典: 住民基本台帳人口(9月30日現在)

図 1. 7 人口・世帯数の推移



出典: 住民基本台帳人口(令和3年9月30日現在)

図 1. 8 年齢別人口 (令和 3 年 9 月 30 日現在)

(2) 産業構造

本町の産業の状況は、表 1.2 に示すとおりです。

令和3年6月1日現在の民営事業所数は603事業所で、従業者数は3,383人となっています。産業別に見ると、第三次産業が事業所数では約78%、従業者数では約66%となっています。

表 1.2 産業別事業所数及び従業者数（民営）

産業分類	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類(大分類)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	29	4.81%	478	14.13%	農林漁業	29	4.81%	478	14.13%
第二次産業	102	16.92%	689	20.37%	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.33%	33	0.98%
					建設業	62	10.28%	399	11.79%
第三次産業	472	78.27%	2,216	65.50%	製造業	38	6.30%	257	7.60%
					電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.17%	1	0.03%
					情報通信業	2	0.33%	15	0.44%
					運輸業、郵便業	13	2.16%	106	3.13%
					卸売業、小売業	164	27.20%	688	20.34%
					金融業、保険業	2	0.33%	15	0.44%
					不動産業、物品賃貸業	19	3.15%	46	1.36%
					学術研究、専門・技術サービス業	13	2.16%	62	1.83%
					宿泊業、飲食サービス業	73	12.11%	241	7.12%
					生活関連サービス業、娯楽業	70	11.61%	110	3.25%
					教育、学習支援業	8	1.33%	11	0.33%
					医療、福祉	36	5.97%	556	16.44%
					複合サービス事業	15	2.49%	149	4.40%
総計	603	100.00%	3,383	100.00%	サービス業(他に分類されないもの)	56	9.27%	216	6.39%
					総計	603	100.00%	3,383	100.00%

出典：令和3年経済センサス活動調査（令和3年6月1日現在）

(3) 土地利用状況

本町の町域は241.89km²を有していますが、図 1.9 に示すとおり、全体の約85%を森林が占める中山間地域で耕地が2.3%、宅地が1.2%となっています。森林は全般に急峻で、平坦部は極めて少なく、海に面した僅かな土地に民家が集中する沿岸部と、民家と耕地が散在する農山村部とに分かれています。

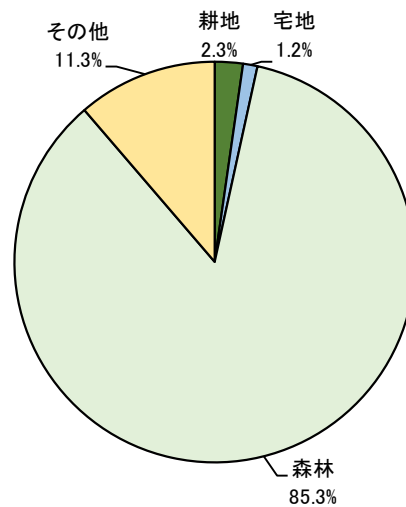


図 1.9 土地利用状況



第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1.1 ごみ処理に関する国等の動向

(1) 国のごみ処理に関する計画等

① 廃棄物処理基本方針及び第四次循環型社会形成推進基本計画

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号、以下「廃棄物処理基本方針」という。）及び「循環型社会形成推進基本計画」（環境省、第三次[平成25年5月]、第四次[平成30年6月]）において、表2.1に示すとおり、ごみ排出量等の削減目標が設定されています。なお、廃棄物処理基本方針の数値目標は、第三次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて設定されており、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画として改定されたことから廃棄物処理基本方針も当計画と整合を図りつつ改定される予定となっています。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、ごみ総排出量及び家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）については、1人1日当たり排出量として具体的な数値目標が定められています。事業系ごみ排出量と最終処分量については、基準年度からの削減率が示され、リサイクル率（資源化率）については具体的な数値目標が定められています。

表 2.1 国の減量・資源化目標

指 標	廃棄物処理基本方針 (平成28年1月21日)		循環型社会形成推進基本計画			
			第三次計画(平成25年5月)		第四次計画(平成30年6月)	
	数値目標	目標年次	数値目標	目標年次	数値目標	目標年次
1人1日当たりごみ総排出量	平成24年度比で 約12%削減	令和2年度	平成12年度比で 約25%削減 約890g/人・日	令和2年度	約850g/人・日	令和7年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	約500g/人・日		平成12年度比で 約25%削減 約500g/人・日		約440g/人・日	
事業系ごみ排出量	—	—	平成12年度比で 約35%削減	—	平成25年度比で 約16%削減	
リサイクル率又は出口側の循環利用率	リサイクル率 約27%	令和2年度	—	—	出口側の循環利用率 約28%	
最終処分量	平成24年度比で 約14%削減		—	—	平成25年度比で 約30%削減	

出典1)廃棄物処理基本方針:廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月21日)

出典2)循環型社会形成推進基本計画(環境省)

注1)家庭系ごみ排出量は、集団回収及び資源ごみを除く排出量

注2)一般廃棄物の出口側の循環利用率、一般廃棄物最終処分量は補助指標

注3)一般廃棄物の出口側の循環利用率＝一般廃棄物の循環利用量/一般廃棄物の排出量と定義されているので、リサイクル率と同義とします。

注4)第四次計画の平成25年度比の削減率は、中央環境審議会循環型社会部会第26回資料により算定

事業系ごみ排出量削減率＝(平成25年度排出量実績－令和7年度排出量推計)÷平成25年度排出量実績×100＝(1,312万t－1,100万t)÷1,312万t×100＝16.2%

最終処分量削減率＝(平成25年度最終処分量実績－令和7年度最終処分量推計)÷平成25年度最終処分量実績×100＝(454万t－320万t)÷454万t×100＝29.5%

注5)新たな「廃棄物処理基本方針」は、第四次計画の目標と整合が取れるよう検討予定となっています。

② プラスチック資源循環戦略

プラスチックの海洋流出による地球規模での環境汚染が懸念されており、ワンウェイ（使い捨て）の1人当たり容器包装廃棄物が世界で2番目に多く、未利用の廃プラスチックが一定程度あることなどから、「プラスチック資源循環戦略」（環境省他、令和元年5月）において、表 2.2 に示すとおりリユース・リサイクル、再生利用等の目標が設定されています。

表 2.2 プラスチック資源循環に関する目標

区分	プラスチック資源循環戦略 (環境省他、令和元年5月)	
	数値目標	目標年次
リデュース	ワンウェイのプラスチック(容器包装等)をこれまでの努力を含め累計で25%排出抑制するよう目指す。	令和12年
リユース・リサイクル	プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう目指す。	令和12年
	すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう目指す。	令和17年
再生利用	適用可能性を勘案した上で、令和12年までに、プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増するよう目指す。	令和12年

出典:プラスチック資源循環戦略(環境省他、令和元年5月)

③ 食品ロス削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）として、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められています。

都道府県は、食品ロス基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされており、また、市町村は、食品ロス基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

表 2.3 食品ロス削減に関する目標

区分	食品ロス基本方針(閣議決定、令和2年3月)	
	数値目標	目標年度
食品ロス量	平成12年度比で半減	令和12年度
消費者割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80%	—

出典:食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月)

④ 三重県循環型社会形成推進計画

ごみ処理に係る三重県の目標としては、「三重県循環型社会形成推進計画」（三重県、令和3年3月）において、表 2.4 に示すとおり、国の目標値と同様、1人1日当たりごみ排出量等のモニタリング指標と見込み値が設定されています。

また、県全体として、食品ロス量削減率等の目標が定められているほか、県のプラスチック対策事業において、県が市町や事業者等と連携したことで、プラスチックの資源循環の高度化等の仕組みの構築に向けて取り組んだ件数なども目標として定められています。

表 2.4 三重県の数値目標

区分		三重県循環型社会形成推進計画 (令和3年3月)	
		数値目標	
		平成30年度 (現状値)	令和7年度 (見込み)
モニタリング 指標	1人1日当たりごみ排出量	947g/人・日	902g/人・日 (平成30年度比で約5%削減)
	資源化率	26.7%	27.3%
	最終処分量	25千トン	10千トン (平成30年度比で60%削減)
目標 (参考)	食品ロス量削減率	(令和3年度に調査)	生活系10%削減 事業系10%削減

出典：三重県循環型社会形成推進計画(三重県、令和3年3月)

注1)1人1日当たりごみ排出量=(家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)÷(計画収集人口×365日)×10⁶

注2)資源化率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷ごみ総排出量(集団回収量含む)×100

注3)食品ロス量削減率：家庭から発生した食品ロス量及び事業活動に伴って発生した食品ロス量について、令和3年度(令和2年度実績)に対する令和7年度(令和6年度実績)におけるそれぞれの削減率

1.2 南伊勢町のごみ処理の現状（令和5年3月末まで）

（1）ごみ処理体制

① 分別と収集

令和5年3月末までの本町の分別収集区分は、表2.5に示すとおり、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみの4種12分別です。

燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみは、いずれも指定集積場で収集しています。

表 2.5 分別区分、収集頻度及び排出形態等（令和5年3月末まで）

区分		収集頻度 収集場所	主なごみの例	排出形態	備考
燃えるごみ		週3回	生ごみ、紙類や紙おむつなど、かばん、乾燥剤・くつ、食用油、木くず	町指定袋	紙おむつは、汚物を取り除き、2重の袋に入れて排出
		指定集積場			
燃えないごみ		月2回	一斗缶以下の鉄類、小さな電気製品類、時計、アルミ箔、かさの骨、ナイフ・はさみ	収集ネット	危険物は厚紙にくるんで排出
		指定集積場			
粗大ごみ(可燃)		2ヶ月1回	タンス、タタミ、机、フスマ、布団	—	木材は長さ50cm、直径15cm程度に切断して排出
		指定集積場			
粗大ごみ(不燃)		2ヶ月1回	掃除機・ポット・家電品、ストーブ・ガス台、扇風機・オーディオ・傘、家電4品目	—	
		指定集積場			
資源ごみ	その他プラスチック	週1回	シャンプー・洗剤・乳酸菌飲料などのボトル、ボトルのふた、プリン・卵パック・コンビニなどの弁当容器・惣菜のパック等	収集ネット	
		指定集積場			
	白色トレイ	週1回	白色のトレイ	収集ネット	
		指定集積場			
	ペットボトル	月2回	識別表示マークがついたもの	収集ネット	
		指定集積場			
	発泡スチロール	月1回	トロ箱、緩衝材類	収集ネット	
		指定集積場			
	ビン類・ガラス類	月2回	ビン・ガラス・コップ、陶器類、蛍光灯、茶色のビン、無色のビン、その他の色	収集かご	
		指定集積場			
	カン	月2回	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶・カートリッジ式ガスボンベ、缶詰類	収集かご	
		指定集積場			
	紙類	月1回	新聞、雑誌・その他紙、ダンボール、紙パック	ヒモで十文字にしばって排出	
		指定集積場			
	古着	月1回	綿や絹の古布、シャツ・タオル等	ヒモで十文字にしばって排出	
		指定集積場			

注) 指定集積場：ごみステーションまたは分散型回収かご

② ごみ処理施設

令和5年3月末までの本町の主なごみ処理施設は、表 2.6、表 2.7 及び表 2.8 に示すとおり、クリーンセンターなんとう（ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場、保管施設）、さいたエコ・センター（資源ごみ選別・圧縮・梱包）、南勢一般廃棄物最終処分場から構成されています。

クリーンセンターなんとうの施設運営は、直営ですが、その他プラスチック類の前処理作業等の業務の一部は、シルバー人材が行っています。

また、さいたエコ・センターは、本町から発生する資源ごみ（ペットボトル、その他プラスチック、白色トレイ、発泡スチロール）の処理を行っています。

南勢一般廃棄物最終処分場は、本町の南勢地区から発生する燃えないごみ、不燃性粗大ごみ及び焼却残渣（クリーンセンターなんとうの焼却残渣のうち南勢地区分）を埋立処分する施設で、運営は直営で行っています。本施設には、埋立の前処理施設及び缶・金属類の圧縮施設もあります。さらに、燃えるごみの中継施設及び資源物の仮置場としても使用されており、業務の一部は委託業者が行っています。

表 2.6 クリーンセンターなんとうの概要

施設の名称	クリーンセンターなんとう (ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場、保管施設)
所在地	三重県度会郡南伊勢町東宮2897番地
敷地面積	2,201㎡ 延べ床面積:1,935.133㎡
供用開始	ごみ焼却処理施設:平成10年3月
	粗大ごみ処理施設:平成3年
	最終処分場:平成3年
	保管施設:平成14年度
ごみ焼却処理施設	処理能力:15 t/日 (7.5t/8時間×2炉)
	処理方式:機械化バッチ燃焼式焼却炉
	主要設備:ストーカ炉
	ガス冷却設備(水噴射式)
	バグフィルタ
	灰固形化設備
粗大ごみ処理施設	排水処理設備(クローズドシステム)
	処理能力:8t/日
	処理方式:併用(可燃、不燃、金属の3種選別)
	主要設備:圧縮機
	破碎機
	磁力選別設備
最終処分場	可燃・不燃選別設備
	集じん設備(バグフィルタ)
	埋立面積:8,000㎡
	埋立容量:30,000㎡
	埋立方法:準好気性埋立サンドイッチ工法
保管施設	浸出液処理施設:処理能力60m³/日
	処理方式:回転円板+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着塔+滅菌
	金属(アルミ缶、スチール缶)、ガラス(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック

注) ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設は、令和5年3月末稼働停止予定



【クリーンセンターなんとう(焼却処理施設・粗大ゴミ処理施設等)】



【クリーンセンターなんとう(保管施設)】

表 2.7 さいたエコ・センターの概要（令和5年3月末稼働停止予定）

施設の名称	さいたエコ・センター
所在地	三重県度会郡南伊勢町斎田字小口575-4
敷地面積	3,602.2㎡ 延べ床面積:2,138.44㎡
供用開始	平成14年10月
機械設備	処理能力:7t/日
	処理方式:選別・圧縮・梱包
	処理品目:ペットボトル、その他プラスチック、白色トレイ、発泡スチロール

表 2.8 南勢一般廃棄物最終処分場の概要

施設の名称	南勢一般廃棄物最終処分場
所在地	三重県度会郡南伊勢町伊勢路西行谷511外
総面積	7,549㎡
埋立面積	5,033㎡
埋立容量	47,600㎡
埋立方法	準好気性埋立サンドイッチ工法、シートしゃ水
供用開始	平成2年度



【さいたエコ・センター(圧縮・梱包後の資源化物)】



【南勢一般廃棄物最終処分場】

③ その他のごみ処理関連施設

本町におけるその他のごみ処理関連施設としては、表 2.9 に示すとおり、きりはらコンポストセンターがあります。

きりはらコンポストセンターは、南勢地区の小中学校給食、保育園、高齢者福祉施設、病院、民間事業所から排出される生ごみ及び農業・漁業集落排水処理施設等から排出される汚泥を対象とし、副資材として JA ライスセンター等から発生する籾殻、町内から発生するおが屑等を利用した堆肥化施設です。製造した堆肥は、生産者保証書を貼付して、町内に無料で配布しています。

運営は、原料収集から副資材の調達、運転管理の全てを直営で行っており、さらに、家庭における生ごみ堆肥化奨励のため、「ボカシ肥」を製造し、無料で配布しています。

表 2.9 きりはらコンポストセンターの概要

施設の名称	きりはらコンポストセンター
所在地	三重県度会郡南伊勢町切原195-6
敷地面積	1,500㎡ 延べ床面積：330㎡
供用開始	平成14年度、平成19年度（増設）
機械設備	処理能力：2,000kg/日 処理方式：生ごみ及び汚泥の堆肥化処理 脱 臭：生物脱臭 フローシート：前処理工程＋一次発酵工程＋二次発酵工程 ＋熟成＋発酵工程＋製品化工程 機器構成：投入コンテナ、自動投入機（リフター）、高速発酵機（原料攪拌装置）、横型連続発酵槽（ロータリーキルン型）、送風機、換気装置、ホイルローダー、脱臭装置、振動ふるい機、堆肥計量袋詰め装置他



【きりはらコンポストセンター(堆肥化施設、製造コンポスト)】

④ ごみ処理フロー

令和5年3月末までの本町におけるごみ処理フローは、図 2.1 に示すとおりで、分別品目別にごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びびりサイクル施設等で処理を行い、資源化や最終処分を行っています。また、各施設の配置位置は図 2.2 に示すとおりです。

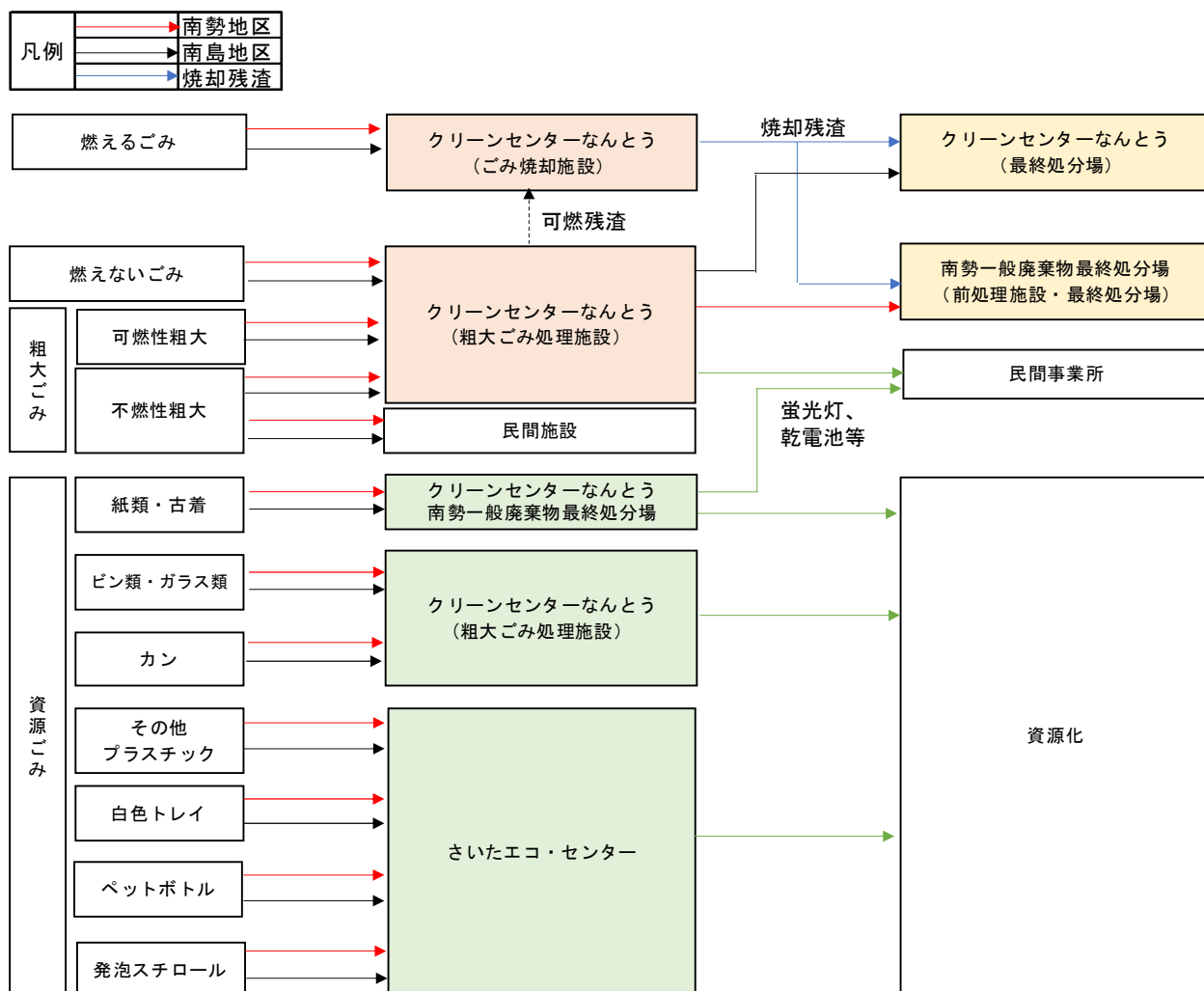


図 2.1 ごみ処理フロー（令和5年3月末まで）

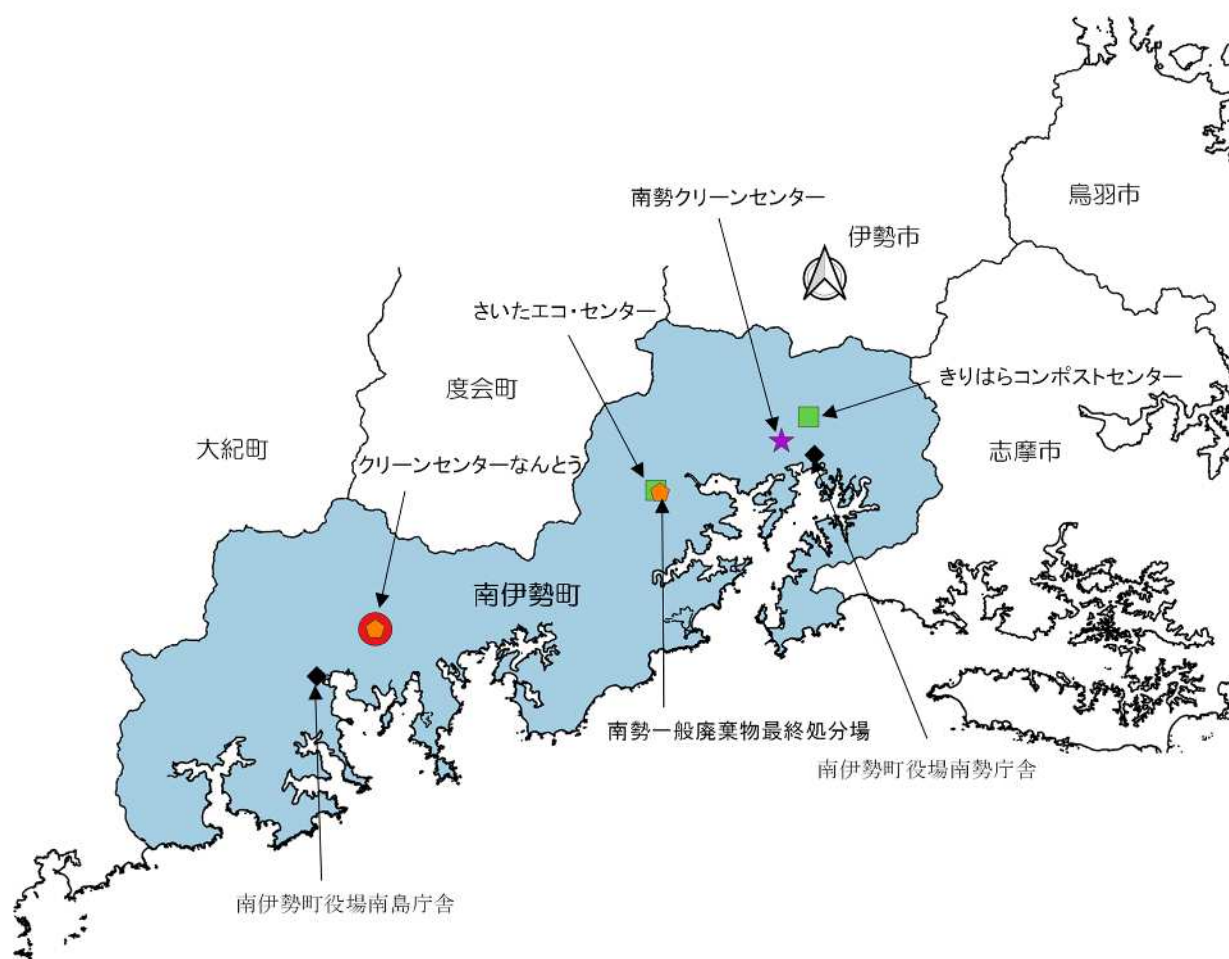


図 2.2 ごみ処理施設の位置（令和5年3月末まで）

（２） ごみの排出状況

① ごみ総排出量

ごみ総排出量（排出形態別）の推移は、図 2.3 及び表 2.10 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、令和3年度は生活系ごみが約90%、事業系ごみが約10%の構成となっています。生活系ごみ、事業系ごみともに概ね減少傾向にあります。

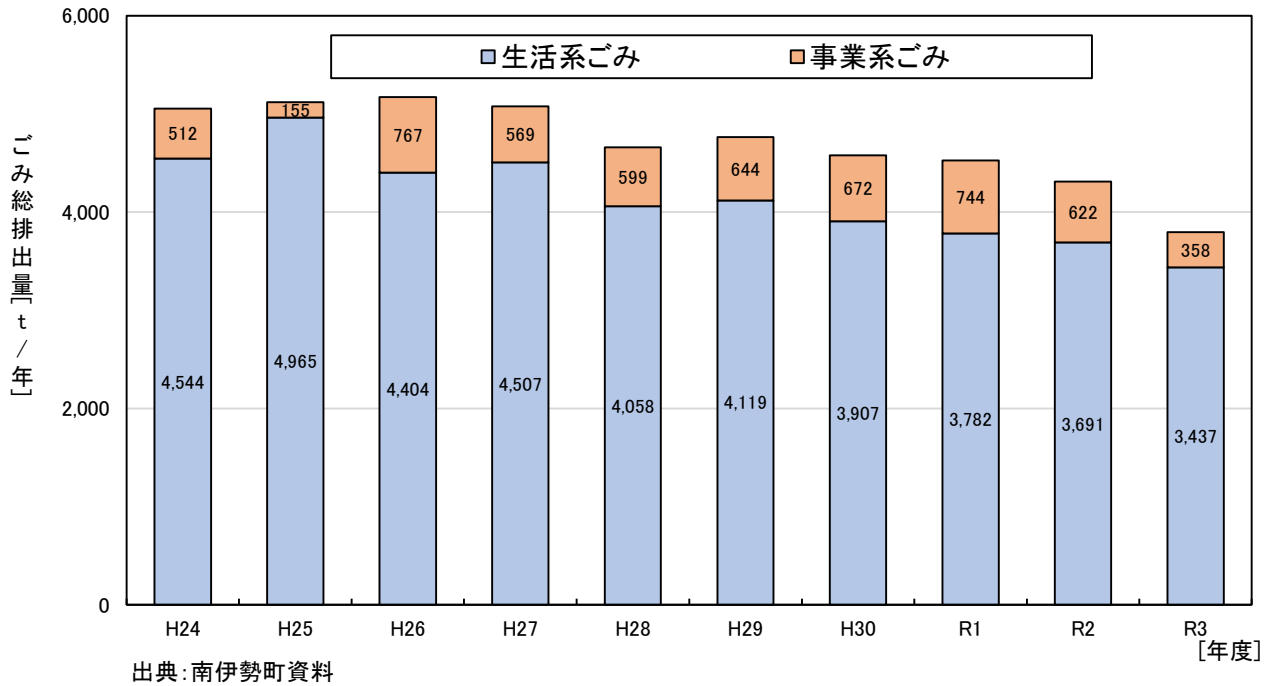


図 2.3 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

表 2.10 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

		単位: t/年								
[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
生活系ごみ	4,544	4,965	4,404	4,507	4,058	4,119	3,907	3,782	3,691	3,437
事業系ごみ	512	155	767	569	599	644	672	744	622	358
ごみ総排出量	5,056	5,120	5,171	5,076	4,657	4,763	4,579	4,526	4,313	3,795

出典: 南伊勢町資料

② 生活系ごみ排出量

生活系ごみは、直営により収集されるごみ（収集ごみ）と、町民が自らごみ処理施設へ搬入するごみ（直接搬入ごみ）に区分され、図 2.4 及び表 2.11 に示すとおり、大部分が収集ごみとなっています。

ごみ種類別生活系ごみ排出量の推移は、図 2.5 及び表 2.12 に示すとおりです。燃えるごみ、燃えないごみ及び資源ごみは減少傾向、粗大ごみは概ね横ばいで推移し、全体としては減少傾向にあります。

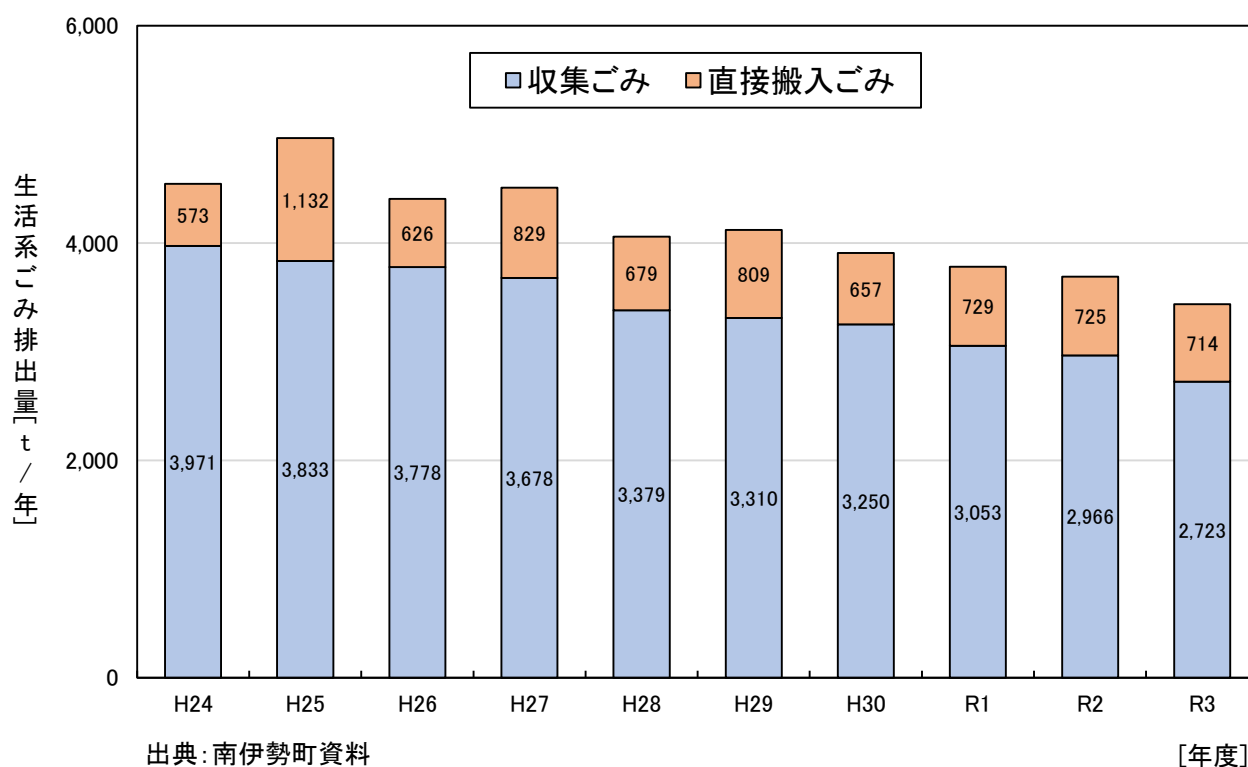


図 2.4 生活系ごみの収集形態別排出量の推移

表 2.11 生活系ごみの収集形態別排出量の推移

単位: t/年

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収集ごみ	3,971	3,833	3,778	3,678	3,379	3,310	3,250	3,053	2,966	2,723
直接搬入ごみ	573	1,132	626	829	679	809	657	729	725	714
生活系ごみ排出量	4,544	4,965	4,404	4,507	4,058	4,119	3,907	3,782	3,691	3,437

出典: 南伊勢町資料

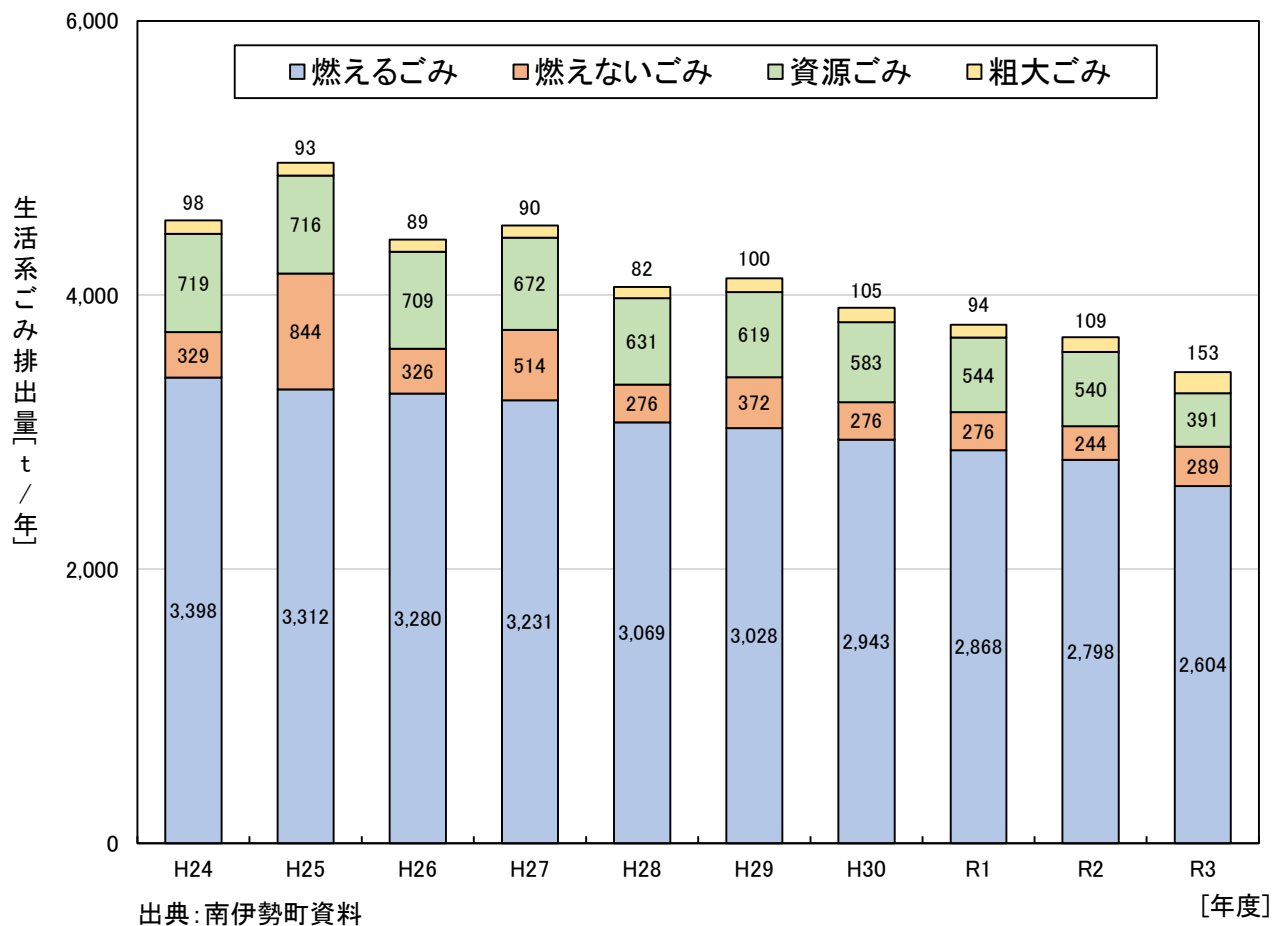


図 2.5 ごみ種類別生活系ごみ排出量の推移

表 2.12 ごみ種類別生活系ごみ排出量の推移

単位: t/年

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
燃えるごみ	3,398	3,312	3,280	3,231	3,069	3,028	2,943	2,868	2,798	2,604
燃えないごみ	329	844	326	514	276	372	276	276	244	289
資源ごみ	719	716	709	672	631	619	583	544	540	391
粗大ごみ	98	93	89	90	82	100	105	94	109	153
生活系ごみ排出量	4,544	4,965	4,404	4,507	4,058	4,119	3,907	3,782	3,691	3,437

出典: 南伊勢町資料

③ 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、生活系ごみと異なり、直営収集は行っておらず、全量が排出事業者から収集運搬の委託を受けた許可業者による収集（許可業者収集）又は排出事業者により直接搬入されます。

事業系ごみ排出量の推移は、図 2.6 及び表 2.13 に示すとおりです。事業系ごみは全量が燃えるごみとなっており、平成 27 年度以降増加傾向にありましたが、令和 2 年度から減少に転じています。

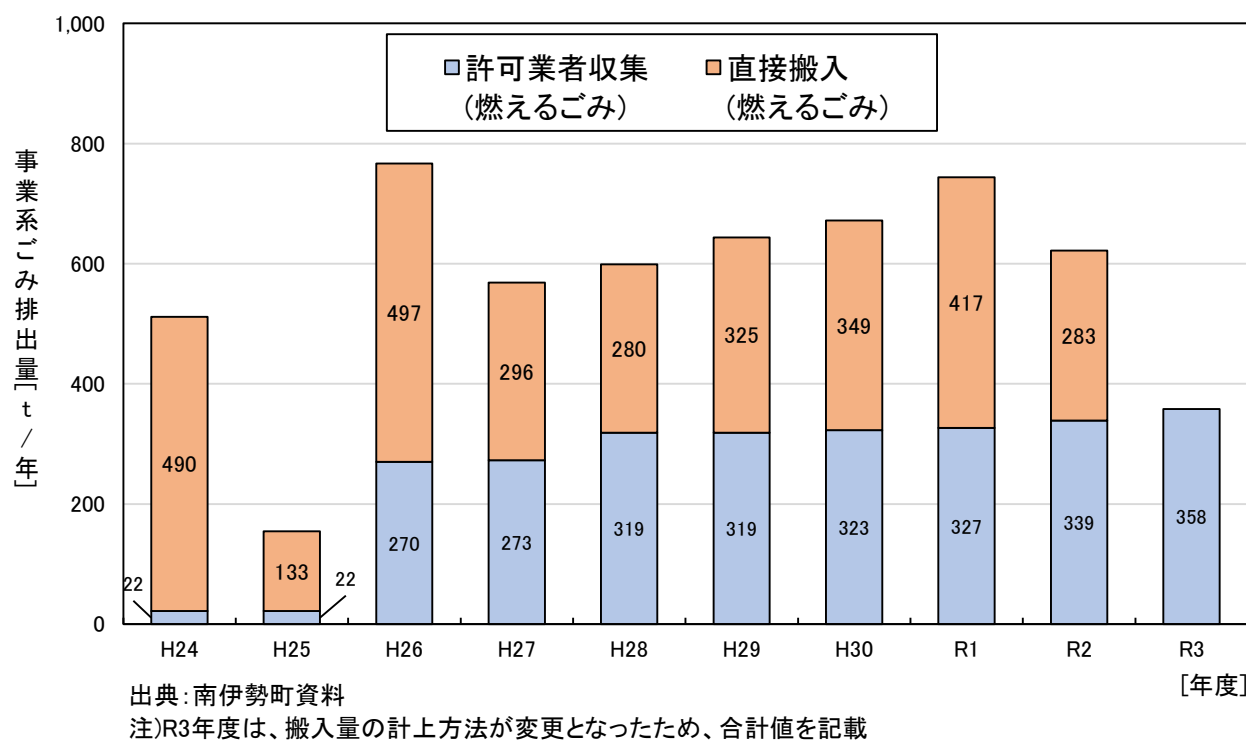


図 2.6 事業系ごみの収集形態別排出量の推移

表 2.13 事業系ごみの収集形態別排出量の推移

単位: t/年

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
許可業者収集 (燃えるごみ)	22	22	270	273	319	319	323	327	339	358
直接搬入 (燃えるごみ)	490	133	497	296	280	325	349	417	283	
事業系ごみ排出量	512	155	767	569	599	644	672	744	622	358

出典: 南伊勢町資料

注) R3年度は、搬入量の計上方法が変更となったため、合計値を記載

④ 排出量の原単位

ア 1人1日当たりのごみ総排出量

原単位とは、排出量を人口及び年間日数で除した値です。1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、図 2.7 及び表 2.14 に示すとおりです。

本町の1人1日当たりのごみ総排出量は、平成29年度以降ほぼ横ばいで推移しており、三重県平均や全国平均と比較して多い状況にあります。

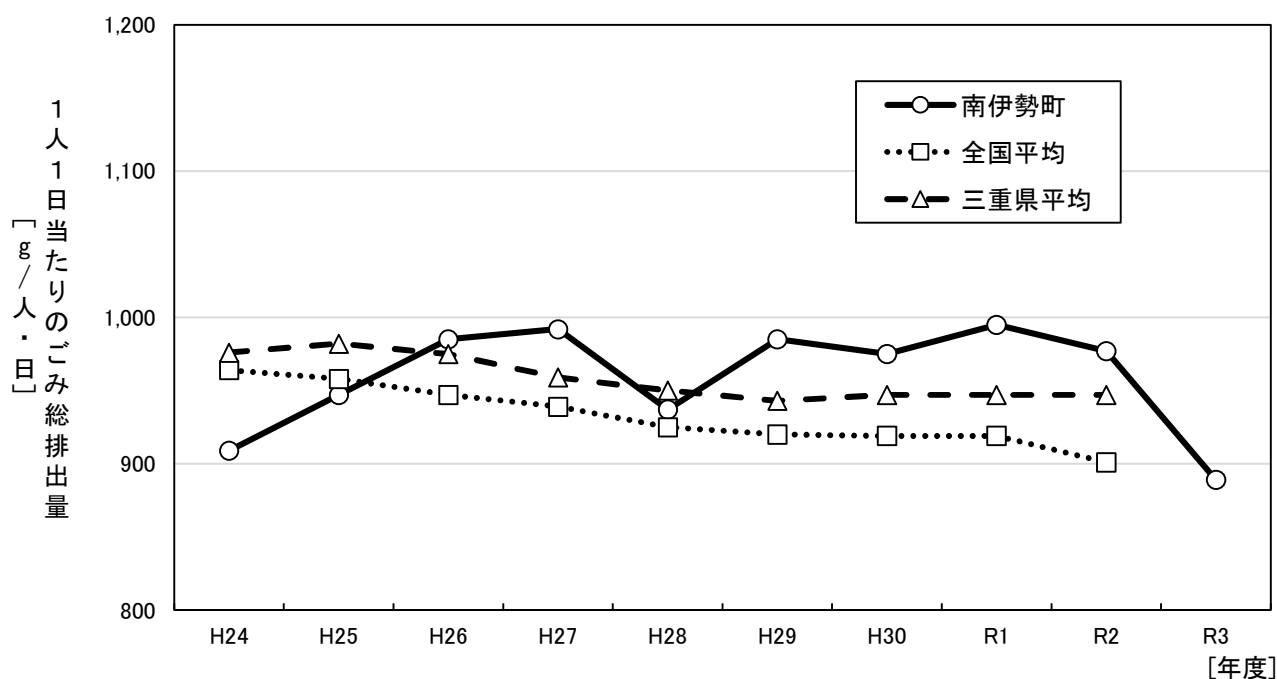


図 2.7 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

表 2.14 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

単位: g/人・日										
[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
南伊勢町	909	947	985	992	937	985	975	995	977	889
全国平均	964	958	947	939	925	920	919	919	901	—
三重県平均	976	982	975	959	950	943	947	947	947	—

出典: 南伊勢町資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

イ 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）

国の生活系ごみ排出量の目標値は、資源ごみを除いた排出量を採用していることから、本町の資源ごみを除いた排出量について、三重県平均や全国平均と比較します。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）の推移は、図 2.8 及び表 2.15 に示すとおりです。本町の1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、ごみ総排出量と同様に三重県平均や全国平均と比較して多い状況にあります。

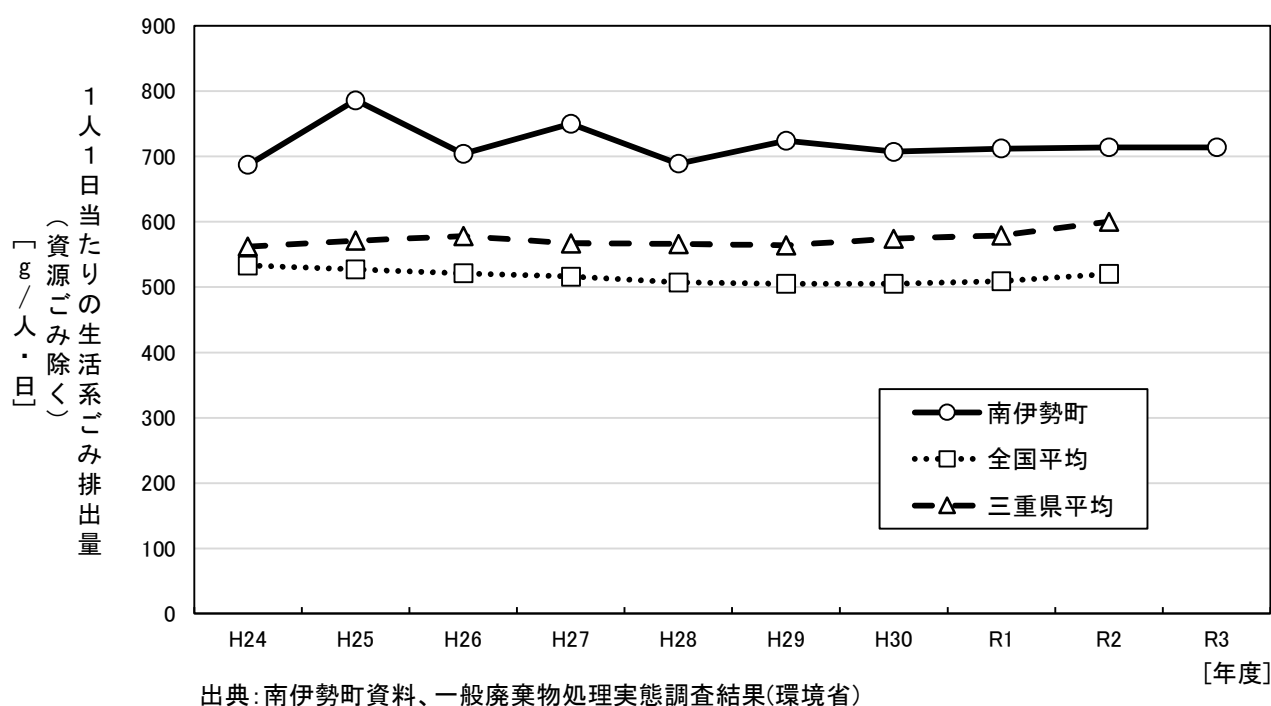


図 2.8 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）の全国平均等との比較

表 2.15 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）の全国平均等との比較

単位: g/人・日

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
南伊勢町	687	786	704	750	689	724	707	712	714	714
全国平均	533	527	521	516	507	505	505	509	520	—
三重県平均	562	571	578	567	566	564	574	579	600	—

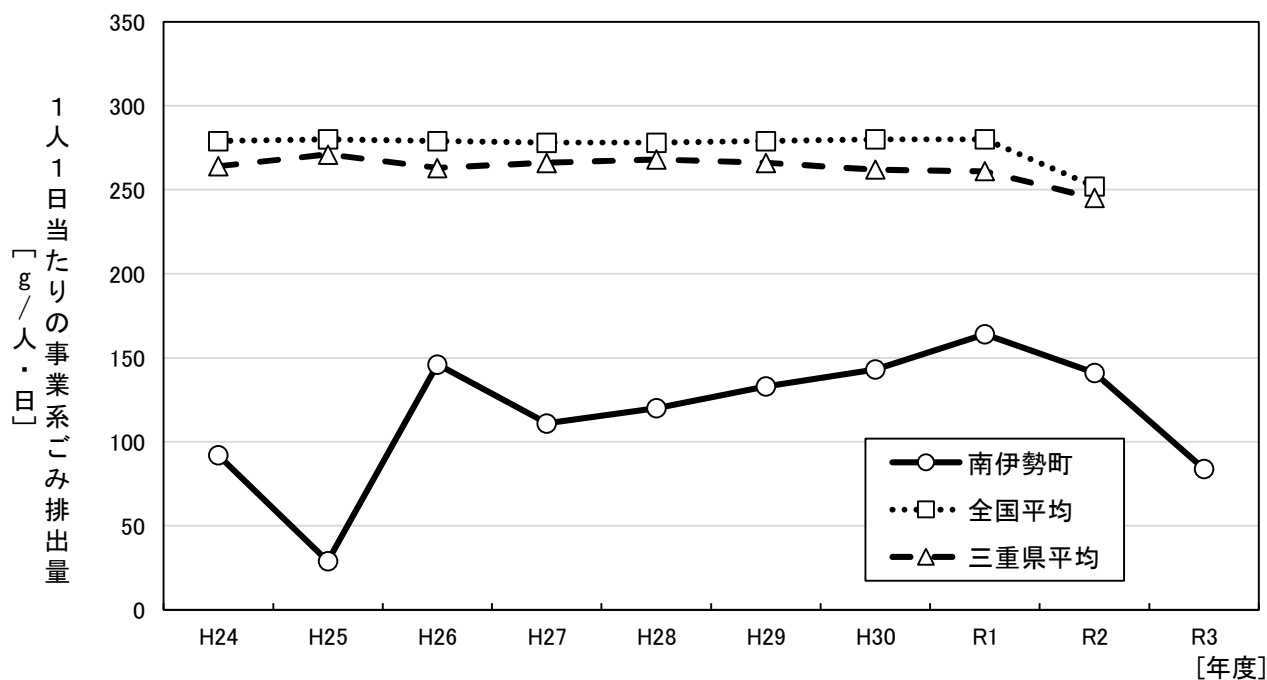
出典: 南伊勢町資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 生活系ごみは資源ごみを除く

ウ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移は、図 2.9 及び表 2.16 に示すとおりです。

本町の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、三重県平均や全国平均と比較して少ない状況にあります。



出典：南伊勢町資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.9 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

表 2.16 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

単位：g/人・日

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
南伊勢町	92	29	146	111	120	133	143	164	141	84
全国平均	279	280	279	278	278	279	280	280	252	—
三重県平均	264	271	263	266	268	266	262	261	245	—

出典：南伊勢町資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(3) ごみ処理の状況

① 焼却処理の状況

焼却処理量及び焼却残渣発生率の推移は、図 2.10 及び表 2.17 に示すとおりです。

焼却処理量は、令和元年度までは、ほぼ横ばい傾向でしたが、令和3年度には減少に転じています。また、焼却残渣発生率は平成30年度及び令和2年度を除いて増加傾向がうかがえます。

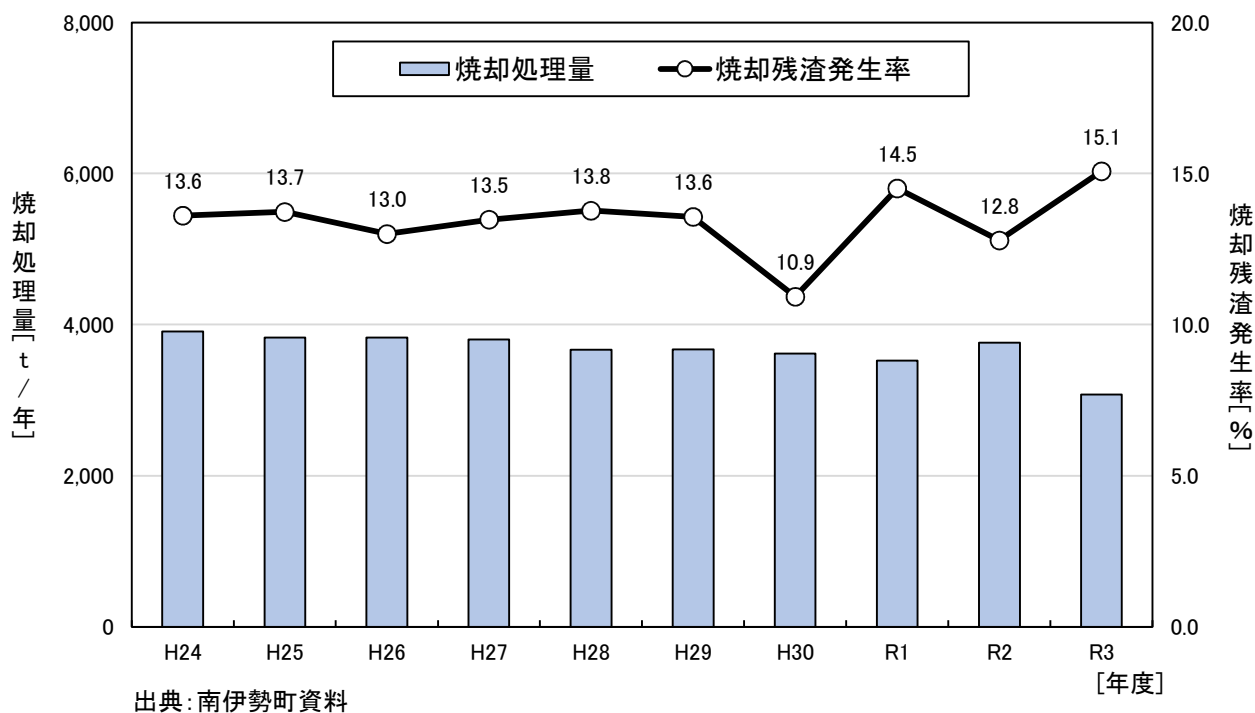


図 2.10 焼却処理量等の推移

表 2.17 焼却処理量等の推移

[年度]		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼却処理量	[t/年]	3,910	3,831	3,830	3,800	3,668	3,672	3,615	3,522	3,761	3,072
焼却残渣量	[t/年]	532	526	498	512	505	498	395	511	481	463
焼却残渣発生率	[%]	13.6	13.7	13.0	13.5	13.8	13.6	10.9	14.5	12.8	15.1

出典: 南伊勢町資料

② 燃えるごみの性状

燃えるごみの性状は、表 2.18 に示すとおりです。

ごみ組成については、紙・布類が最も多く、約 43% を占めています。次いで、合成樹脂・皮革類約 21%、厨芥類約 17% となっています。

低位発熱量は約 7,000kJ/kg 程度となっています。また、三成分については、水分が約 50%、可燃分が約 44% を占めています。

表 2.18 燃えるごみの性状

	可燃ごみ組成							ごみの3成分			その他
	紙類	布類	類合成樹脂・皮革	植木・竹・わら・	厨芥類	不燃物類	その他	水分	灰分	可燃分	低位発熱量
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kJ/kg
平成28年度	33.5	11.7	19.5	11.7	16.7	3.8	3.3	54.9	5.4	39.8	6,113
平成29年度	46.1	4.8	22.9	9.6	10.2	3.6	2.9	46.8	6.9	46.3	7,553
平成30年度	33.6	5.1	22.6	11.4	20.7	3.6	3.1	48.6	5.9	45.6	7,365
令和元年度	36.5	6.2	20.8	14.5	14.0	4.5	3.6	53.6	5.9	40.5	6,285
令和2年度	31.6	7.6	23.1	12.0	16.8	3.1	5.8	47.8	5.3	46.9	7,635
令和3年度	32.3	11.7	18.7	5.7	22.9	1.6	7.1	50.6	4.6	44.8	7,150
総平均値	35.6	7.8	21.3	10.8	16.9	3.4	4.3	50.4	5.7	44.0	7,017
最大値(参考)	46.1	11.7	23.1	14.5	22.9	4.5	7.1	54.9	6.9	46.9	7,635
最小値(参考)	31.6	4.8	18.7	5.7	10.2	1.6	2.9	46.8	4.6	39.8	6,113

出典：南伊勢町資料

注)端数処理の関係で合計値は100%とならない場合があります。

③ 資源化の状況

資源化量及び資源化率の推移は、図 2.11 及び表 2.19 に示すとおりです。

資源化量は、全体として減少傾向で推移しています。また、資源化率は令和3年度約15%で、三重県平均や全国平均を下回っています。

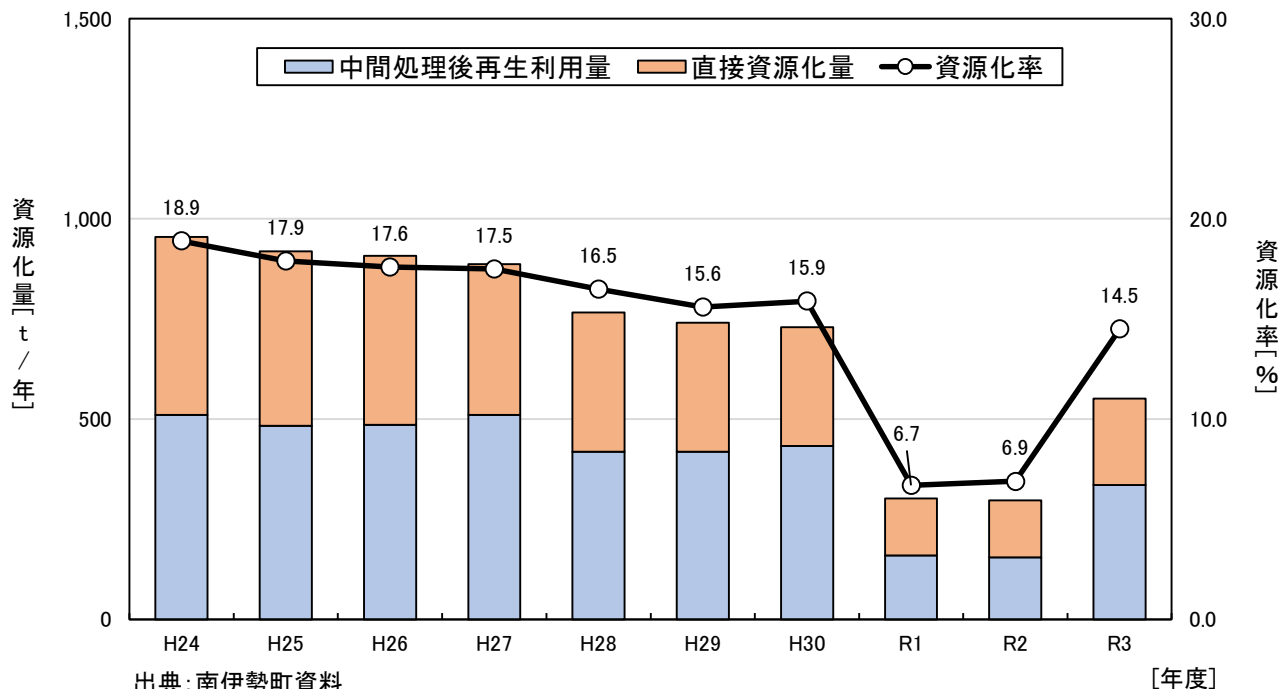


図 2.11 資源化量等の推移

表 2.19 資源化量等の推移

[年度]		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量[t/年]		5,056	5,120	5,171	5,076	4,657	4,763	4,579	4,526	4,313	3,795
資源化量[t/年]		955	919	908	887	767	741	730	302	297	551
	直接資源化量	444	435	422	376	348	322	297	142	142	215
	中間処理後再生利用量	511	484	486	511	419	419	433	160	155	336
資源化率[%]	南伊勢町	18.9	17.9	17.6	17.5	16.5	15.6	15.9	6.7	6.9	14.5
	三重県平均	30.7	30.1	29.7	28.5	27.4	27.2	26.4	23.1	20.4	—
	全国平均	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	—

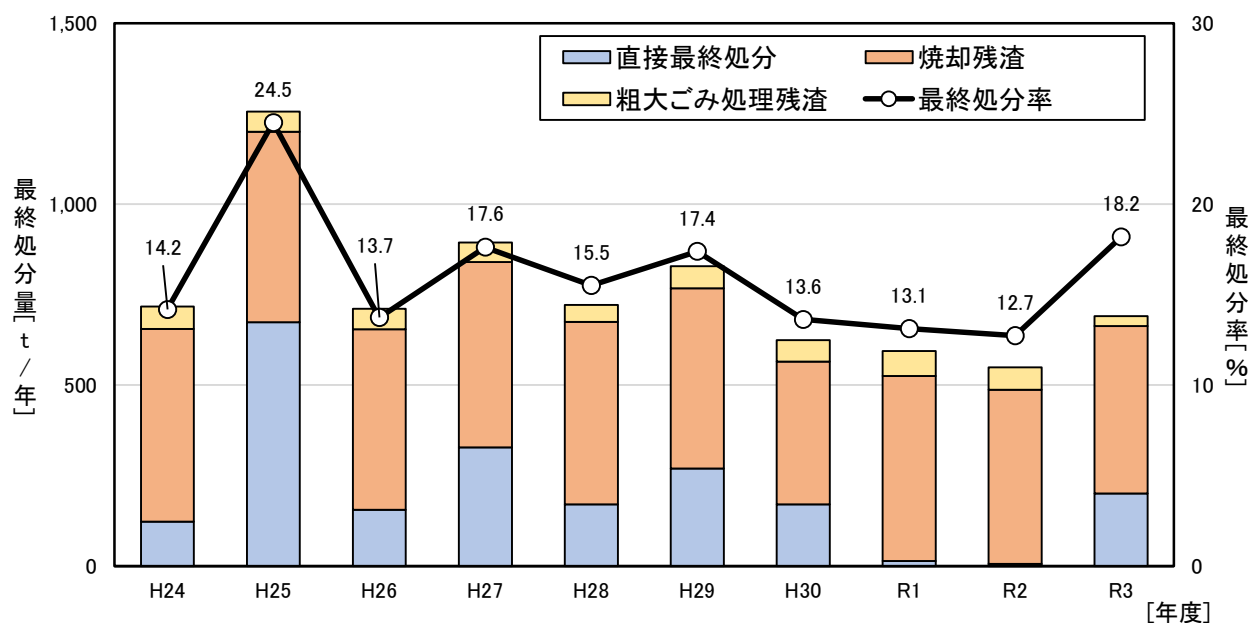
出典1)三重県平均、全国平均以外: 南伊勢町資料

出典2)三重県平均、全国平均: 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

④ 最終処分の状況

最終処分量及び最終処分率の推移は、図 2.12 及び表 2.20 に示すとおりです。

令和2年度までは直接最終処分が減少し、全体としても減少傾向にあります。令和3年度は若干増加しています。また、最終処分率も減少傾向にありましたが、令和3年度は増加に転じており、三重県平均や全国平均より高くなっています。



出典：南伊勢町資料

図 2.12 最終処分量等の推移

表 2.20 最終処分量等の推移

[年度]		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量[t/年]		5,056	5,120	5,171	5,076	4,657	4,763	4,579	4,526	4,313	3,795
最終処分量[t/年]	直接最終処分	717	1,255	710	894	722	828	624	594	549	690
	焼却残渣	123	674	156	328	170	269	170	14	6	200
	焼却残渣	532	526	498	512	505	498	395	511	481	463
	粗大ごみ処理残渣	62	55	56	54	47	61	59	69	62	27
最終処分率[%]	南伊勢町	14.2	24.5	13.7	17.6	15.5	17.4	13.6	13.1	12.7	18.2
	三重県平均	6.4	7.6	5.9	5.6	3.3	3.5	3.9	3.5	3.1	—
	全国平均	10.3	10.1	9.7	9.5	9.2	9.0	9.0	8.9	8.7	—

出典1)三重県平均、全国平均以外：南伊勢町資料

出典2)三重県平均、全国平均：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

⑤ ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移は、図 2.13 及び表 2.21 に示すとおりです。ごみ処理施設の建設・改良費を含むごみ処理経費は、令和3年度で年間約3.8億円となっており、一般会計決算額（歳出）に占める割合は3%～4%です。また、1人当たりの処理及び維持管理費は増加傾向で、令和3年度には年間約23千円/人程度となっています。

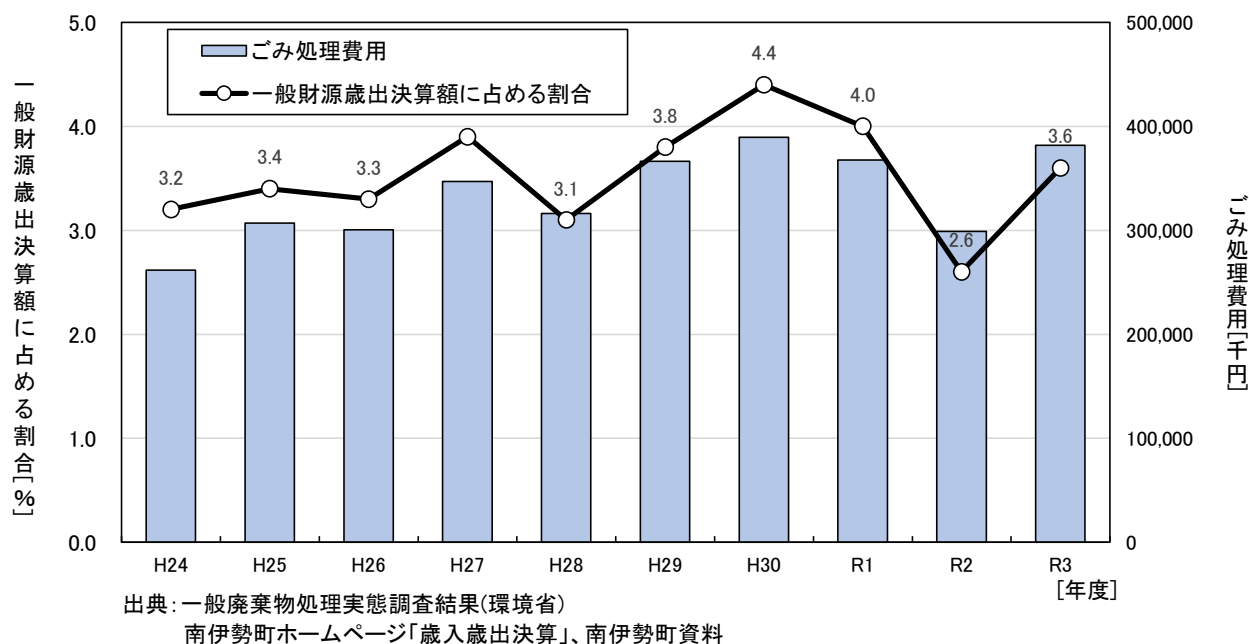


図 2.13 ごみ処理経費の推移

表 2. 2 1 ごみ処理経費の推移

				[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ処理費用「千円」	建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	299	8,617	98,429	6,417	41,317	0	
			中間処理施設	23,310	41,817	36,581	63,287	49,820	81,039	0	31,770	7,078	50,467	
			最終処分場	2,903	2,931	2,873	2,896	2,823	2,891	2,861	43,947	2,866	23,170	
			その他	0	2,206	2,673	0	0	0	0	0	0	0	
		調査費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		組合分担金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小 計			26,213	46,954	42,127	66,183	52,942	92,547	101,290	82,134	51,261	73,637
	処理及び維持管理費	人件費	一般職	10,175	10,083	10,362	11,476	11,752	11,700	10,898	11,402	15,328	17,078	
			処 収集運搬費	39,451	36,648	35,350	31,747	32,889	33,347	34,033	29,754	44,060	33,070	
			理 中間処理費	36,417	35,318	46,735	54,863	54,002	54,144	49,947	52,243	39,110	48,792	
			費 最終処分費	11,846	12,099	11,192	11,552	11,901	9,809	9,713	9,459	16,382	10,025	
		処理費	収集運搬費	11,495	11,245	8,657	10,798	9,032	10,232	10,178	10,932	11,682	14,987	
			中間処理費	46,410	44,425	56,693	53,556	47,627	50,594	57,108	52,558	57,108	50,703	
			最終処分費	2,291	6,348	6,823	8,888	6,753	9,876	7,551	18,637	6,178	15,762	
		車両等購入費			0	8,505	1,851	5,795	677	7,348	0	0	0	0
		委託費	収集運搬費	32,340	33,443	33,264	33,264	33,259	33,458	35,930	36,684	40,920	44,682	
			中間処理費	9,382	12,548	14,962	15,537	7,746	8,303	18,686	19,633	13,919	22,800	
			最終処分費	4,292	5,221	4,831	4,917	8,158	5,677	8,074	5,407	2,774	4,560	
			その他	2,001	2,516	4,467	5,786	1,935	2,669	9,483	2,372	406	3,502	
			組合分担金			5,330	18,493	0	0	0	0	0	0	0
			調査研究費			0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(a)小 計			211,430	236,892	235,187	248,179	225,731	237,157	251,601	249,081	247,867	265,961
		その他			23,890	22,977	23,087	32,593	37,534	36,613	36,623	36,442	0	42,188
		合計(b)			261,533	306,823	300,401	346,955	316,207	366,317	389,514	367,657	299,128	381,786
(c)行政区域内人口[人]				15,244	14,812	14,382	13,980	13,624	13,253	12,872	12,423	12,091	11,696	
(d)ごみ総排出量[t/年]				5,056	5,120	5,171	5,076	4,657	4,763	4,579	4,526	4,313	3,795	
(e)一般会計決算額(歳出)[千円]				8,225,800	8,983,233	8,990,598	8,840,717	10,269,375	9,749,029	8,934,668	9,096,509	11,441,877	10,618,631	
(f)1人当たり処理費[円/人] ((a)×1000÷(c))				13,870	15,993	16,353	17,752	16,569	17,895	19,546	20,050	20,500	22,739	
(g)1t当たり処理費[円/t] ((a)×1000÷(d))				41,818	46,268	45,482	48,893	48,471	49,792	54,947	55,033	57,470	70,082	
(h)一般会計決算額(歳出)に占める割合[%] ((b)÷(e)×100)				3.2	3.4	3.3	3.9	3.1	3.8	4.4	4.0	2.6	3.6	

出典1)一般会計決算額(歳出):南伊勢町ホームページ「歳入歳出決算」

出典2)一般会計決算額(歳出)以外:南伊勢町資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

1.3 前計画の実施状況等

前計画の実施状況については、表 2.22～表 2.26 に示すとおりです。

表 2.22 前計画の実施状況等（その1）

施策区分		施策の実施状況(実績等)	今後の課題、今後の継続性等
ごみ排出抑制・再資源化施策	町の役割・方策	住民意識の向上	●地域の公民館等におけるリサイクルやごみ減量化に関する講習会を実施し、町民の意識の発揚を促している。 ●適正な分別への協力やごみ減量に関する記事を広報等に掲載するなどの住民周知に関しては、広報紙・町ホームページ・南伊勢町行政チャンネル文字放送等により周知活動を実施している。 ●小・中学生を対象にごみ処理・処分施設の施設見学等の推進や環境教育については本年度もクリーンセンターなどにて実施しており町立3小学校の4年生を対象に実施している。 ●近年のコロナ渦における社会情勢の中、人を集めることを避ける必要があり講習会の実施については社会情勢や国の動向を注視しながら検討する必要がある。 ●適正な分別への協力やごみ減量に関する記事を広報等に掲載するなどの住民周知に関しては、広報紙・町ホームページ・南伊勢町行政チャンネル文字放送等により周知活動を継続していく。 また、新たな取り組みとして、QRコードを利用した適正な分別支援対策を構築していく。 ●小・中学生を対象にごみ処理・処分施設の施設見学等の推進や環境教育を継続して実施していく。
		協力体制の整備	●減量化推進審議会により必要に応じて協議をする場を設置している。 ●各自治会にてごみステーションの管理をして頂いており、地域の声を取り入れている。廃棄物減量等推進員については新たな分別が必要になった段階で改めて配置を依頼する。(計画当初は町独自のレジ袋有料化に伴って配置を呼びかけ、啓発物品(マイバック・チラシ)の配布活動にご尽力頂いた。) プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、新たな分別の検討を行う段階で改めて協議が必要であると考えている。
		有料化	●指定袋による家庭系ごみ及び粗大ごみの有料化収集については、価格の見直しについては実施していない。 また、直接搬入ごみや事業系ごみの処理手数料についても、価格の見直しについては実施していない。 必要に応じて見直していくものとする。
		過剰包装等の抑制	平成21年1月23日以降実施している買い物袋(マイバッグ)持参運動については、全国的な取組となり、町内全ての小売店・スーパー等にて実施されることとなった。また、小売店・スーパー等による取組、消費者意識の高揚に伴い過剰包装も減少傾向にある。 過剰包装については、小売店・スーパー等による取組を後押しするため、広報紙等により消費者意識の高揚を促す。
		資源回収システム等の整備	●生ごみ減量化の推進のために、生ごみ処理機及びコンポスト容器の購入助成を実施していたが、普及促進が進み、購入助成申請件数が0件となったことから、同助成制度は休止している。 なお、ボカシ肥の無料配布の拡充として南勢庁舎・南島庁舎の両庁舎及び各出張所における配布を実施している。 ●フリーマーケットを開催する場所や情報を提供し、再使用(リユース)によるごみの減量を推進している。 ●スーパーなどによる再資源化物の店頭回収や一部の福祉作業所では紙ごみ・空き缶等の集団回収、小学校における廃乾電池の集団回収が進められている。 現状の推進体制を維持する。

表 2.23 前計画の実施状況等（その2）

施策区分		施策の実施状況(実績等)	今後の課題、今後の継続性等
ごみ排出抑制・再資源化施策	住民の役割・方策	資源等分別回収の促進 ●子供会などの団体については人口減少により機能しなくなっているのが現状である。資源回収業者についても店舗の減少に伴い、ビン類、缶類、ペットボトル、古紙類の回収が困難な状態となっており、現在はスーパーなどによる再資源化物の店頭回収のみとなっている。 ●家電4品目やパソコンについては適正なルートでの処理・再生を行うよう啓蒙し、大半は適性処理されているが、不法投棄事案が町内で発生している。 ●リターナブルビンについては、「販売店等に戻すようにする。」としているものの、町の資源回収で一升瓶など一部のリターナブルビンが搬入される。 ●白色トレイ、牛乳パック等の店頭回収を積極的に利用する取組として回収ポイント制度などがスーパー等で実施された。 ●本町が実施するごみの分別収集については容器包装リサイクル法の改正等もあり、分別区分の変更等に取り組み正しいごみの出し方については全戸配布する生活カレンダー等にて啓蒙を行った。	人口減少に伴い、集団回収が困難になってきている。 酒屋などリターナブルビンを取り扱う事業者の廃業等に伴い、町の資源回収に一部のリターナブルビンが排出されるなど、地域の情勢が15年前とは大きく異なる状況に至っている。
		生ごみの減量化 食品ロスに関する啓発活動が続けるとともに、家庭内での生ごみ堆肥化による取り組みが実施されている。	食品ロスに関する対策は概ね予定どおり堆肥化等により対応できているが、きりはらコンポストセンターの老朽化に伴い今後の厨芥類の資源利用については検討が必要な岐路に立っている。
		過剰包装の自粛（過剰包装の抑制） 商工会を始め、小売店やスーパー等による環境活動によりマイバック持参が促進され、消費者のリデュース意識の高揚が促されている。	本町の取組に加え、全国的な消費者のリデュース意識の高揚が促されているため、課題となることは少ないと考えられる。
		使い捨て品の使用抑制等 詰替品購入促進など、使い捨て品の使用を抑制する啓蒙活動を実施した。	多くの製品で詰替品が販売されており、価格帯についても詰替品の方が製品価格が安価であることからおのずと購入者側も詰替品を利用するため、課題となることは少ないと考えられる。
		再生品、不要品の再使用(不用品交換の推進) 再生品の使用などによる再資源化物の活用を啓蒙した。 また、民間団体が提供する不要品交換情報等の活用及び、近年ではフリマアプリやオークションサイトなどインターネット上でのリユース活動が進められている。	コロナ渦の中、民間団体が提供する対面の不要品売買・交換情報が減少しているものの、代わりに非対面のフリマアプリやオークションサイトなどインターネット上でのリユース活動が進められているが、対面では無い分、消費者間のトラブル等に繋がる可能性もある。

表 2.24 前計画の実施状況等（その3）

施策区分			施策の実施状況(実績等)	今後の課題、今後の継続性等
ごみ排出抑制・再資源化施策	事業者の役割・方策	ごみ排出事業者	●事業活動にともなって発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努め、事業系一般廃棄物については事業者の直接運搬又は、本町の収集運搬業許可業者による回収体制が整備された。 ●多量のごみを排出する事業所については町に対し「多量の一般廃棄物処理申請書」を提出し、処理量・日平均搬入量・期間等計画的搬入を義務付けている。(町条例施行規則第8条)ごみ減量化・再資源化に関する意識の高揚については一部の事業者により魚アラ等を原料とした堆肥化が進められている。 ●事業活動に使用する原材料について建設リサイクル法やグリーン購入法等に基づき再生品の使用が進んでいる。 ●「食品リサイクル法」に基づき、本町のきりはらコンポストセンターにおける生ごみの堆肥化・減量化を継続して進めている。 ●施設へ直接搬入するか町の許可業者に委託する体制が構築されている。	●事業系一般廃棄物については事業者の直接運搬又は、町の収集運搬業許可業者による回収体制が整備され、「多量の一般廃棄物処理申請書」により計画的な搬入がなされているため、課題となることは現時点ではない。 ●また、きりはらコンポストセンターにおける堆肥化・減量化については、施設の老朽化に伴い、新たな処理方法を模索する岐路に立っているため、生ごみ・魚アラなどの処理に関し新たな資源利用を検討する必要がある。
		流通業者・販売業者	●商工会を始め、小売店やスーパー等による環境活動により、過剰包装の抑制やマイバック持参が促進され、消費者のリデュース意識の高揚が促された。 ●スーパー等ではペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収が実施されている。 ●家電製品等については買い換え時に地域の電気店にて引き取り、家電4品目はリサイクル券を貼付回収されており、家電製品等の引き取りができています。	●商工会を始め、小売店やスーパー等による環境活動により過剰包装の抑制やマイバック持参に課題はない。 ●地域の電気店による買い換え時の引き取り回収体制が構築されており、大きな課題はない。

表 2.25 前計画の実施状況等（その4）

施策区分			施策の実施状況(実績等)	今後の課題、今後の継続性等
ごみの収集運搬・中間処理・最終処分計画	収集運搬計画	ごみの搬出方法	●搬出方法(ルール)の周知徹底とともに、町HPにて家庭ごみの出し方キーワード検索ができるようにシステム改修を実施した。 (https://www.town.minamiise.lg.jp/admin/gomi_serch/kateigomi/keyword.html?keyword=%E3%83%91%E3%82%BD%E3%82%B3%E3%83%B3&x=148&y=14) ●指定ごみ袋等による有料化制度については、今後の社会情勢の変化や排出状況に伴い見直す。	クリーンセンターなんとうの老朽化に伴い、指定ごみ袋等による有料化制度について検討する必要がある。
		収集方式	人口減少や高齢化率などを考慮し、地域の実情に応じた収集方式を自治会とともに実施している。(地域の要望等により分散型の回収カゴ方式を継続している地域もある。)	人口減少や高齢化によりごみの排出に関し課題を抱えている家庭が増えることが懸念される。そのため、地域によっては限界集落となり、ステーション化が実情にそぐわない地域も発生しており、収集方式については自治会とともに考えていく必要がある。
		収集頻度	平成26年、鳥羽志勢広域連合から再資源化処理施設さいたエコ・センターの譲渡を受け、当時から収集運搬サービスを維持している。	週1回の収集頻度については今後も継続する。
		収集運搬体制	収集・運搬体制の効率化を図り、地域の衛生環境に配慮した収集・運搬体制を構築している。	平成19年以降、現業職員の新規採用が行われておらず、将来的に直営で収集・運搬体制を維持することは困難となるため、同業務の外部委託について検討を進める必要がある。
		事業系ごみの対応	現状どおり許可業者による収集又は直接搬入としており、処理手数料についても特に処理方式が変更されていないことから見直しは行っていない。	処理方式が変更となった場合に処理手数料の見直しを行う必要がある。
	中間処理計画	中間処理	●南勢クリーンセンターをクリーンセンターなんとうに統合し、中間処理施設を集約することで、ごみ処理の効率化や経費削減等を推進している。 ●また、鳥羽志勢広域連合への令和5年度加入に伴い、さらなる中間処理施設の集約化によりごみ処理の効率化や経費削減等を推進している。	中間処理施設の集約に伴い、クリーンセンターの跡地利用を含めた同施設の解体等を実施する必要がある。
	最終処分計画	最終処分	最終処分場の残余容量算定、浸出水処理により適正管理に努めるとともに、分別の徹底により、再資源化量を増やすことで、処分場の延命化に寄与している。	引き続き、分別の徹底により、再資源化量を増やす取組を継続する。

表 2.26 前計画の実施状況等（その5）

施策区分		施策の実施状況(実績等)	今後の課題、今後の継続性等
ごみの収集運搬・中間処理・最終処分計画	その他	特別管理一般廃棄物 ●本町の焼却施設より排出するばいじんは、廃棄物処理法に基づいて適正に処理処分を行うとともに、排ガス測定等の法定検査により適性な管理体制を継続している。 ●PCBを使用した廃棄物については、本町の清掃施設に搬入されたことはない。 ●感染性廃棄物は、本町の清掃施設に搬入されたことはない。	空き家等が増加する中、廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジなどPCBを使用していた年代の家電製品が排出される恐れがあり、清掃職員の専門的な知識の醸成が求められる。
		処理困難物 処理困難物については、販売店等による引取りを指導するとともに、町ホームページにて家庭ごみの出し方キーワード検索でもその旨を掲載した。	これらの取組を継続する
		家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法) 家電4品目については、販売者による買い換え時の引取りが適性に行われている。	これらの取組を継続する
		資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律) 家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルについては製造メーカーによる回収リサイクルルートが確立されている。	これらの取組を継続する
		災害廃棄物に対する対処方針 南伊勢町災害廃棄物処理計画を策定し、基本的な災害廃棄物の取り扱いを定めた。	これらの取組を継続しつつ、環境省等からの通知等に基づき、必要に応じて災害廃棄物の取り扱いを更新する。

1.4 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) 1人1日当たりごみ総排出量

① 1人1日当たりごみ総排出量目標値の達成状況

ごみ総排出量は、図 2.14 に示すとおりです。平成 29 年度以降ほぼ横ばい傾向にあり、令和 3 年度は減少に転じましたが、平成 19 年度比約 13.5%削減の令和 4 年度目標値 830g/人・日を達成することは厳しい状況です。

これは、事業系ごみは令和 2 年度以降減少傾向に転じたものの、生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）は平成 29 年度以降ほぼ横ばいの状況で推移しているためです。

また、1人1日当たりごみ総排出量は、令和 2 年度 977g/人・日で、図 2.15 及び表 2.27 に示すとおり三重県内で 9 番目に多くなっています。

なお、1人1日当たり生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、図 2.16 及び表 2.28 に示すとおり三重県で 4 番目に多く、1人1日当たり事業系ごみ排出量は、図 2.17 及び表 2.29 に示すとおり三重県で 9 番目に少なくなっています。

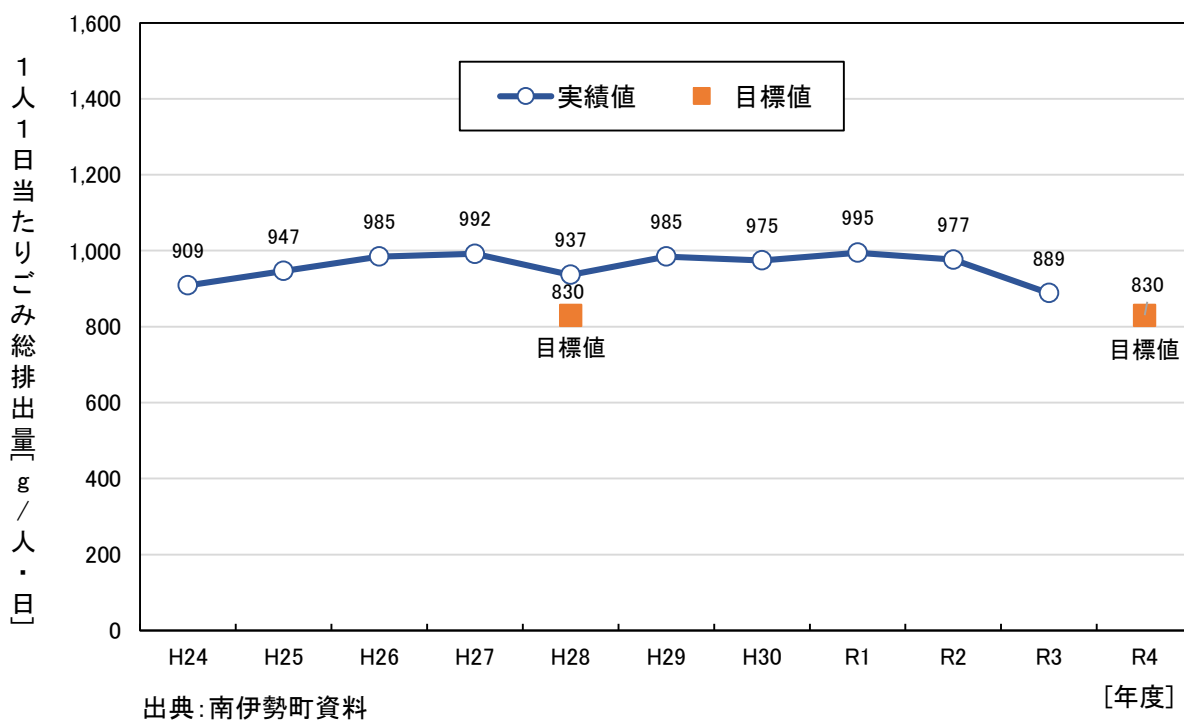
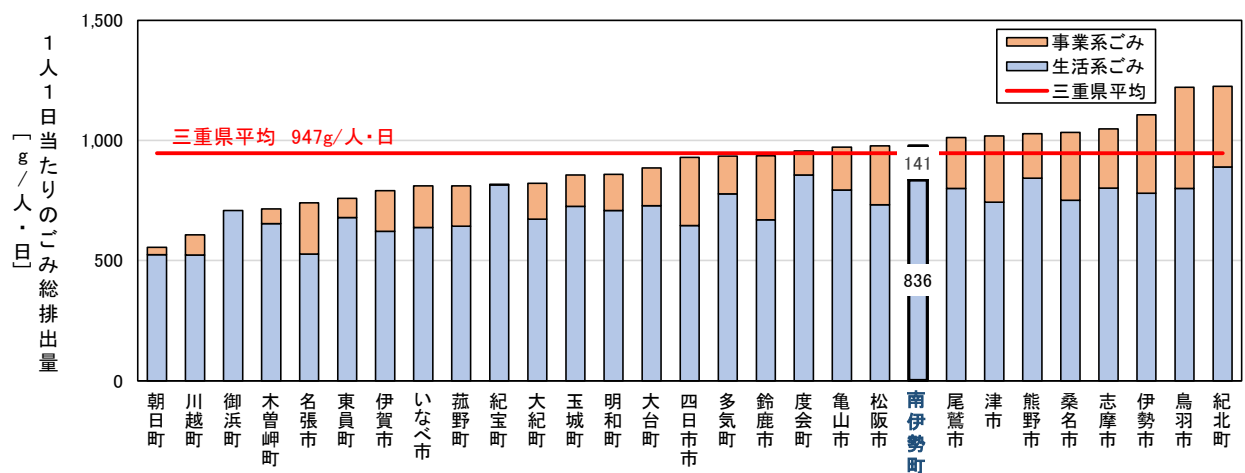


図 2.14 1人1日当たりごみ総排出量目標値の達成状況



出典1) 南伊勢町: 南伊勢町資料

出典2) 南伊勢町以外: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 生活系ごみは、集団回収を含む。

図 2. 1 5 三重県内における1人1日当たりごみ総排出量

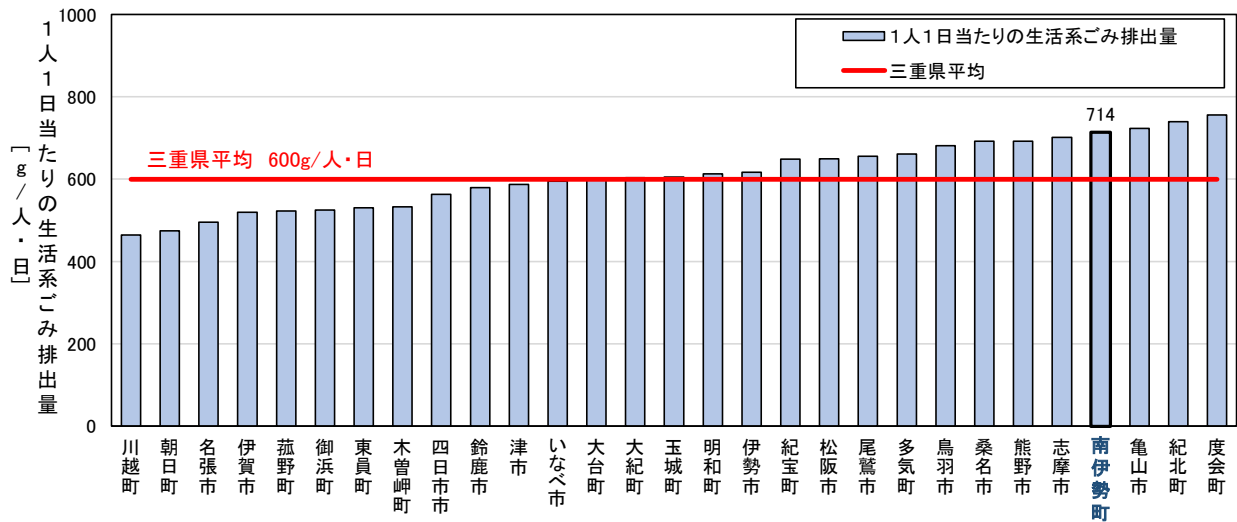
表 2. 2 7 三重県内における1人1日当たりごみ総排出量

順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]
1	朝日町	554	11	大紀町	821	21	南伊勢町	977
2	川越町	607	12	玉城町	856	22	尾鷲市	1,011
3	御浜町	708	13	明和町	858	23	津市	1,018
4	木曽岬町	715	14	大台町	885	24	熊野市	1,027
5	名張市	740	15	四日市市	929	25	桑名市	1,032
6	東員町	758	16	多気町	934	26	志摩市	1,048
7	伊賀市	790	17	鈴鹿市	935	27	伊勢市	1,106
8	いなべ市	810	18	度会町	956	28	鳥羽市	1,221
9	菰野町	811	19	亀山市	971	29	紀北町	1,224
10	紀宝町	817	20	松阪市	976	—	県内平均値	947

出典1) 南伊勢町: 南伊勢町資料

出典2) 南伊勢町以外: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 生活系ごみは、集団回収を含む。



出典1) 南伊勢町: 南伊勢町資料

出典2) 南伊勢町以外: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 集団回収、資源ごみ除く

図 2.16 三重県内における1人1日当たり生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）

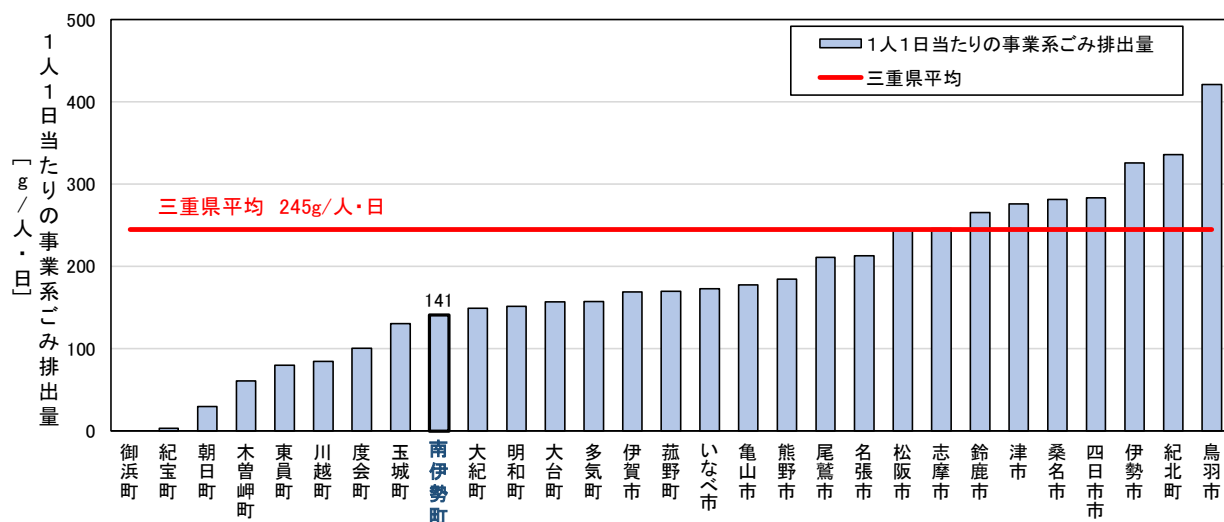
表 2.28 三重県内における1人1日当たり生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）

順位	自治体名	1人1日当たりの生活系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの生活系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの生活系ごみ排出量 [g/人・日]
1	川越町	464	11	津市	587	21	多気町	661
2	朝日町	475	12	いなべ市	595	22	鳥羽市	681
3	名張市	495	13	大台町	603	23	桑名市	692
4	伊賀市	519	14	大紀町	604	24	熊野市	693
5	菰野町	523	15	玉城町	605	25	志摩市	702
6	御浜町	525	16	明和町	613	26	南伊勢町	714
7	東員町	531	17	伊勢市	617	27	亀山市	724
8	木曽岬町	533	18	紀宝町	649	28	紀北町	740
9	四日市市	563	19	松阪市	649	29	度会町	757
10	鈴鹿市	579	20	尾鷲市	656	—	県内平均値	600

出典1) 南伊勢町: 南伊勢町資料

出典2) 南伊勢町以外: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 集団回収、資源ごみ除く



出典1) 南伊勢町: 南伊勢町資料

出典2) 南伊勢町以外: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2. 1 7 三重県内における1人1日当たり事業系ごみ排出量

表 2. 2 9 三重県内における1人1日当たり事業系ごみ排出量

順位	自治体名	1人1日当たりの 事業系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの 事業系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの 事業系ごみ排出量 [g/人・日]
1	御浜町	0	11	明和町	151	21	松阪市	245
2	紀宝町	4	12	大台町	157	22	志摩市	246
3	朝日町	30	13	多気町	157	23	鈴鹿市	266
4	木曽岬町	61	14	伊賀市	169	24	津市	276
5	東員町	80	15	菰野町	170	25	桑名市	281
6	川越町	85	16	いなべ市	173	26	四日市市	283
7	度会町	100	17	亀山市	178	27	伊勢市	326
8	玉城町	131	18	熊野市	185	28	紀北町	336
9	南伊勢町	141	19	尾鷲市	211	29	鳥羽市	421
10	大紀町	149	20	名張市	213	—	県内平均値	245

出典1) 南伊勢町: 南伊勢町資料

出典2) 南伊勢町以外: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

② 課題

本町のごみ総排出量は、令和２年度以降減少に転じ、令和３年度は概ね全国平均程度となっていますが、１人１日当たりごみ総排出量は、令和２年度実績では三重県内で９番目に多くなっています。

１人１日当たり事業系ごみ排出量は、令和２年度実績では三重県内で９番目に少なく、令和２年度以降減少傾向にありますが、１人１日当たり生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、令和２年度実績では三重県内で４番目に多く、横ばい傾向で推移しています。

また、直接資源化量は継続した減少傾向にありますが、燃えるごみ中に含まれる紙類・布類は過去５年間の平均約４３％と多い状況にあります。

このため、分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。また、食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要になっています。

(2) 最終処分量

① 最終処分量目標値の達成状況

最終処分量は、図 2.18 に示すとおりです。平成 26 年度以降減少傾向にあり、令和 2 年度には 549t/年まで減少しています。令和 3 年度には増加に転じていますが、平成 19 年度比約 24.7%削減の令和 4 年度目標値 727t/年は達成する見込みです。

また、1 人 1 日当たり最終処分量は、令和 2 年度 126.7g/人・日で、図 2.19 及び表 2.30 に示すとおり三重県内で 3 番目に多くなっています。

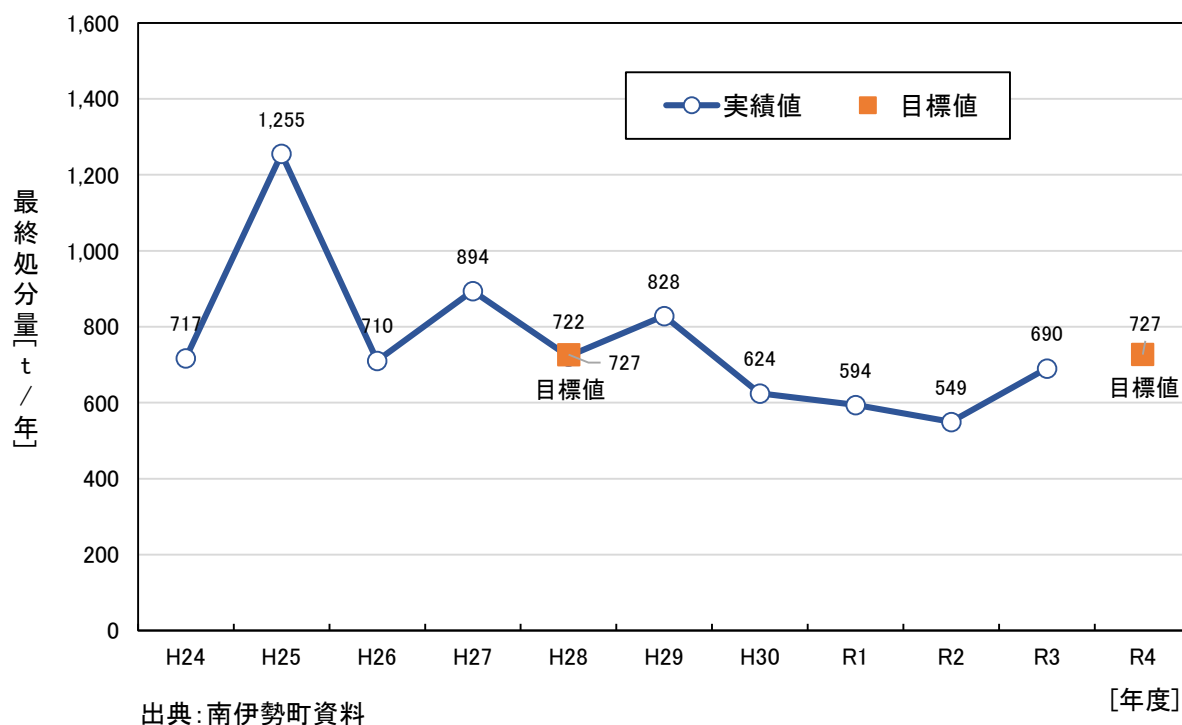
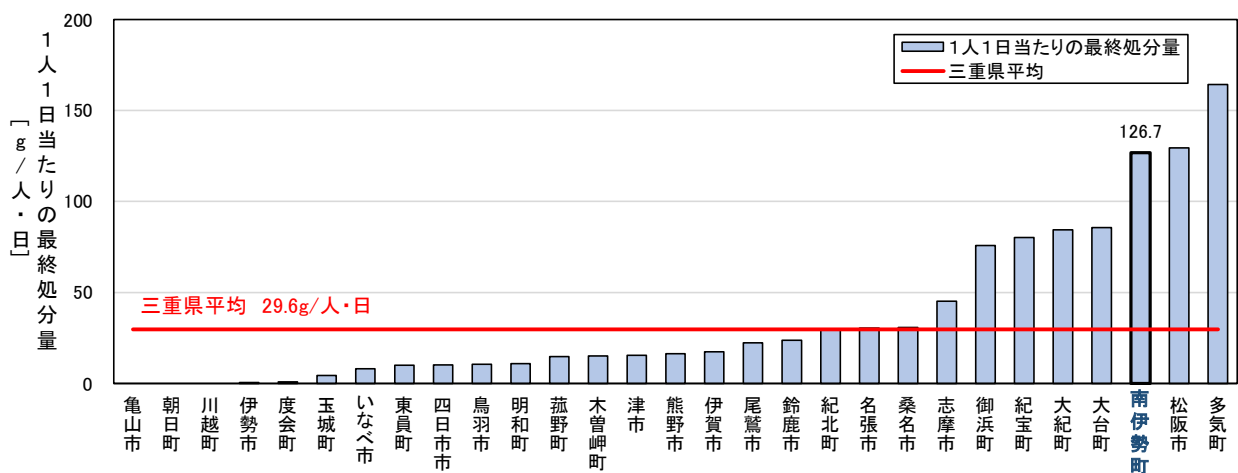


図 2.18 最終処分量目標値の達成状況



出典1) 南伊勢町: 南伊勢町資料

出典2) 南伊勢町以外: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.19 三重県内における1人1日当たり最終処分量

表 2.30 三重県内における1人1日当たり最終処分量

順位	自治体名	1人1日当たりの最終処分量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの最終処分量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの最終処分量 [g/人・日]
1	亀山市	0.0	11	明和町	10.8	21	桑名市	30.8
2	朝日町	0.0	12	菰野町	14.7	22	志摩市	45.2
3	川越町	0.0	13	木曽岬町	15.0	23	御浜町	75.8
4	伊勢市	0.5	14	津市	15.4	24	紀宝町	80.2
5	度会町	0.7	15	熊野市	16.3	25	大紀町	84.5
6	玉城町	4.4	16	伊賀市	17.3	26	大台町	85.6
7	いなべ市	8.1	17	尾鷲市	22.2	27	南伊勢町	126.7
8	東員町	9.9	18	鈴鹿市	23.7	28	松阪市	129.4
9	四日市市	10.1	19	紀北町	29.3	29	多気町	164.3
10	鳥羽市	10.5	20	名張市	30.3	-	県内平均値	29.6

出典1) 南伊勢町: 南伊勢町資料

出典2) 南伊勢町以外: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

② 課題

本町の最終処分量は、令和2年度まで継続した減少傾向にありましたが、令和3年度には増加に転じています。また、1人1日当たり最終処分量は、令和2年度実績では三重県内で3番目に多くなっています。

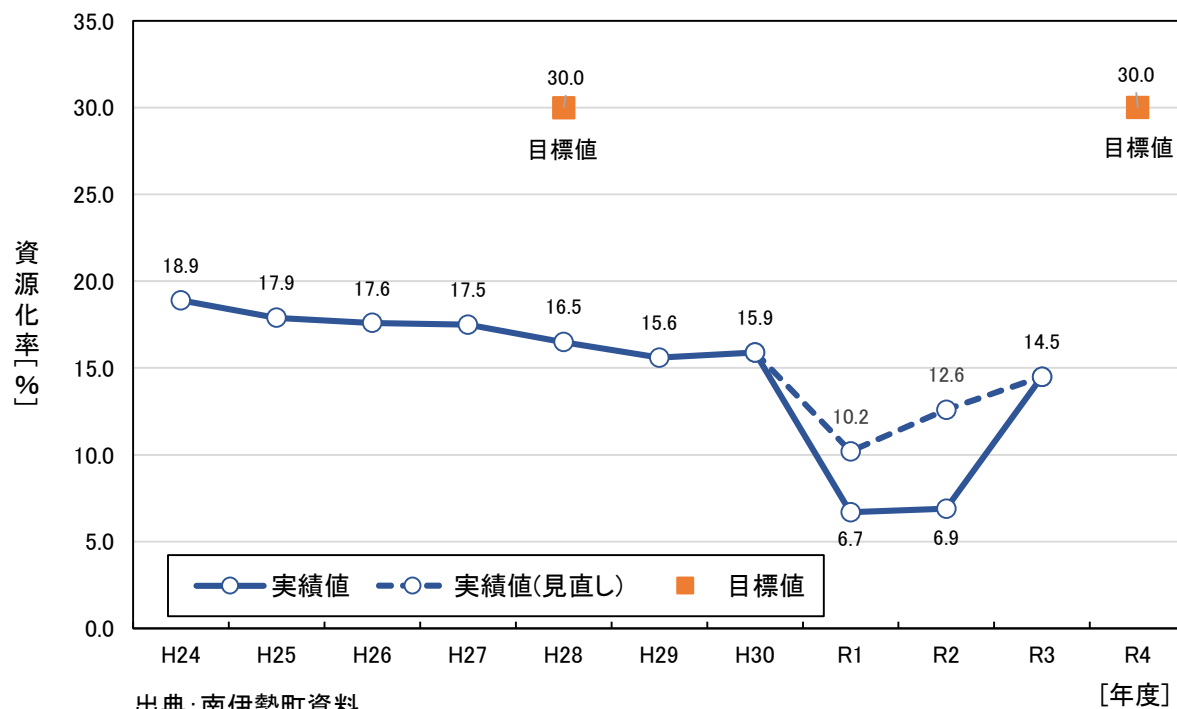
このため、直接最終処分されている燃えないごみの発生・排出抑制に向けて、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。

(3) 資源化率

① 資源化率目標値の達成状況

資源化率は、図 2.20 に示すとおりです。資源化率は低下傾向が継続しており、令和 4 年度目標値 30% の達成は厳しい状況にあります。

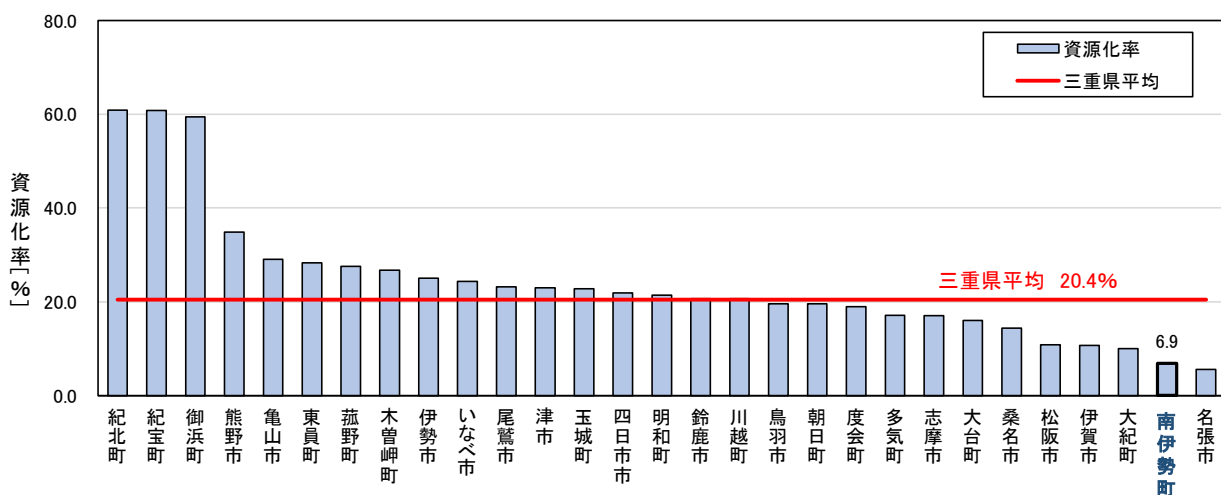
また、令和 3 年度の資源化率は 14.5% で、図 2.21 及び表 2.31 に示すとおり、三重県内で低い方から 2 番目となっています。



出典: 南伊勢町資料

注) 実績値(見直し): 本計画策定時に実績の見直しを行った値

図 2.20 資源化率目標値の達成状況



出典1) 南伊勢町: 南伊勢町資料

出典2) 南伊勢町以外: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 2.21 三重県内における資源化率

表 2.31 三重県内における資源化率

順位	自治体名	資源化率 [%]	順位	自治体名	資源化率 [%]	順位	自治体名	資源化率 [%]
1	紀北町	60.8	11	尾鷲市	23.2	21	多気町	17.1
2	紀宝町	60.8	12	津市	22.9	22	志摩市	17.0
3	御浜町	59.4	13	玉城町	22.8	23	大台町	16.0
4	熊野市	34.9	14	四日市市	21.9	24	桑名市	14.4
5	亀山市	29.1	15	明和町	21.4	25	松阪市	10.9
6	東員町	28.3	16	鈴鹿市	20.7	26	伊賀市	10.7
7	菰野町	27.5	17	川越町	20.6	27	大紀町	10.0
8	木曽岬町	26.8	18	鳥羽市	19.6	28	南伊勢町	6.9
9	伊勢市	25.1	19	朝日町	19.5	29	名張市	5.6
10	いなべ市	24.4	20	度会町	19.0	-	県内平均値	20.4

出典1) 南伊勢町: 南伊勢町資料

出典2) 南伊勢町以外: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

② 課題

本町の資源化率は減少傾向が継続しており、燃えるごみの中に含まれる紙類・布類の割合が多くなっていることから、分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。

各種容器包装の素材の軽量化、新聞や雑誌の発行部数などの減少に伴い、資源ごみの発生量そのものが減少していることやスーパー店頭における資源回収などの民間主導によるリサイクルの進展により、資源物の排出方法が多様化しています。

また、アジア諸国における廃プラスチックや古紙の禁輸措置等の影響など、資源化施策を取り巻く環境は大きく変化していることから、今後の社会経済環境に合わせた施策や拠点回収等の資源化施策の強化が必要です。

2.1 基本方針

私たちの生活は、物質的に豊かである一方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済が深刻な環境負荷をもたらしています。今後は、ライフスタイルの見直しなどを通じ、天然資源の消費を抑制し、社会での物質循環が円滑に行われるよう、循環型社会を形成していくことが求められています。

国の基本計画としては、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）が閣議決定されました。

循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げています。

このため、「3R」（リデュース[Reduce]、リユース[Reuse]、リサイクル[Recycle]）に加え、レジ袋や過剰な包装など、不要なものを断ること（リフューズ[Refuse]）が重要であるとの認識のもと、今後も、本町としては「3R」にPPAP（PPAP:Public Private Action for Partnership 産官学金労言の連携）で取り組む「オール南伊勢」によるロールモデル『3R⁺』を創出し、「ネットゼロ(脱炭素)・循環型社会」の実現に向け取り組みます。

さらに、今後は、従来の町民と行政の関係にとどまらず、町民どうしや本町に関わる全ての主体の力を結集し、各主体が互いに連携し合いながら、ネットゼロ・循環型社会が両立した、自然環境と生活環境を保全する環境にやさしいまちづくりを進め、将来世代に引き継ぐことが重要となっています。

本計画の基本方針としては、図2.2.2に示すとおり、【基本方針Ⅰ「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」】、【基本方針Ⅱ「資源循環の推進」】及び【基本方針Ⅲ「適正処理の推進」】として設定します。

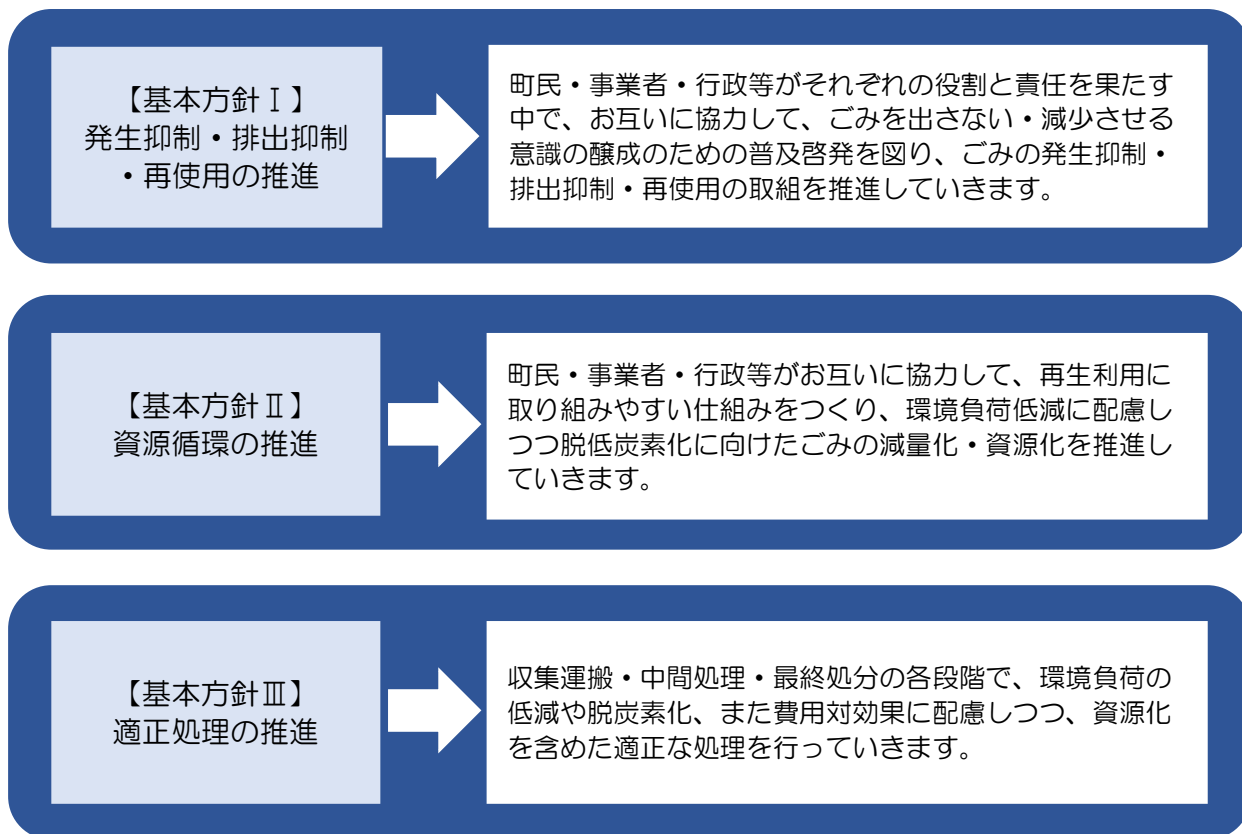


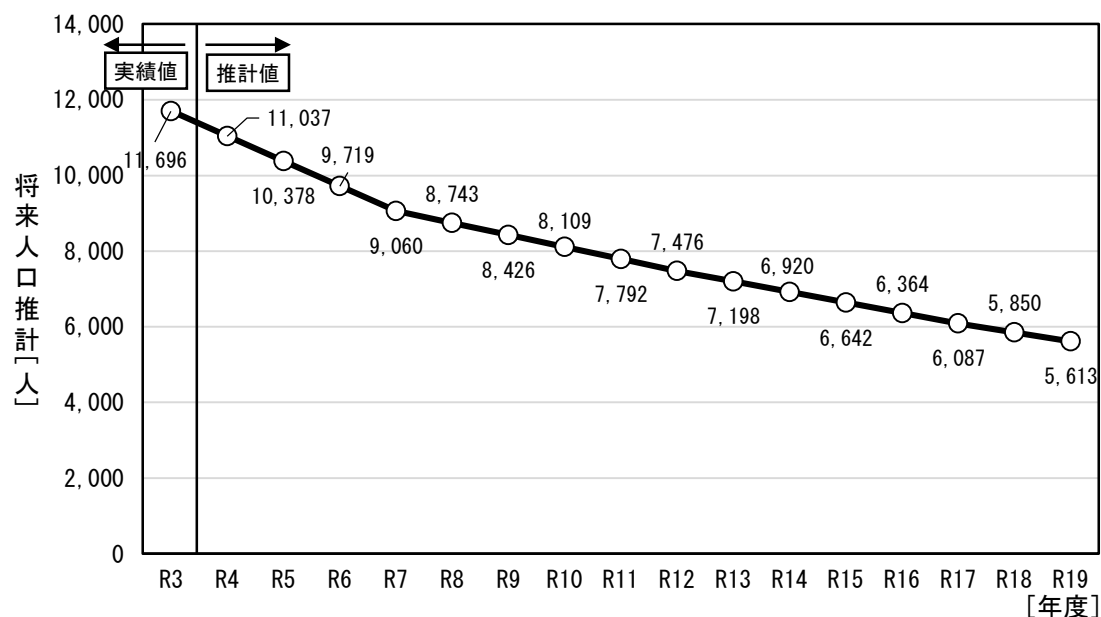
図 2.22 本計画の基本方針

2.2 将来予測（現状趨勢）

（1）将来人口の見通し

ごみ排出量の将来予測に用いる将来人口は、図 2.23 に示すとおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づいて推計を行います。

本町の人口は、令和3年9月末現在で11,696人ですが、今後、徐々に人口減少が進み、計画目標年度の令和19年度には5,613人となると推計され、令和3年度と比べて約52%減少することになります。



注1) R3年度実績人口及び国立社会保障・人口問題研究所推計人口等を元に推計

注2) 国立社会保障・人口問題研究所推計人口：日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）

図 2.23 将来人口の推計

(2) ごみ排出量の将来推計

① 将来推計の考え方

将来推計は、令和5年3月末までのごみ処理体制において、本町がこれまで実施してきたごみ減量などの施策を維持・強化し、町民や事業者においても、これまでと同程度の取組が行われ、新たな施策の実施がない場合【現状趨勢】でのごみ排出量の推計になります。

生活系ごみ及び事業系ごみ等の将来推計の考え方は、表 2.32に示すとおりです。

なお、ごみ排出量の推計に用いるごみ排出量実績は、令和3年度実績を基本として用いることとしています。

表 2.32 ごみ排出量等の将来推計の考え方

生活系ごみ 排出量	○令和3年度実績の生活系ごみの収集形態別ごみ種類別1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)を基に将来推計 ○将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計人口に基づいて推計 ○生活系ごみ排出量(t/年)=1人1日当たりの生活系ごみ排出量(g/人・日)×人口(人) ×年度日数(日)÷10⁶
事業系ごみ 排出量	○令和3年度の事業系ごみの収集形態別(燃えるごみ)1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)を基に将来推計 ○将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計人口に基づいて推計 ○事業系ごみ排出量(t/年)=1人1日当たりの事業系ごみ排出量(g/人・日)×人口(人) ×年度日数(日)÷10⁶
・ごみ総排出量(t/年)=生活系ごみ排出量(t/年)+事業系ごみ排出量(t/年) ・資源化量(t/年)=直接資源化量(t/年)+中間処理後再生利用量(t/年) ・資源化率(%)=資源化量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)×100 ・最終処分率(%)=最終処分量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)×100	

② ごみ総排出量の将来推計結果

ごみ総排出量の将来推計結果は、図 2.24 及び表 2.33 に示すとおりです。

ごみ総排出量は減少傾向で推移し、令和9年度（中間目標年度）には2,741t/年で令和3年度（基準年度）の約28%減、令和14年度（中間目標年度）には2,245t/年で令和3年度（基準年度）の約41%減となります。

また、令和19年度（最終目標年度）には1,821t/年と令和3年度（基準年度）の約52%減となります。

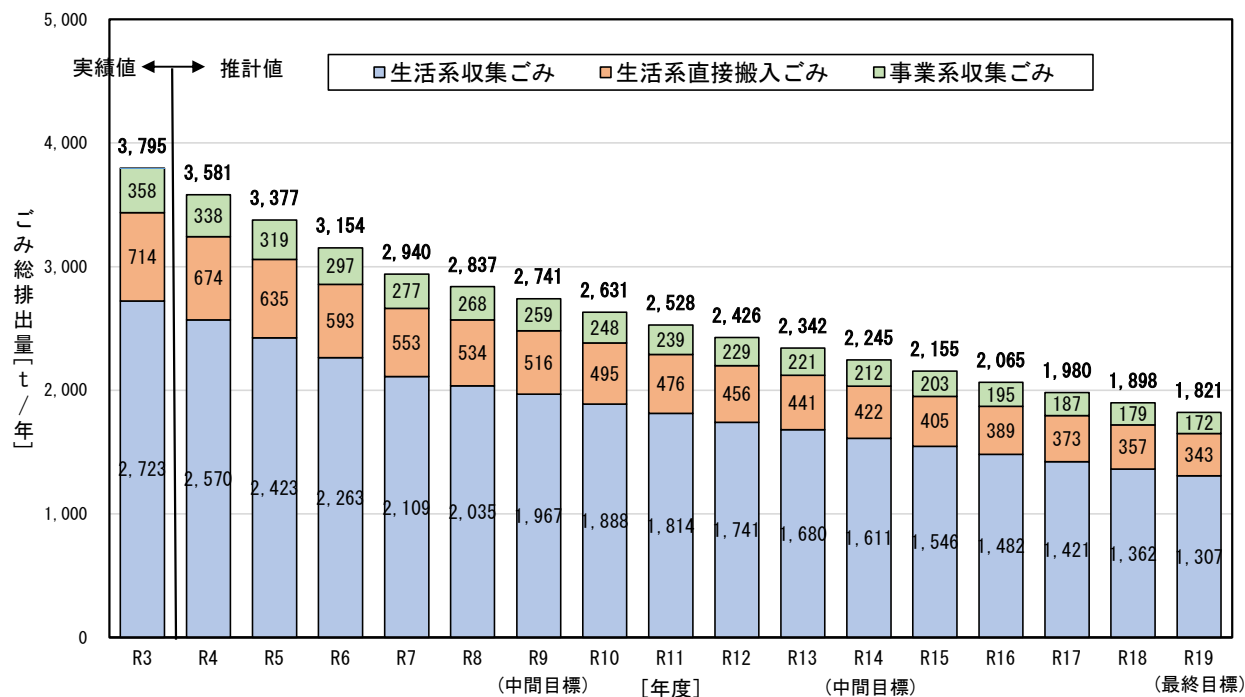


図 2.24 ごみ総排出量の将来推計結果

表 2.33 ごみ総排出量の将来推計結果

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (最終目標年度)
人口	人	11,696	8,426	6,920	5,613
生活系ごみ	t/年	3,437	2,483	2,033	1,650
生活系ごみ(資源ごみ除く)	t/年	3,046	2,200	1,802	1,462
事業系ごみ	t/年	358	259	212	172
計(ごみ総排出量)	t/年	3,795	2,741	2,245	1,821

注1)ごみ総排出量＝生活系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量

注2)計は、端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある

③ 資源化量の将来推計結果

資源化量の将来推計結果は、図 2.25 及び表 2.34 に示すとおりです。

資源化量もごみ総排出量と同様に減少傾向で推移し、令和9年度（中間目標年度）には398t/年で令和3年度（基準年度）の約28%減、令和14年度（中間目標年度）には326t/年で令和3年度（基準年度）の約41%減となります。

また、令和19年度（最終目標年度）には264t/年と令和3年度（基準年度）の約52%減となります。なお、資源化率は現状維持で推移する見込みです。

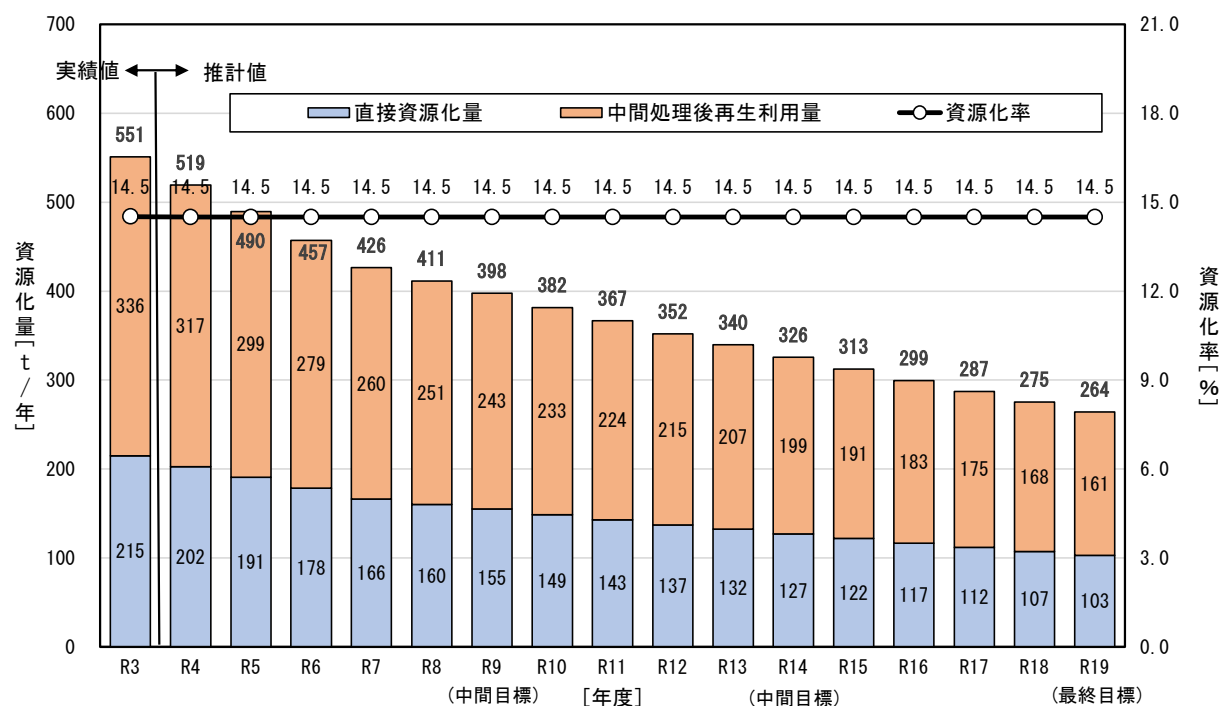


図 2.25 資源化量の将来推計結果

表 2.34 資源化量及び最終処分量の将来推計結果

区分		単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (最終目標年度)
ごみ総排出量		t/年	3,795	2,741	2,245	1,821
資源化量	直接資源化量	t/年	215	155	127	103
	中間処理後再生利用量	t/年	336	243	199	161
	計	t/年	551	398	326	264
資源化率		%	14.5	14.5	14.5	14.5
最終処分量		t/年	690	498	408	331
最終処分率		%	18.2	18.2	18.2	18.2

④ 最終処分量の将来推計結果

最終処分量の将来推計結果は、図 2.26 及び表 2.34 に示すとおりです。

最終処分量もごみ排出量と同様に減少傾向で推移し、令和 9 年度（中間目標年度）には 498t/年で令和 3 年度（基準年度）の約 28%減、令和 14 年度（中間目標年度）には 408t/年で令和 3 年度（基準年度）の約 41%減となります。

また、令和 19 年度（最終目標年度）には 331t/年と令和 3 年度（基準年度）の約 52%減となります。なお、最終処分率は現状維持で推移する見込みです。

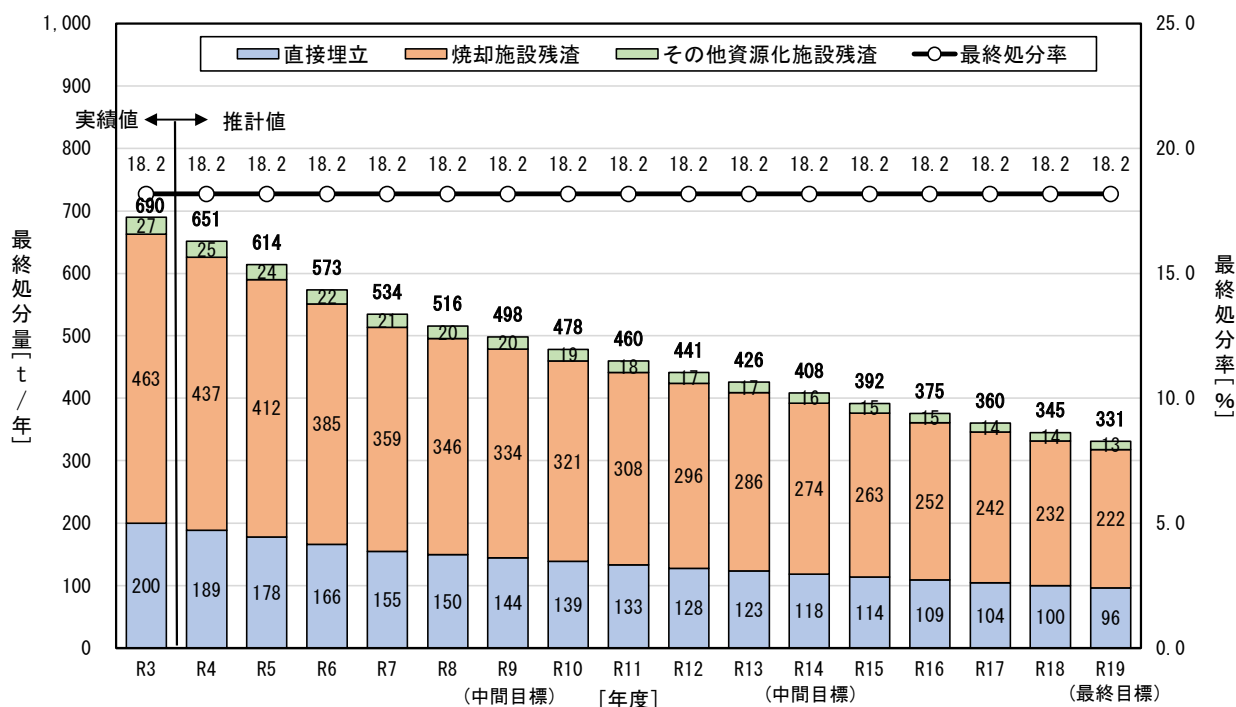


図 2.26 最終処分量の将来推計結果

2.3 計画の目標

(1) 目標の設定

本町のごみ処理の現状を踏まえ、三重県の動向を勘案して、令和3年度を基準年度、令和19年度を最終目標年度とした、以下の3つの数値目標を設定します。

なお、数値目標は、令和5年4月から全ての中間処理を鳥羽志勢広域連合「やまだエコセンター」で行うことを前提として設定しています。

目標1 ごみ総排出量を約11%削減します。

【指標：1人1日当たりごみ総排出量】

- * ごみ総排出量約11%削減は、町民1人1日当たり98g/人・日削減に相当します。
⇒町民1人1日当たり「牛乳パック3個分程度」の削減を目指します。

目標2 生活系ごみを約16%削減します。

【指標：1人1日当たり生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）】

- * 生活系ごみ約16%削減は、町民1人1日当たり114g/人・日削減に相当します。
⇒町民1人1日当たり「お茶碗1杯分のご飯程度」の削減を目指します。

目標3 資源化率を約21%とします。

【指標：資源化率】

- * 資源化率を令和3年度実績14.5%から21%に改善するためには、町民1人1日当たり資源化量36g/人・日の増加が必要です。
⇒町民1人1日当たり「新聞紙2枚分程度」の資源化増を目指します。

(2) 目標達成の考え方

① 1人1日当たりごみ総排出量の目標値

三重県循環型社会形成推進計画では、1人1日当たりごみ総排出量の令和7年度最終目標を平成30年度比で約5%削減としていますが、本町では1人1日当たり生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）を三重県平均程度まで削減します。このため、本町の令和3年度実績889g/人・日の約11%削減である791g/人・日、すなわち令和3年度実績に対して98g/人・日削減を最終目標値として設定します。

なお、中間目標値は、最終目標値までの目安として設定しています。

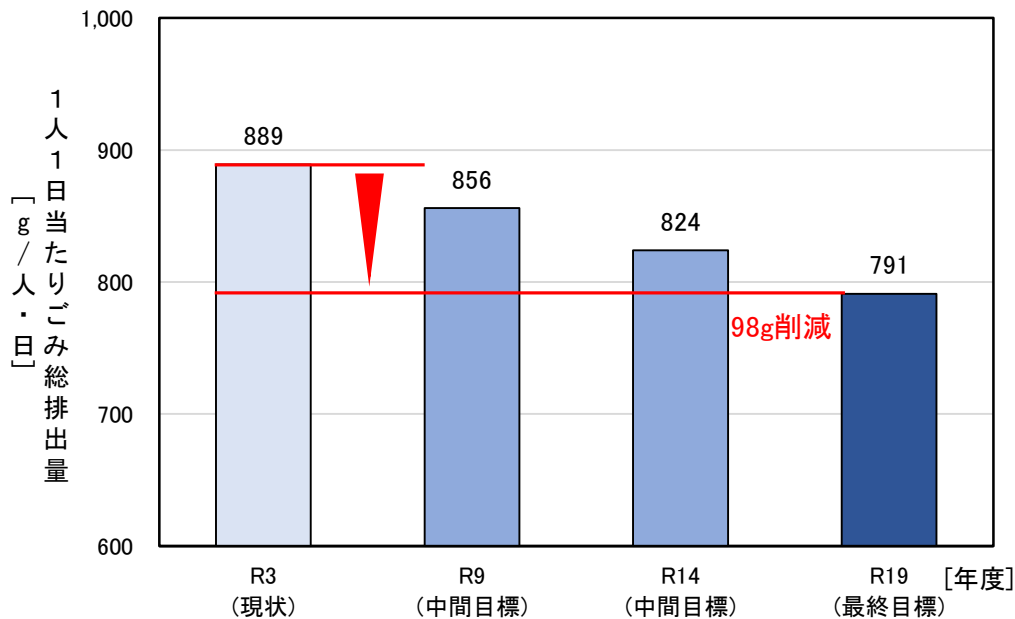


図 2.27 1人1日当たりごみ総排出量の目標値

② 1人1日当たり生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値

本町では、生活系ごみ（資源ごみ除く）は三重県平均や全国平均と比較して多いため、令和2年度の三重県平均600g/人・日を目途に削減します。このため、ごみ総排出量の削減割合と整合性が取れるよう、生活系ごみ（資源ごみ除く）は令和3年度実績714g/人・日の約16%削減である600g/人・日、すなわち令和3年度実績に対して114g/人・日削減を最終目標値として設定します（表2.35参照）。

なお、中間目標値は、最終目標値までの目安として設定しています。

表 2.35 ごみ総排出量及び生活系ごみ（資源ごみ除く）の削減量

単位: g/人・日

区分		R3	R19	増減量
		基準年度	計画目標年度	
生活系ごみ	資源ごみ除く	714	600	-114
	資源ごみ	91	109	18
	計	805	709	-96
事業系ごみ		84	82	-2
合計(ごみ総排出量)		889	791	-98

注)生活系ごみ(資源ごみ除く)の削減量の一部は資源ごみに移行し、生活系資源ごみは増加する。

このため、ごみ総排出量の削減量より生活系ごみ(資源ごみ除く)の削減量が多くなる。

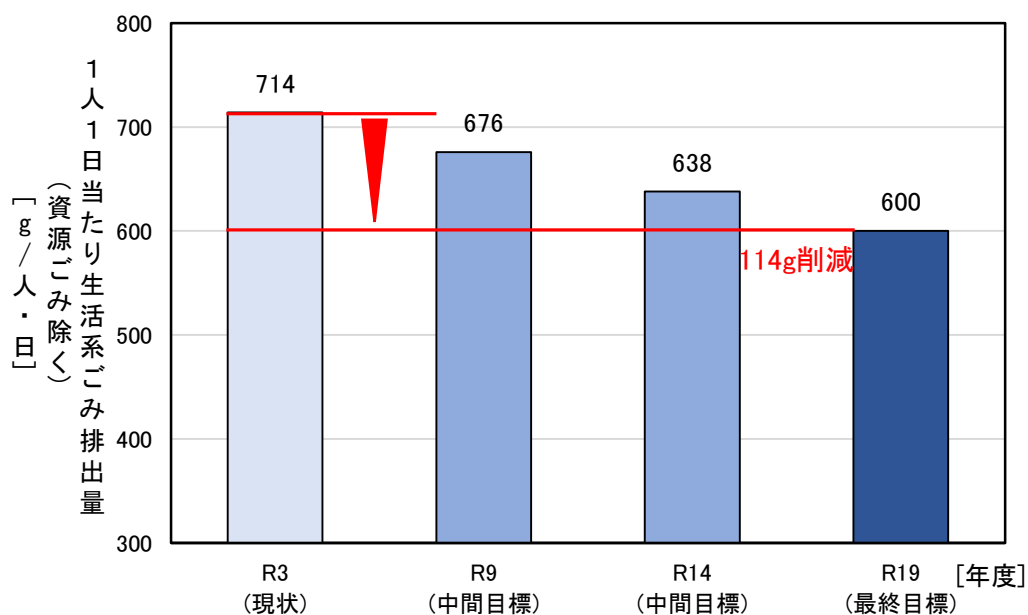


図 2.28 生活系ごみ（資源ごみ除く）の目標値

③ 資源化率

三重県循環型社会形成推進計画では、資源化率の令和7年度最終目標を27.3%としています。本町の令和3年度実績は14.5%であり、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用に関する施策の推進や分別の徹底等により、先に示しました生活系ごみ（資源ごみ除く）の燃えるごみ減量化分の16%程度が資源として回収されると想定して、令和3年度実績値の約6.4ポイント増加である約21%を最終目標値として設定します。

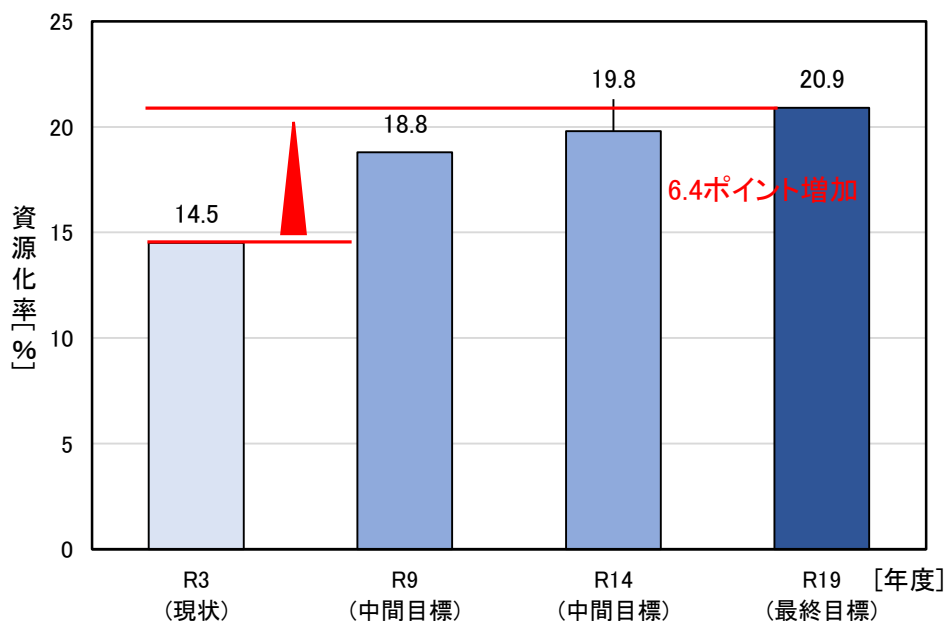


図 2.29 資源化率の目標値

第3章 ごみ処理基本計画の基本施策

3.1 施策体系

3つの基本方針である「基本方針Ⅰ 発生抑制・排出抑制・再使用の推進」、「基本方針Ⅱ 資源循環の推進」及び「基本方針Ⅲ 適正処理の推進」に基づき、ごみの減量・資源化施策並びにごみの適正処理施策に取り組んでいきます。

表 2.36 本計画の施策体系

基本方針	基本施策	施策の位置付け			SDGsとの関連
基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	1-01 啓発・情報提供の充実		拡充		 
	1-02 環境教育・環境学習の充実	継続			
	1-03 各種イベントの開催	継続			
	1-04 協力体制の充実	継続			
	1-05 生活系生ごみの減量化の推進	継続			
	1-06 食品ロス削減の推進	継続			
	1-07 ごみ処理有料化等の検討	継続			
	1-08 過剰包装等の抑制推進	継続			
	1-09 再使用の推進	継続			
	1-10 事業所に対する排出抑制指導の推進	継続			
	1-11 プラスチック類の発生抑制の推進	継続			
	1-12 町民参加型分別講習会の実施			新規	
	1-13 チャイルドシート・子供服等のリユース推進			新規	
基本方針Ⅱ 「資源循環の推進」	2-01 分別徹底の推進		拡充		 
	2-02 資源ごみの分別回収の推進		拡充		
	2-03 民間事業者等と連携した資源回収の推進	継続			
	2-04 生ごみ等の資源化の推進			新規	
	2-05 中間処理施設での資源化の推進			新規	
基本方針Ⅲ 「適正処理の推進」	3-01 効果的・効率的な収集運搬体制の構築		拡充		  
	3-02 高齢者等への対応	継続			
	3-03 事業系ごみの適正処理の推進	継続			
	3-04 生ごみ等資源施設の整備推進			新規	
	3-05 最終処分場の適正な維持管理の推進	継続			
	3-06 災害廃棄物の適正処理に向けた対応			新規	
	3-07 適正処理困難物等への対応	継続			
	3-08 可燃性粗大ごみの資源利用			新規	

3.2 基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」

町民・事業者・行政等がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、ごみを出さない・減少させる意識の醸成のための普及啓発を図り、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用の取組を推進していきます。

(1) 啓発・情報提供の充実【拡充】

「広報みなみいせ」、町ホームページ及び南伊勢町行政チャンネル文字放送等を通じて、ごみの減量・資源化のための情報発信・提供を推進します。「南伊勢町生活カレンダー」の周知を図るとともに、新たな取り組みとしてQRコードを利用した適正な分別支援対策を実施します。

また、今後も継続して地域におけるリサイクルやごみ減量化に関する講習会を実施し、町民の意識の発揚を促していきます。

(2) 環境教育・環境学習の充実【継続】

小・中学生を対象に、ごみ処理・処分施設の施設見学等の実施や環境教育を行うことで、環境に配慮した考え方を身に付ける人づくりを進めます。また、成人については、環境問題に対する勉強会等を実施し、現在のライフスタイルの見直し、環境問題への積極的な取り組みと協力を要請していきます。

(3) 各種イベントの開催【継続】

新型コロナウイルス感染症の防止の観点から各種イベントの開催方法等について検討した上で、地域の公民館等におけるリサイクルやごみ減量化に関する講習会を実施し、町民意識の発揚を促していきます。

(4) 協力体制の充実【継続】

ごみの発生抑制・排出抑制・再使用に関する取組については、減量化推進審議会を設置し、必要に応じて協議を行う場を設けています。また、ごみステーションの管理は各自治会で実施しており、今後も地域の声を取り入れていきます。廃棄物減量等推進員については、町独自のレジ袋有料化や啓発物品(マイバック・チラシ)の配布活動等に対して協力を得ています。

(5) 生活系生ごみの減量化の推進【継続】

生ごみ減量化の推進のために、生ごみ処理機及びコンポスト容器の購入助成を実施していましたが、普及促進が進んだため、ボカシ肥の無料配布の拡充として南勢庁舎・南島庁舎の両庁舎において配布しています。引き続きこの制度の一層の周知を図り、生ごみの減量化を推進していきます。

(6) 食品ロス削減の推進【継続】

まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、町民一人ひとりの意識・行動変革に向けて周知啓発を推進していきます。

計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作れる分量を工夫するなどして残さず食事をする。また、生ごみは極力水切りするとともに、ボカシ肥による家庭内での堆肥化等に努めていけるよう周知啓発します。

(7) ごみ処理有料化等の検討【継続】

指定袋による生活系ごみの有料収集や直接搬入ごみのごみ処理手数料は、町民生活に大きな影響を与える制度の創設となるため、まずは、さらなるごみの減量化、コスト削減に取り組むこととします。

一方、ごみ処理有料化等は、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用や資源化の推進、循環型社会の構築の推進及び排出量に応じた負担の公平性の確保に資する面もあることから、財政状況等を踏まえ引き続き検討していきます。

(8) 過剰包装等の抑制推進【継続】

買い物袋（マイバッグ）持参運動については、平成 21 年 1 月から実施しており、商工会を始め、小売店やスーパー等による環境活動によりマイバック持参が促進され、消費者のリデュース意識の高揚が促されています。今後も、小売店・スーパー等による取組を後押しするため、広報紙等により消費者意識の高揚を促していきます。

(9) 再使用の推進【継続】

今後も、再生品の使用などによる再資源化物の活用や詰替品購入促進などを啓発していきます。また、民間団体が提供する不要品交換情報等やフリーマーケットの活用、近年ではフリマアプリやオークションサイトなどインターネット上でのリユース活動が進められており、こうした情報の提供も推進していきます。

(10) 事業所に対する排出抑制指導の推進【継続】

多量のごみを排出する事業所については、「多量の一般廃棄物処理申請書」を提出し、処理量・日平均搬入量・期間等計画的搬入を義務付けており、今後もこの取組を推進していきます。

(11) プラスチック類の発生抑制の推進【継続】

プラスチック類の発生抑制に向け、「広報みなみいせ」、町ホームページ及び南伊勢町行政チャンネル文字放送等を活用して効果的な周知啓発を行い、マイバッグやマイボトルの利用促進など、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、町民・事業者・行政等が一体となってレジ袋の削減を推進します。また、事業者と連携して過剰包装の抑制や、詰替商品の利用促進など、容器包装廃棄物等の減量化を図ります。

（１２） 町民参加型分別講習会の実施【新規】

地域におけるリサイクルやごみ減量化に関する「親子参加型分別講習会」を実施し、実際の廃棄物に見立てたサンプルを使用した分別講習を実施し、幅広い年齢層に対応した講習会を実施していきます。

（１３） チャイルドシート・子供服等のリユース推進【新規】

子供の成長過程で活用するものの、使用期間が他の製品と比べ極めて短い製品のリユースを推進します。

チャイルドシートや幼児向け玩具、衣類を廃棄物として有償回収せず、リユース回収BOXを設置し、無償引き取りを行い、子育て世帯へ無償提供します。

3.3 基本方針Ⅱ 「資源循環の推進」

町民・事業者・行政等がお互いに協力して、再生利用に取り組みやすい仕組みをつくり、環境負荷低減に配慮しつつ脱炭素化に向けたごみの減量化・資源化を推進していきます。

（１） 分別徹底の推進【拡充】

排出されたごみの中には、分別が異なるものや汚れていて資源化できないものもまだ多く見受けられます。今後も、適正な分別への協力やごみ減量に関する町民周知に関しては、「南伊勢町生活カレンダー」の全戸配布を図るほか、「広報みなみいせ」、町ホームページ及び南伊勢町行政チャンネル文字放送等により周知活動を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上を図ります。

（２） 資源ごみの分別回収の推進【拡充】

本町においては、8品目（その他プラスチック[プラスチック製容器包装]、白色トレイ、ペットボトル、発泡スチロール、ビン類・ガラス類、カン、紙類及び古着）の資源ごみを分別収集し、「さいたエコ・センター」等で資源化を行ってきましたが、「クリーンセンターなんとう」の老朽化により、令和5年4月からは鳥羽志勢広域連合「やまだエコセンター」にて資源化を図っていきます。また、蛍光灯・乾電池についても資源ごみとして分別収集し、「やまだエコセンター」で資源化を図ります。

さらに、現在は燃えるごみとして排出している廃プラスチック類（製品プラスチック）については、プラスチック資源循環促進法に基づく分別・資源化に関する動向を踏まえて、分別区分の見直し等の検討を行います。

（３） 民間事業者等と連携した資源回収の推進【継続】

子供会などの団体や資源回収業者による資源回収は、人口減少や店舗の減少に伴って機能しなくなってきました。しかし、スーパーなどによる食品トレイや牛乳パック等の店頭回収や一部の福祉作業所では紙類・空き缶等の集団回収、小学校における廃乾電池の集団回収が進められており、今後も民間事業者と連携した取組を推進します。

（４） 生ごみ等の資源化の推進【新規】

「きりはらコンポストセンター」は、南勢地区の小中学校給食、保育園、高齢者福祉施設、病院、民間事業所から排出される生ごみ及び農業・漁業集落排水処理施設等から排出される汚泥を活用して堆肥を製造し、生産者保証書を貼付して、町内に無料で配布しています。

しかし、「きりはらコンポストセンター」は供用開始から 20 年が経過し、老朽化が進んでいることから、生ごみ等の新たな資源化方法について検討を行います。

（５） 中間処理施設での資源化の推進【新規】

本町では、これまで粗大ごみは「クリーンセンターなんとう」（粗大ごみ処理施設）、資源ごみについては「さいたエコ・センター」において資源化を行ってきました。令和 5 年 4 月からは鳥羽志勢広域連合「やまだエコセンター」において、資源化を行い、燃えるごみからもスラグ・メタルの回収を行っていきます。

3. 4 基本方針Ⅲ 「適正処理の推進」

収集運搬・中間処理・最終処分の各段階で、環境負荷の低減や脱炭素化、また費用対効果に配慮しつつ、資源化を含めた適正な処理を行っていきます。

（１） 効果的・効率的な収集運搬体制の構築【拡充】

本町の生活系ごみの基本的な収集運搬体制は、直営及び委託方式としており、今後も作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を構築します。また、人口や社会情勢の変化、4 R の取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を確保します。

「クリーンセンターなんとう」の老朽化に伴って、令和 5 年 4 月からは全ての中間処理を鳥羽志勢広域連合「やまだエコセンター」で行うため、現有の「クリーンセンターなんとう」（焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等）は、「やまだエコセンター」へのごみ運搬の中継基地として利活用することを検討します。

（２） 高齢者等への対応【継続】

生活系ごみの収集は、ステーション方式となっており、収集効率や衛生面からも有効な方法であることは確認されています。しかしながら、近年では核家族化や少子高齢化の影響で「ごみステーションまでごみを持って行くことが困難」な家庭も見受けられます。

このため、高齢化社会に対応したサービスの提供についても検討します。

（３） 事業系ごみの適正処理の推進【継続】

事業活動にともなって発生する事業系ごみは、事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努めるとともに、事業者による直接搬入、または収集運搬業許可業者による収集運搬体制が構築されており、今後も事業系ごみの適正処理を推進します。

（４） 生ごみ等資源施設の整備推進【新規】

生ごみ等の堆肥化を行っている「きりはらコンポストセンター」は供用開始から 20 年が経過し、老朽化が進んでいることから、当面は適正な維持管理を継続するとともに、生ごみや魚のアラ等の新たな資源化方法について検討を行います。

（５） 最終処分場の適正な維持管理の推進【継続】

本町では、「クリーンセンターなんとう」（最終処分場）及び「南勢一般廃棄物最終処分場」の 2 つの一般廃棄物最終処分場を有しており、いずれもまだ十分な残余容量があります。

今後も安定した処理を行うため、関係法令等に基づき適正な維持管理を推進します。また、ごみ処分の効率化や経費削減等も推進していきます。

（６） 災害廃棄物の適正処理に向けた対応【新規】

三重県は南海トラフ地震発生の緊迫性が高く、東日本大震災以上の地震や津波が襲ってくるかもしれないという状況に直面しています。

災害により発生したごみは、「南伊勢町地域防災計画」及び「南伊勢町災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適正に処理します。また、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、その運用マニュアルの策定等を行っていきます。

（７） 適正処理困難物等への対応【継続】

① 適正処理困難物

処理困難物については、販売店等による引き取りを指導するとともに、南伊勢町生活カレンダー別冊「50 音別ごみ分別表」や本町ホームページでの家庭ごみの出し方キーワード検索でも処理困難物を明示しています。

今後、処理の方法等について、必要に応じて見直すとともに、広報・啓発に努めます。

② 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するものを特別管理一般廃棄物として区分・指定しており、処分方法についても定められています。

ばいじんは、本町が保有する焼却施設から排出されるもの以外は産業廃棄物であることから、事業者による適正処理を指導します。

PCB を使用した廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジについては、今後もメーカーによる処理を原則とし、適正処理を推進するために販売店での引き取り協力や、町民に対しても適正排出の協力を要請していきます。

感染性廃棄物は、医療機関自ら適正な処理・処分を行うよう指導します。また、在宅医療廃棄物の中には、注射針等の鋭利なものや血液等が付着して感染性の恐れがあるものも含まれているため、今後も医療機関等において適正に処理するよう指導します。

③ 家電 4 品目及びパソコン

家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に基づき適正に処理するよう、また、処理方法についても町民に周知徹底

します。

パソコンについては、小型家電リサイクル法に基づき、本町と民間事業者が連携して適正に処理します。また、処理方法についても町民に周知徹底します。

（８） 可燃性粗大ごみの資源利用【新規】

タンス等の木質家具、流木・剪定枝等の木材等を破砕・チップ化し、園芸用資材として再生する新たな資源化対策設備を導入します。

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

循環型社会と脱炭素社会が両立した、自然環境と生活環境を保全する環境に優しいまちづくりを推進するために、積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源ごみ以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分します。

また、収集・運搬及び処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的にごみ処理を行います。

4.1 収集運搬体制

(1) ごみ排出量の見通し

ごみ排出量の見込みは、表 2.37 に示すとおりです。人口の減少に伴って、ごみ排出量は減少傾向で推移します。また、生活系ごみは、「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」施策及び「資源循環の推進」施策により減少し、減少分は資源ごみに移行していく見込みです。

表 2.37 ごみ排出量の見込み

区分			単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (最終目標年度)
人口			人	11,696	8,426	6,920	5,613
生活系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ	t/年	2,286	1,552	1,190	900
		燃えないごみ	t/年	85	61	49	39
		資源ごみ	t/年	276	215	189	164
		粗大ごみ	t/年	76	54	43	35
		小計	t/年	2,723	1,882	1,472	1,137
	直接搬入ごみ	燃えるごみ	t/年	318	217	167	127
		燃えないごみ	t/年	204	145	117	94
		資源ごみ	t/年	115	85	71	59
		粗大ごみ	t/年	77	55	44	35
		小計	t/年	714	502	400	315
	中計		t/年	3,437	2,384	1,872	1,452
事業系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ	t/年	358	257	209	168
合計(ごみ総排出量)			t/年	3,795	2,641	2,081	1,621

注)小計、中計及び合計は、端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある

(2) 収集運搬体制（令和5年4月以降）

令和5年4月以降の分別収集区分は、資源ごみ「蛍光灯・乾電池」を加えて5種13分別とし、基本的には収集頻度は現状を維持するものとします。中間処理は、令和5年4月から鳥羽志勢広域連合「やまだエコセンター」で行うことから、今後も現状の収集体制を維持しつつ、効率的かつ適正な運搬体制の構築に努め、「クリーンセンターなんとう」を中継基地として利活用することを検討します。

また、事業系ごみは、事業者・収集運搬許可業者に対して、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図ります。

表 2.38 分別区分、収集頻度及び排出形態等（令和5年4月以降）

区分		収集頻度 収集場所	主なごみの例	排出形態	備考
燃えるごみ		週3回	生ごみ、紙類や紙おむつなど、かばん、乾燥剤・くつ、食用油、木くず	町指定袋	紙おむつは、汚物を取り除き、2重の袋に入れて排出
		指定集積場			
燃えないごみ		月2回	一斗缶以下の鉄類、小さな電気製品類、時計、アルミ箔、かさの骨、ナイフ・はさみ	収集ネット	危険物は厚紙にくるんで排出
		指定集積場			
粗大ごみ(可燃)		2ヶ月1回	タンス、タタミ、机、フスマ、布団	—	木材は長さ1m、直径15cm程度に切断して排出
		指定集積場			
粗大ごみ(不燃)		2ヶ月1回	掃除機・ポット・家電品、ストーブ・ガス台、扇風機・オーディオ・傘、家電4品目	—	
		指定集積場			
資源ごみ	その他プラスチック	週1回 指定集積場	シャンプー・洗剤・乳酸菌飲料などのボトル、ボトルのふた、プリン・卵パック・コンビニなどの弁当容器・惣菜のパック等	収集ネット	
	白色トレイ	週1回 指定集積場	白色のトレイ	収集ネット	
	ペットボトル	月2回 指定集積場	識別表示マークがついたもの	収集ネット	
	発泡スチロール	月1回 指定集積場	トロ箱、緩衝材類	収集ネット	
	ビン類・ガラス類	月2回 指定集積場	ビン・ガラス・コップ、陶磁器類、蛍光灯、茶色のビン、無色のビン、その他の色	収集かご	
	カン	月2回 指定集積場	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶・カートリッジ式ガスボンベ、缶詰類	収集かご	
	紙類	月1回 指定集積場	新聞、雑誌・その他紙、ダンボール、紙パック	ヒモで十文字にしばって排出	
	蛍光灯・乾電池	月1回 指定集積場	直管型蛍光管、サークル型蛍光管、電球型蛍光管、マンガン乾電池、アルカリ乾電池	収集かご	蛍光灯は割らずに排出
	古着	月1回 指定集積場	綿や絹の古布、シャツ・タオル等	ヒモで十文字にしばって排出	

注) 指定集積場：ごみステーションまたは分散型回収かご

4.2 中間処理体制（令和5年4月以降）

(1) 中間処理施設

ごみの焼却処理及び資源化については、令和5年4月から鳥羽志勢広域連合「やまだエコセンター」で行うため、本町のごみ処理フローは図 2.30に示すように変更になります。また、各施設の配置位置は図 2.31に示すとおりです。

現有の「クリーンセンターなんとう」（焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等）は、「やまだエコセンター」へのごみ運搬の中継基地として利活用することを検討します。処理体制の変更に伴い、「さいたエコ・センター」については、施設の廃止手続きを進めます。また、可燃性粗大ごみ処理の効率化のため、稼働を停止した施設跡地を有効活用した破碎機の設置（チップ化施設）を検討します。

「やまだエコセンター」の概要は、表 2.39～表 2.41に示すとおりです。

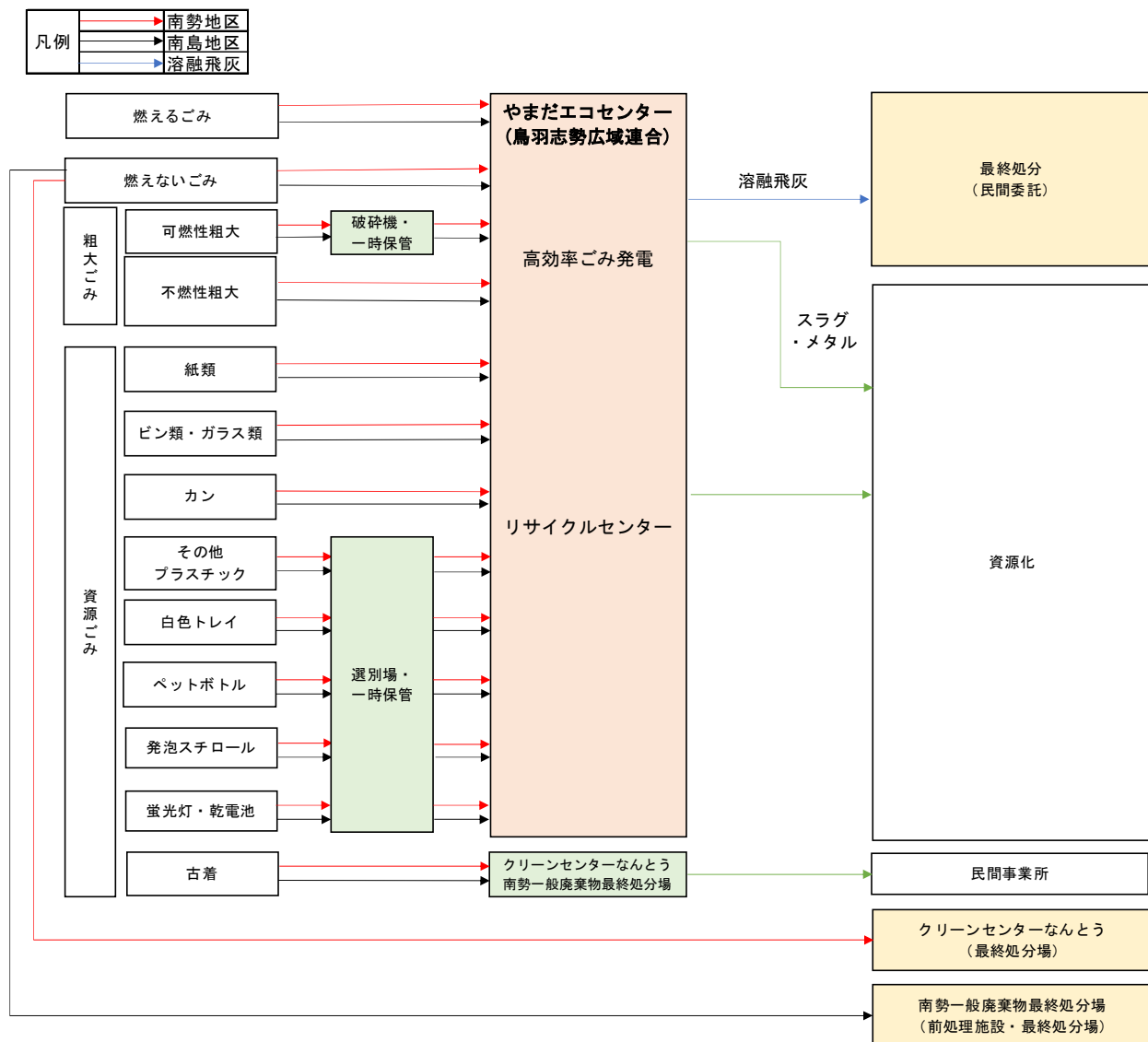


図 2.30 ごみ処理フロー（令和5年4月以降）

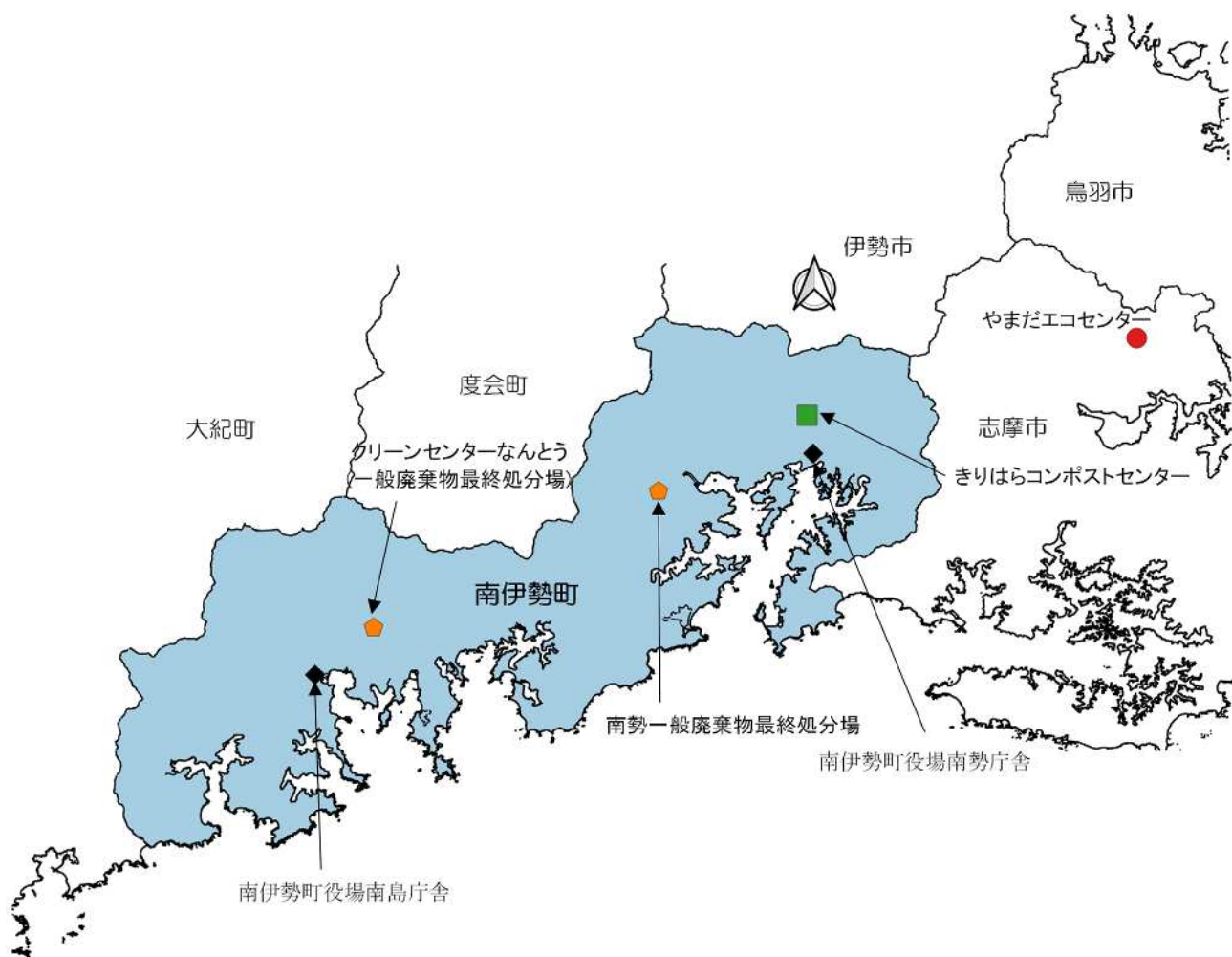


図 2.3.1 ごみ処理施設の位置（令和5年4月以降）

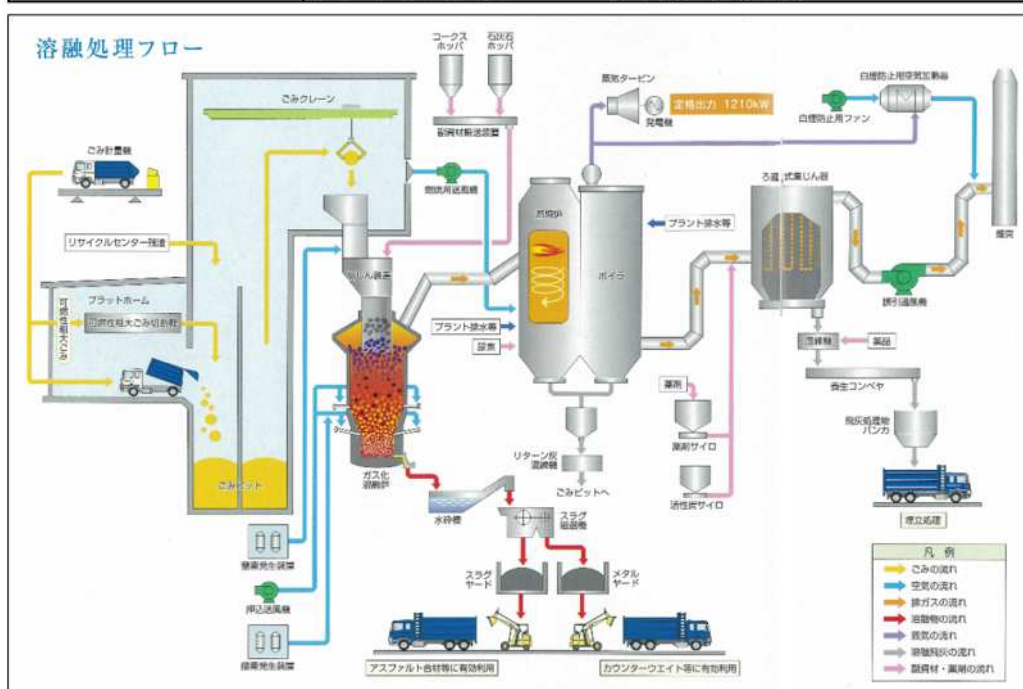
表 2.39 やまだエコセンターの概要

項 目	内 容
名称	やまだエコセンター
設置者	鳥羽志勢広域連合
所在地	志摩市磯部町山田800番地
竣工日	平成26年3月18日（本稼働日：平成26年4月1日）
設計・施工	新日鉄住金エンジニアリング株式会社 （現 日鉄エンジニアリング株式会社）
その他施設	計量棟、エネルギーセンター、スラグストックヤード棟、車庫棟
運営方式	長期包括運営委託
敷地面積	20,628.66 m ²
総延床面積	13,661.12 m ²
施設の全景	

出典：一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(鳥羽志勢広域連合、令和2年3月)

表 2.40 高効率ごみ発電の概要

項 目	内 容
施設規模	95.0 t/24h (47.5 t/24h × 2 炉 24時間連続運転炉)
受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
燃焼溶融設備	シャフト式ガス化溶融炉
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
処理対象物	燃えるごみ リサイクルセンターからの残渣
排ガス処理設備	ろ過式集じん、消石灰、活性炭吹込
余熱利用	タービン発電（発電効率 12.7%） 定格出力：1,210 kW
排ガス計画値	ばいじん 0.01 g/m ³ N 塩化水素 50 ppm 硫黄酸化物 50 ppm 窒素酸化物 150 ppm ダイオキシン類 0.1 ng-TEQ/m ³ N



出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（鳥羽志勢広域連合、令和2年3月）

表 2.41 リサイクルセンターの概要

項 目	内 容
処理方式	破碎、選別、圧縮成型、梱包、貯留
施設規模	47.0 t/5h 不燃・粗大ごみ 20.2 t/5h びん類 4.2 t/5h 缶類 2.6 t/5h ペットボトル 1.7 t/5h トレイ類 0.4 t/5h その他プラスチック製容器包装 2.5 t/5h 雑紙 0.9 t/5h 紙類 14.3 t/d 蛍光管・廃乾電池 0.2 t/d
処理対象物	不燃・粗大ごみ、びん類、缶類、ペットボトル、トレイ類、その他プラスチック製容器包装、雑紙、紙類、蛍光管・廃乾電池
計画年間処理量	9,396 t/年

出典：一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(鳥羽志勢広域連合、令和2年3月)

(2) 中間処理量の見通し

中間処理量の見通しは、表 2.42 に示すとおりです。焼却処理量は、人口減少とごみの減量化によって、処理量は徐々に減少し、令和19年度（最終目標年度）には令和3年度（基準年度）比で約58%減少します。

また、資源化処理量については、資源ごみ分別回収の強化等によって資源ごみ量は増加しますが、人口減少に伴う減少量の方が多く、令和19年度（最終目標年度）には令和3年度（基準年度）比で約39%減少します。

表 2.42 中間処理量の見通し

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (最終目標年度)
高効率ごみ発電	t/年	3,072	2,149	1,666	1,278
リサイクルセンター	t/年	473	411	333	278
チップ化施設	t/年	—	—	14	11

注1)令和3年度は、焼却施設及び粗大ごみ処理施設等資源化施設の処理量

注2)チップ化施設の稼働は、令和10年度から予定

4.3 最終処分体制

(1) 最終処分場

鳥羽志勢広域連合「やまだエコセンター」から発生する最終処分対象物は、高効率ごみ発電施設から発生する溶融飛灰です。鳥羽志勢広域連合では最終処分場を所有していないため、溶融飛灰の最終処分については民間委託で処理します。

また、本町で所有するクリーンセンターなんとう（最終処分場）及び南勢一般廃棄物最終処分場は、不燃物を埋立処分する施設として今後も活用します。

(2) 最終処分量の見通し

最終処分量の見込みは、表 2.43 に示すとおりです。令和19年度（最終目標年度）には令和3年度（基準年度）比で約78%減少します。

表 2.43 最終処分量の見通し

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (最終目標年度)
民間処理量 (溶融飛灰等)	t/年	490	99	77	59
南伊勢町処理量 (不燃物)	t/年	200	143	118	94
合計 (最終処分量)	t/年	690	241	195	153

注1)令和9年度以降の民間処理量は、高効率発電(鳥羽志勢広域連合)の溶融飛灰

注2)合計は、端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある



第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1.1 生活排水処理に関する国等の動向

(1) 廃棄物処理施設整備計画

国は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成30年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成30年度から令和4年度までの「廃棄物処理施設整備計画」を策定しています。この計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加えて、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することとしています。

生活排水処理については、効率的な污水处理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設との適切な役割分担により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、面的整備の一層の推進を図ることとしています。また、地域の状況に応じて高度処理型浄化槽の普及を図ることとしており、生活排水処理関連の目標値として、令和4年度の浄化槽整備区域内の浄化槽処理人口（合併処理浄化槽処理人口）の普及率70%、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合76%が示されています。

(2) 生活排水処理アクションプログラム（三重県）

三重県では平成8年度に生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進する目的で「生活排水処理アクションプログラム」（三重県生活排水処理施設整備計画）を策定し、平成17年度、平成24年度には、その後の社会・経済情勢の変化を踏まえ、各市町の生活排水処理施設整備計画が効率的で効果的な整備手法となるように計画の見直しを行い、市町とともに生活排水対策に取り組んでいます。

一方、全国的に見ると生活排水処理施設の整備率が概ね90%に達したことから、事業内容が普及促進（建設）から維持管理・経営に移行するなど、生活排水処理事業を取り巻く環境に変化が生じています。国土交通省、農林水産省、環境省の3省においても「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」（以下「3省構想マニュアル」という。）を公表し、生活排水処理施設整備計画の策定にあたっては、生活排水処理施設の早期概成をめざすとともに、効率的な維持管理・経営についても考慮するよう示しています。

このような背景を受け、三重県では引き続き生活排水処理施設の整備促進が重要であるため、人口減少や厳しい財政事情といった社会・経済情勢の変化を踏まえ、「3省構想マニュアル」に基づく新たな「生活排水処理アクションプログラム」（三重県、平成28年6月）を策定し、表3.1に示すとおり、市町毎の生活排水処理施設の整備率の目標が定められています。

$$\text{生活排水処理施設の整備率（\%）} = (\text{生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口} \div \text{住民基本台帳人口}) \times 100$$

表 3.1 南伊勢町に関する目標値

単位:人

区分		平成26年度末	令和7年度末	令和17年度末
行政人口		14,157	10,105	7,493
集合処理 施設	下水道	2,854	2,070	1,534
	農業集落排水施設等	851	605	448
	漁業集落排水施設	4,644	3,537	2,622
	コミュニティ・プラント	0	0	0
	小計	8,349	6,212	4,604
個別処理 施設	市町村設置型浄化槽	690	1,612	2,503
	個人設置型浄化槽等	826	556	53
	小計	1,516	2,168	2,556
合計		9,865	8,380	7,160
整備率(%)		69.7	82.9	95.6

出典:生活排水処理アクションプランプログラム[平成28年度版](三重県、平成28年6月、令和4年3月改訂)

注1)農業集落排水施設等:農業集落排水施設、簡易排水施設の合計

注2)市町村設置型浄化槽:浄化槽市町村整備推進事業により設置・管理を行う合併処理浄化槽の整備人口

注3)個人設置型浄化槽等:個人や民間事業者等によって設置された合併処理浄化槽の整備人口

1.2 南伊勢町の生活排水処理の現状

(1) 処理体系

本町の家庭などから発生する生活排水（し尿及び生活雑排水）は、特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設などに集めて処理（集合処理）するほか、合併処理浄化槽により各家庭などで個別に処理（個別処理）していますが、単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯においては、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

また、漁業集落排水施設の一部、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥と汲み取りし尿については、鳥羽志勢クリーンセンター（し尿処理施設）へ搬入し、適正に処理を行っています。特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設の一部から発生する汚泥は、きりはらコンポストセンターへ搬入し、堆肥化を行い、他の漁業集落排水施設の汚泥は、民間委託し適正に処理を行っています。

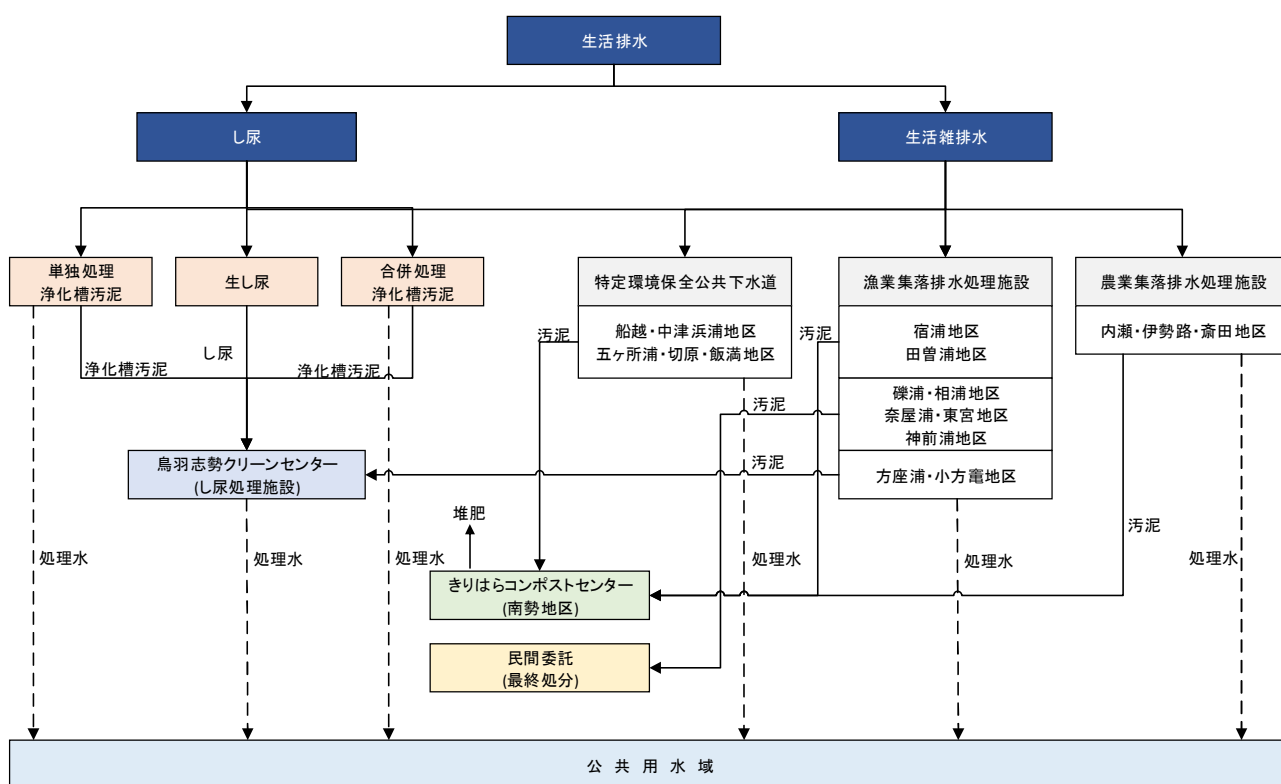


図 3.1 生活排水の処理体系

（２）生活排水処理形態別人口の推移

本町の生活排水処理形態別人口の推移は、図 3.2 及び表 3.2 に示すとおりです。汚水衛生処理率は、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽により汚水が衛生的に処理されている人口の割合を示す指標で、三重県が策定している「生活排水処理アクションプラン[平成 28 年度版]」（三重県、平成 28 年 6 月）（令和 4 年 3 月改訂）で指標としている「生活排水処理施設の整備率」と近い値となります。

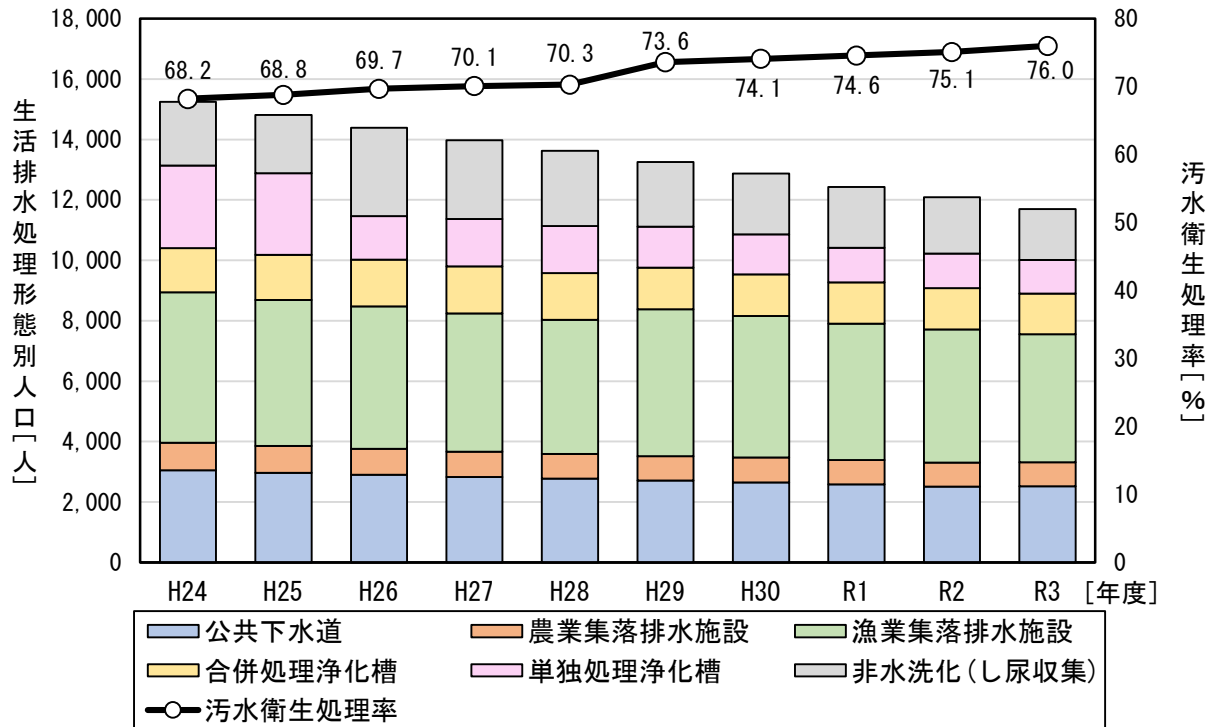


図 3.2 生活排水処理形態別人口の推移

表 3.2 生活排水処理形態別人口の推移

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
総人口	人	15,244	14,812	14,382	13,980	13,624	13,253	12,872	12,423	12,091	11,696
汚水衛生処理人口	人	10,403	10,184	10,020	9,800	9,578	9,758	9,537	9,271	9,082	8,893
公共下水道	人	3,046	2,961	2,899	2,821	2,772	2,713	2,643	2,583	2,506	2,524
農業集落排水施設	人	915	889	864	844	824	810	829	806	805	799
漁業集落排水施設	人	4,980	4,838	4,717	4,580	4,437	4,855	4,685	4,523	4,396	4,228
合併処理浄化槽	人	1,462	1,496	1,540	1,555	1,545	1,380	1,380	1,359	1,375	1,342
未処理人口	人	4,841	4,628	4,362	4,180	4,046	3,495	3,335	3,152	3,009	2,803
単独処理浄化槽	人	2,735	2,705	1,451	1,573	1,549	1,357	1,322	1,142	1,145	1,117
非水洗化人口(し尿収集人口)	人	2,106	1,923	2,911	2,607	2,497	2,138	2,013	2,010	1,864	1,686
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率	%	68.2	68.8	69.7	70.1	70.3	73.6	74.1	74.6	75.1	76.0

注1) 総人口：住民基本台帳人口(10月1日)

注2) 汚水衛生処理率(%) = (現在水洗便所設置済人口 ÷ 総人口) × 100

注3) 現在水洗便所設置済人口：下水道のほか、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽により、汚水が衛生的に処理されている人口

(3) 浄化槽汚泥等・し尿排出量の推移

本町における過去 10 年の浄化槽汚泥等・し尿排出量の推移は、図 3.3 及び表 3.3 に示すとおりです。

浄化槽汚泥等・し尿排出量は、平成 24 年度をピークに暫時減少傾向にあり、直近 7 年間は、6,000kL/年を下回っています。

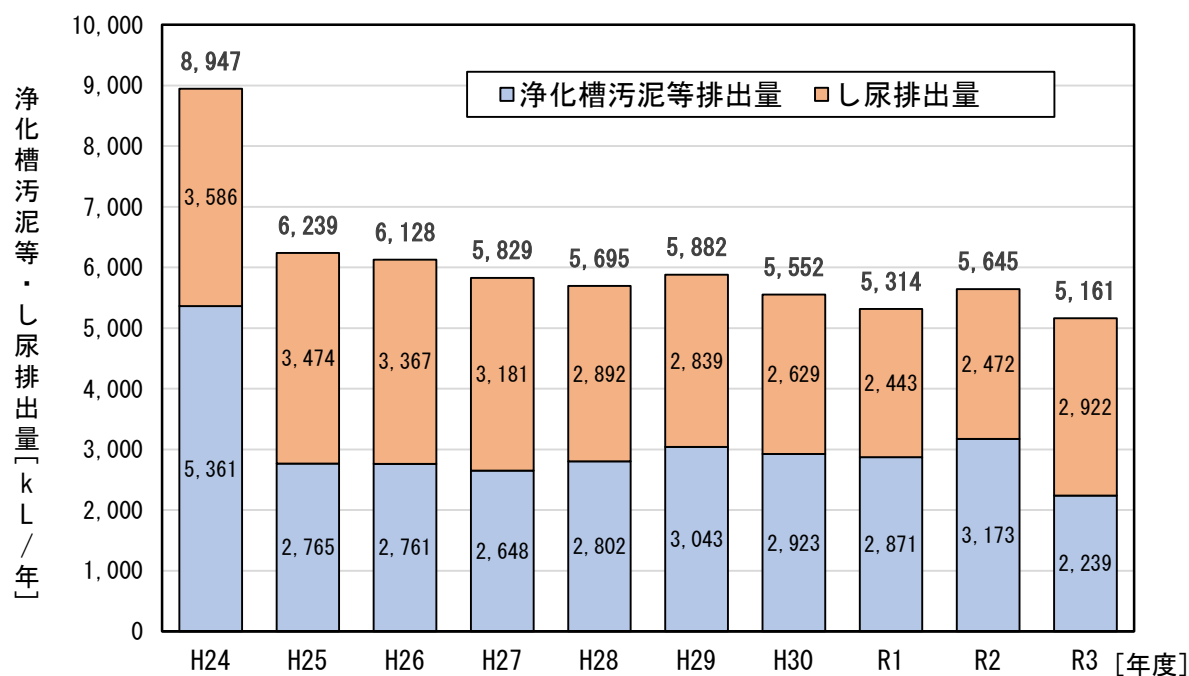


図 3.3 浄化槽汚泥等・し尿排出量の推移

表 3.3 浄化槽汚泥等・し尿排出量の推移

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
浄化槽汚泥等排出量	kL/年	5,361	2,765	2,761	2,648	2,802	3,043	2,923	2,871	3,173	2,239
し尿排出量	kL/年	3,586	3,474	3,367	3,181	2,892	2,839	2,629	2,443	2,472	2,922
浄化槽汚泥等原単位	L/人・日	3.19	1.65	2.24	2.06	2.22	2.65	2.59	2.73	3.01	2.18
し尿原単位	L/人・日	4.67	4.95	3.17	3.33	3.17	3.64	3.58	3.32	3.63	4.75

(4) 生活排水処理体制

① し尿処理施設

鳥羽志勢広域連合は平成 11 年度に南勢地区（旧南勢町）及び南島地区（旧南島町）を含む 1 市 7 町で設立され、その後市町村合併により現在は 2 市 1 町（南伊勢町、鳥羽市、志摩市）で構成されています。

本町のし尿及び浄化槽汚泥等は、平成 19 年度に竣工した鳥羽志勢広域連合の鳥羽志勢クリーンセンターで処理を行っています。鳥羽志勢クリーンセンターの概要は、表 3.4 に示すとおりです。

表 3.4 鳥羽志勢クリーンセンターの概要

施設名	鳥羽志勢クリーンセンター	
所在地	三重県鳥羽市白木町247番地10	
施設概要	鉄筋コンクリート造	
	脱塩装置・紫外線滅菌装置	
	地下1階地上3階	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式	
	汚泥は汚泥熱分解処理（肥料）及び堆肥化	
処理量	155k L / 日	
処理水質	pH	5.8～8.6
	BOD	5mg/L以下
	COD	3mg/L以下
	SS	3mg/L以下
	アンモニア性窒素	1mg/L以下
	色度	30度以下
	大腸菌群数	100個/mL以下

② 管理運営体制

本町の生活排水処理に関する運営・管理体制は、表 3.5 に示すとおりです。

表 3.5 管理運営体制

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	町（許可業者）	連合	連合
浄化槽汚泥	町（許可業者）	連合	連合

注) 連合：鳥羽志勢広域連合

③ 収集・運搬車両

本町における収集運搬許可業者は、南勢地区及び南島地区に各1社あり、車両保有台数は、表 3.6 に示すとおりです。

表 3.6 許可業者数・収集運搬車両数

区分	許可業者	積載容量	台数
南勢地区	1社	1,800L	3
		10,800L	1
南島地区	1社	1,800L	3
		10,800L	2

④ し尿処理経費の状況

し尿処理経費の推移は、図 3.4 及び表 3.7 に示すとおりです。1kL 当たりの処理及び維持管理費は、近年上昇傾向にありましたが、令和2年度以降は減少傾向に転じ、令和3年度は約 14,000 円/kL 程度となっています。

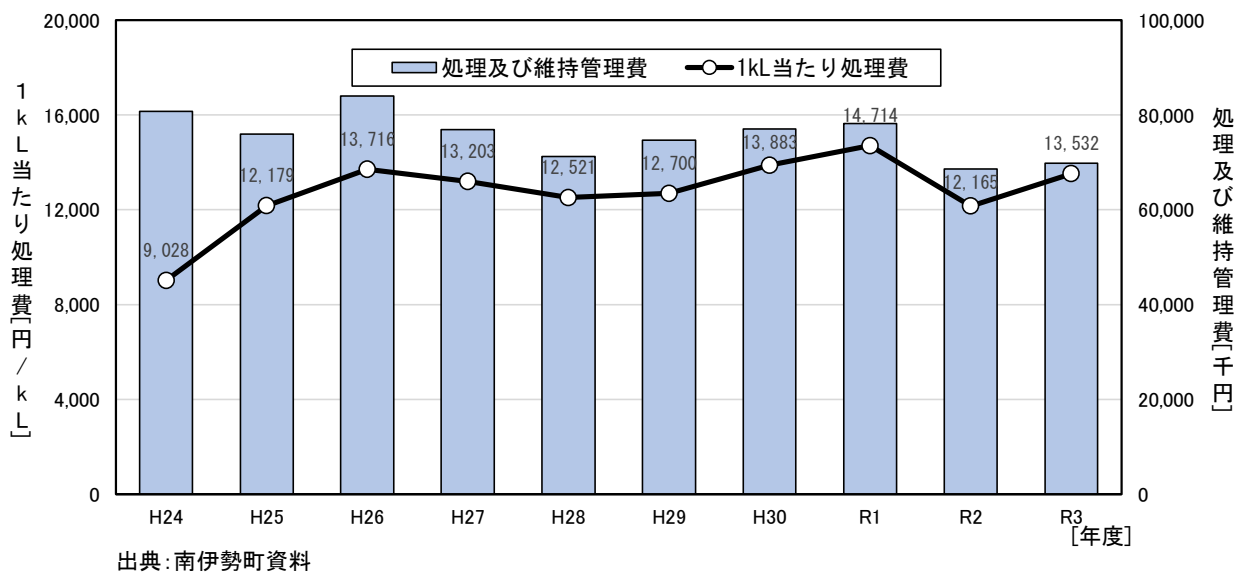


図 3.4 し尿処理経費の推移

表 3.7 し尿処理経費の推移

[年度]			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
建設・改良費「千円」	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	調査費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	組合分担金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
処理及び維持管理費「千円」	人件費	一般職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	8,190	8,190	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	車両等購入費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	0	0	8,424	8,424	8,424	8,424	8,424	8,502	8,580	8,580	
		中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	1,904	1,940	1,940	1,941	1,941	1,973	1,995	1,996	1,997	1,996	
	組合分担金		70,678	65,856	73,691	66,593	60,939	64,309	66,657	67,693	58,094	59,264	
	調査研究費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(a) 小 計		80,772	75,986	84,055	76,958	71,304	74,706	77,076	78,191	68,671	69,840	
その他		0	93	83	66	157	89	0	174	0	0		
(b) 合計		80,772	76,079	84,138	77,024	71,461	74,795	77,076	78,365	68,671	69,840		
(c) し尿・浄化槽汚泥等排出量		kL/年	8,947	6,239	6,128	5,829	5,695	5,882	5,552	5,314	5,645	5,161	
(d) 1kL当たり処理費((a)×1000÷(c))		円/kL	9,028	12,179	13,716	13,203	12,521	12,700	13,883	14,714	12,165	13,532	

出典：南伊勢町資料

(5) その他の生活排水処理施設の概要

① 公共下水道

本町には、特定環境保全公共下水道事業で整備した単独公共下水道が南勢地区に2箇所あり、その概要は表 3.8 及び表 3.9 に示すとおりです。

表 3.8 船越・中津浜浦浄化センターの概要

施設名	船越・中津浜浦浄化センター
処理施設所在地	度会郡南伊勢町船越3138-1
処理区分	特定環境保全公共下水道事業
供用開始年月日	平成12年4月
計画面積	24.2ha
処理人口	860人
管渠延長	12,761m
対象地区名	南伊勢町船越・中津浜浦
処理方式	間欠ばっ気活性汚泥方式
放流先	処理場前公共水域（五ヶ所湾）
処理能力	450m ³ （日平均）、600m ³ （日最大）
水質（令和3年度実績）[mg/L]	BOD 4.1、COD 8.2、SS 0.4、T-N 5.0、T-P 1.74

進捗状況（現況）

整備面積	24.2ha（平成12年4月全区域整備完了）
整備区域人口	659人
現状処理人口	654人
接続状況	99.3%（接続戸数／戸数）

排水関連（現況）

排水量	196.5m ³ （令和3年度日平均）、329.8m ³ （日最大）
処理水質[mg/L]	BOD 4.1、COD 8.2、SS 0.4、T-N 5.0、T-P 1.74
流入量	196.5m ³ （令和3年度日平均）、329.8m ³ （日最大）
流入水質[mg/L]	BOD 130、COD 115

管理

運転管理	民間委託
水質管理	民間委託

表 3.9 五ヶ所浦・切原・飯満浄化センターの概要

施設名	五ヶ所浦・切原・飯満浄化センター
処理施設所在地	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3811番地他
処理区分	特定環境保全公共下水道事業
供用開始年月日	平成20年4月（一部）、平成25年4月（全部）
計画面積	84.4ha
処理人口	2,500人
管渠延長	23,420m
対象地区名	南伊勢町五ヶ所浦・切原・飯満
処理方式	長時間曝気方式
放流先	処理場前公共水域（五ヶ所湾）
処理能力	1,000m ³ （日平均）、1,200m ³ （日最大）
水質（令和3年度実績）[mg/L]	BOD 1.7、COD 8.9、SS 0.7、T-N 1.4、T-P 2.2

進捗状況（現況）

整備面積	84.4ha（平成25年3月全区域整備完了）
整備区域人口	1,840人
現状処理人口	813人
接続状況	44.2%（接続戸数／戸数）

排水関連（現況）

排水量	575.4m ³ （令和3年度日平均）、1,593.8m ³ （日最大）
処理水質[mg/L]	BOD 1.7、COD 8.9、SS 0.7、T-N 1.4、T-P 2.2
流入量	575.4m ³ （令和3年度日平均）、1,593.8m ³ （日最大）
流入水質[mg/L]	BOD 95、COD 105

管理

運転管理	民間委託
水質管理	民間委託

② 農業集落排水施設

本町には、農業集落排水事業で整備した農業集落排水施設は、南勢地区に1箇所あり、その概要は表 3.10 に示すとおりです。

表 3.10 穂原東浄化センターの概要

施設名	穂原東浄化センター
処理施設所在地	度会郡南伊勢町内瀬1672
処理区分	農業集落排水事業
供用開始年月日	平成13年6月
計画面積	66ha
処理人口	1,560人
管渠延長	14,200m
対象地区名	南伊勢町内瀬・伊勢路・斎田地区
処理方式	連続流入間欠ばっ気活性汚泥方式
放流先	処理場前公共水域（五ヶ所湾）
処理能力	421m ³ （日平均）、524.7m ³ （日最大）
水質（令和3年度実績）[mg/L]	BOD 7.2、COD 8.1、SS 1.4、T-N 2.9、T-P 2.0

進捗状況（現況）

整備面積	66ha
整備区域人口	784人
現状処理人口	619人
接続状況	79.2%（接続戸数／戸数）

排水関連（現況）

排水量	170.7m ³ （令和3年度日平均）、630.0m ³ （日最大）
処理水質[mg/L]	BOD 7.2、COD 8.1、SS 1.4、T-N 2.9、T-P 2.0
流入量	170.7m ³ （令和3年度日平均）、630.0m ³ （日最大）
流入水質[mg/L]	BOD 86、COD 84

管理

運転管理	民間委託
水質管理	民間委託

③ 漁業集落排水施設

本町には、漁業集落排水事業で整備した漁業集落排水施設は、南勢地区に3箇所、南島地区に3箇所あり、その概要は表 3.11～表 3.16に示すとおりです。

表 3.11 田曾浦浄化センターの概要

施設名	田曾浦浄化センター
処理施設所在地	度会郡南伊勢町田曾浦4260-1
処理区分	漁業集落排水事業
供用開始年月日	平成10年4月（一部）、平成11年4月（全部）
計画面積	14ha
処理人口	1,960人
管渠延長	6,200m
対象地区名	南伊勢町田曾浦
処理方式	オキシデーショondiッチ法
放流先	処理場前公共水域（五ヶ所湾）
処理能力	493m ³ （日平均）、607m ³ /日（日最大）
水質（令和3年度実績）[mg/L]	BOD 1.3、COD 6.3、SS 0.9、T-N 0.7、T-P 1.9

進捗状況（現況）

整備面積	14ha（平成11年3月全区域整備完了）
整備区域人口	844人
現状処理人口	844人
接続状況	100.0%（接続戸数／戸数）

排水関連（現況）

排水量	214.3m ³ （令和3年度日平均）、320.7m ³ （日最大）
処理水質[mg/L]	BOD 1.3、COD 6.3、SS 0.9、T-N 0.7、T-P 1.9
流入量	214.3m ³ （令和3年度日平均）、320.7m ³ （日最大）
流入水質[mg/L]	BOD 140、COD 106

管理

運転管理	民間委託
水質管理	民間委託

表 3. 1 2 宿浦浄化センターの概要

施設名	宿浦浄化センター
処理施設所在地	度会郡南伊勢町宿浦384-111
処理区分	漁業集落排水事業
供用開始年月日	平成12年4月
計画面積	15ha
処理人口	2,033人
管渠延長	9,530m
対象地区名	南伊勢町宿浦
処理方式	間欠ばっ気活性汚泥方式
放流先	処理場前公共水域（五ヶ所湾）
処理能力	481m ³ （日平均）、605m ³ （日最大）
水質（令和3年度実績）[mg/L]	BOD 2.3、COD 7.0、SS 1.3、T-N 3.7、T-P 2.4

進捗状況（現況）

整備面積	15ha（平成14年3月全区域整備完了）
整備区域人口	684人
現状処理人口	675人
接続状況	98.7%（接続戸数／戸数）

排水関連（現況）

排水量	163.2m ³ （令和3年度日平均）、1,516.0m ³ （日最大）
処理水質[mg/L]	BOD 2.3、COD 7.0、SS 1.3、T-N 3.7、T-P 2.4
流入量	163.2m ³ （令和3年度日平均）、1516.0m ³ （日最大）
流入水質[mg/L]	BOD 130、COD 135

管理

運転管理	民間委託
水質管理	民間委託

表 3.13 南海浄化センターの概要

施設名	南海浄化センター
処理施設所在地	度会郡南伊勢町相賀浦元858番地
処理区分	漁業集落排水事業
供用開始年月日	平成24年10月（一部）、平成30年4月（全部）
計画面積	54ha
処理人口	1,330人
管渠延長	14,520m
対象地区名	南伊勢町礪浦・相賀浦
処理方式	オキシデーションディッチ法
放流先	処理場前公共水域（五ヶ所湾）
処理能力	360m ³ （日平均）、439m ³ /日（日最大）
水質（令和3年度実績）[mg/L]	BOD 0.9、COD 6.5、SS 0.0、T-N 1.8、T-P 2.6

進捗状況（現況）

整備面積	54ha（平成30年3月全区域整備完了）
整備区域人口	760人
現状処理人口	577人
接続状況	74.9%（接続戸数）

排水関連（現況）

排水量	130.8m ³ （令和3年度日平均）、228.2m ³ （日最大）
処理水質[mg/L]	BOD 0.9、COD 6.5、SS 0.0、T-N 1.8、T-P 2.6
流入量	130.8m ³ （令和3年度日平均）、228.2m ³ （日最大）
流入水質[mg/L]	BOD 100、COD 80

管理

運転管理	民間委託
水質管理	民間委託

表 3.14 奈屋浦・東宮地区集落排水施設の概要

施設名	奈屋浦・東宮地区集落排水処理施設
処理施設所在地	度会郡南伊勢町東宮字原382-1
処理区分	漁業集落排水事業
供用開始年月日	平成16年4月
計画面積	69ha
処理人口	2,399人
管渠延長	9,200m
対象地区名	南伊勢町奈屋浦・東宮地区
処理方式	長時間ばっ気方式
放流先	奈屋浦漁港
処理能力	648m ³ （日平均）、792m ³ /日（日最大）
水質（令和3年度実績）[mg/L]	BOD 0.9、COD 7.0、SS 7.8、T-N 4.7、T-P 2.1

進捗状況（現況）

整備面積	69ha（平成16年3月全区域整備完了）
整備区域人口	844人
現状処理人口	637人
接続状況	75.5%（接続戸数）

排水関連（現況）

排水量	173.1m ³ （令和3年度日平均）、482m ³ （日最大）
処理水質[mg/L]	BOD 0.9、COD 7.0、SS 7.8、T-N 4.7、T-P 2.1
流入量	173.1m ³ （令和3年度日平均）、482m ³ （日最大）
流入水質[mg/L]	BOD 88、COD 60

管理

運転管理	民間委託
水質管理	民間委託

表 3.15 方座浦・小方竈地区集落排水施設の概要

施設名	方座浦・小方竈地区集落排水処理施設
処理施設所在地	度会郡南伊勢町方座浦 地先
処理区分	漁業集落排水事業
供用開始年月日	平成15年4月
計画面積	20ha
処理人口	875人
管渠延長	3,800m
対象地区名	南伊勢町方座浦・小方竈地区
処理方式	長時間ばっ気方式
放流先	方座浦漁港
処理能力	236m ³ （日平均）、289m ³ （日最大）
水質（令和3年度実績）[mg/L]	BOD 0.8、COD 7.4、SS 6.6、T-N 3.3、T-P 2.7

進捗状況（現況）

整備面積	20ha（平成15年3月全区域整備完了）
整備区域人口	398人
現状処理人口	298人
接続状況	75.1%（接続戸数）

排水関連（現況）

排水量	78.6m ³ （令和3年度日平均）、126.1m ³ （日最大）
処理水質[mg/L]	BOD 0.8、COD 7.4、SS 6.6、T-N 3.3、T-P 2.7
流入量	78.6m ³ （令和3年度日平均）126.1m ³ （日最大）
流入水質[mg/L]	BOD 140、COD 85

管理

運転管理	民間委託
水質管理	民間委託

表 3.16 神前浦地区集落排水施設の概要

施設名	神前浦地区集落排水処理施設
処理施設所在地	度会郡南伊勢町神前浦字大中ノ輪316-1他
処理区分	漁業集落排水事業
供用開始年月日	平成22年4月
計画面積	16.2ha
処理人口	1,470人
管渠延長	5,800m
対象地区名	南伊勢町神前浦（一部）
処理方式	長時間ばっ気方式
放流先	吉津港
処理能力	397m ³ （日平均）、485m ³ /日（日最大）
水質（令和3年度実績）[mg/L]	BOD 0.8、COD 4.7、SS 4.7、T-N 6.7、T-P 2.1

進捗状況（現況）

整備面積	16.2ha（平成21年3月全区域整備完了）
整備区域人口	618人
現状処理人口	552人
接続状況	89.4%（接続戸数）

排水関連（現況）

排水量	112.1m ³ （令和3年度日平均）、307.2m ³ （日最大）
処理水質[mg/L]	BOD 0.8、COD 4.7、SS 4.7、T-N 6.7、T-P 2.1
流入量	112.1m ³ （令和3年度日平均）、307.2m ³ （日最大）
流入水質[mg/L]	BOD 165、COD 77

管理

運転管理	民間委託
水質管理	民間委託

1.3 前計画の施策の実施状況等

前計画の実施状況については、表 3.17 に示すとおりです。

表 3.17 前計画の実施状況等

施策区分			施策の実施状況(実績等)	今後の課題、今後の継続性等
し尿・汚泥の 処理計画	収集・運搬 計画	し尿・浄化槽汚泥の 搬出方法	し尿及び浄化槽汚泥については、中継槽を設け、効率的な収集・運搬システムが構築されている。	中継槽は供用開始より50年以上が経過し、沈砂による保管量の減少や硫化水素による天板腐食など中継業務の継続について施設側の課題がある。
		中間処理 計画	汚泥処理は、現状どおり鳥羽志勢クリーンセンター、きりはらコンポストセンター、クリーンセンターなんとうにおいて、継続して適正処理されている。	汚泥処理は、鳥羽志勢クリーンセンター、きりはらコンポストセンターで行い、し渣は鳥羽志勢広域連合(やまだエコセンター)で適正に処理を行う。
	その他	住民に対する広報・啓発活動	住民や事業者の関心を高め、水環境の保全のための取組を図り、水洗化の推進を進めている。	今後もこの取組を継続する。
		合併浄化槽設置に対する支援	—	—
		適正な浄化槽及び生活排水処理施設管理の推進	—	—

1.4 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) 汚水衛生処理率

汚水衛生処理率（前計画では「生活排水処理率」としていますが同義です。）は、図 3.5 に示すとおり、平成 24 年度以降微増傾向で推移しており、令和 4 年度目標値 81.7% を達成することは厳しい状況です。

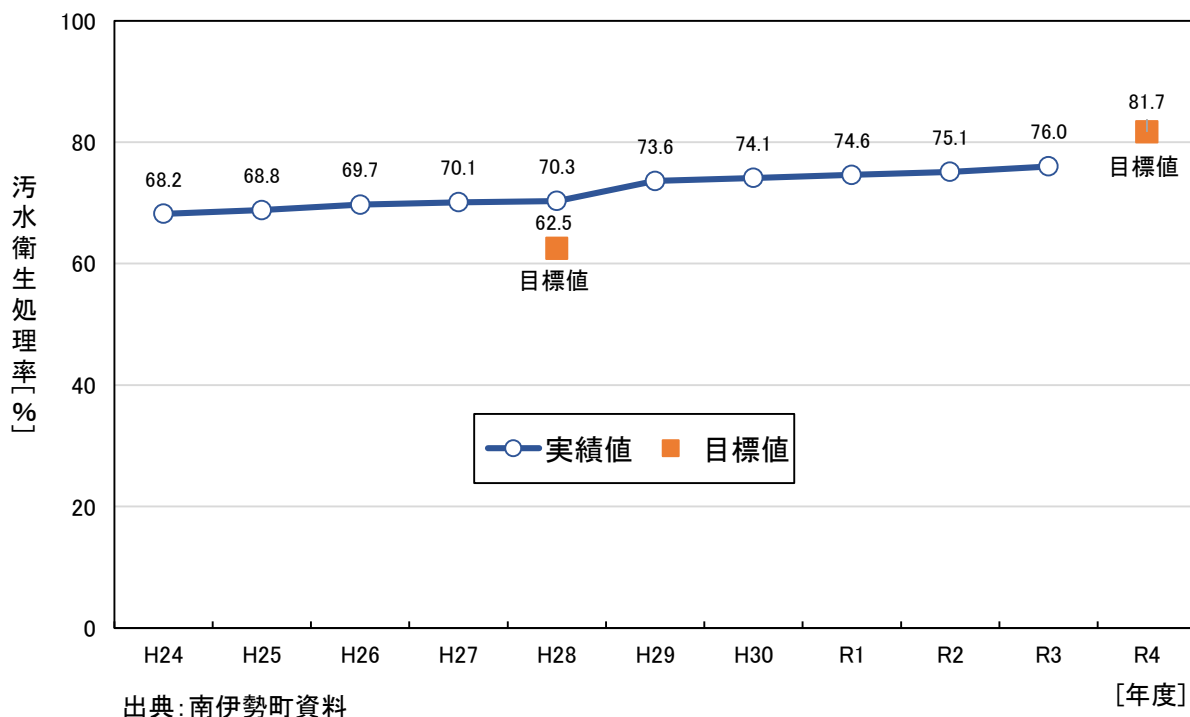


図 3.5 汚水衛生処理率の達成状況

(2) 課題

本町の令和 3 年度末における汚水衛生処理率は 76.0% で、三重県平均 82.1%、全国平均 88.6% を下回っています。し尿と生活雑排水の全てを適正に処理し、公共用水域への汚濁負荷を低減させるため、今後とも引き続き、公共下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設の整備及び接続を積極的に進める必要があります。

また、生活排水処理施設の維持管理については、予期しない破損により大規模な補修等がないよう、定期検査を実施するとともに、電気計装設備等、設備の維持に不可欠な保守部品を管理し、計画的な補修・整備等を行う必要があります。

第2章 生活排水処理の基本方針

2.1 基本方針

生活排水処理に関する施策については、南伊勢町総合計画では【目標4 安全に安心して暮らせるまち】の「政策3 生活基盤が整ったまちづくり」に位置付けられており、ここでの施策の目指す姿を基本方針とします。

海、川など美しく豊かな自然環境のなかで、
町民一人ひとりが快適で衛生的な生活ができるまちにします



出典：南伊勢町総合計画

2.2 計画処理区域

本計画における計画処理区域は、本町全域とします。

第3章 生活排水処理計画

3.1 生活排水の排出量の見込み

(1) 生活排水処理形態別人口の推計

総人口は、ごみ処理基本計画による将来人口と同値とします。

生活排水処理形態別人口の推計は、生活排水処理アクションプログラム〔平成28年度版〕（三重県、平成28年6月、令和4年3月改訂）に示されている、令和7年度及び令和17年度の汚水衛生処理人口（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽）の割合を基本として推計を行います。また、未処理人口については、平成29年度～令和3年度の5年間の単独処理浄化槽人口の平均割合を用いて推計を行います。

推計結果は、図3.6及び表3.18に示すとおりです。

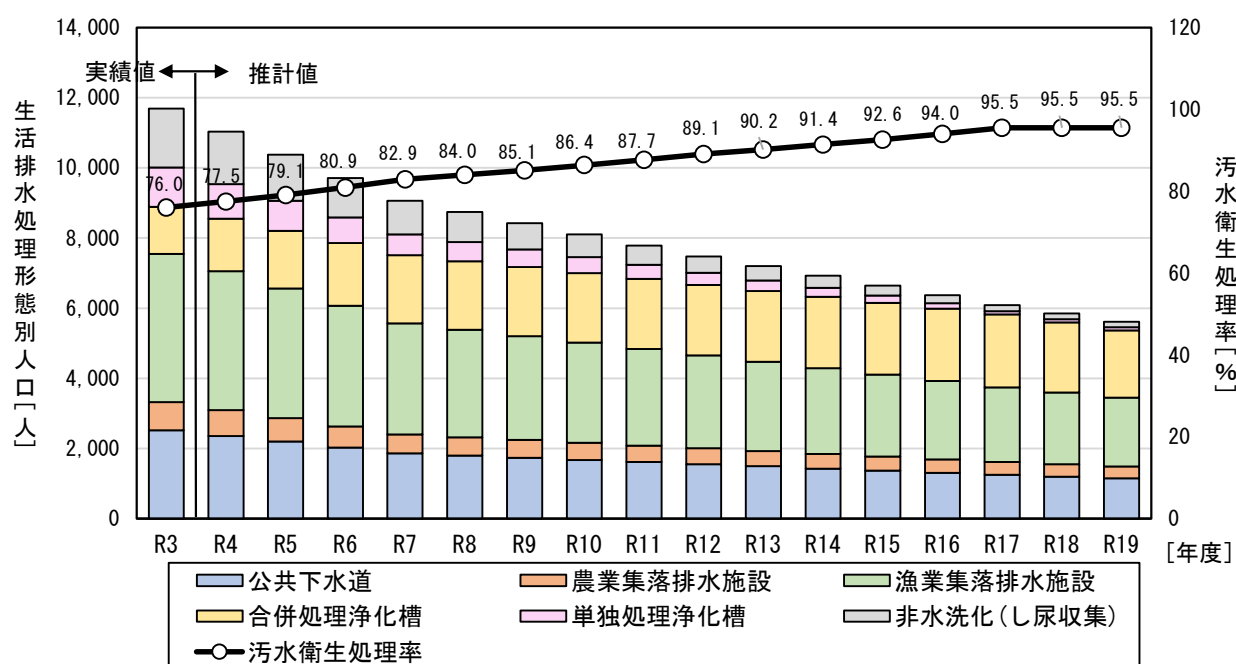


図 3.6 生活排水処理形態別人口の推計結果

表 3.18 生活排水処理形態別人口の推計結果

項目	単位	実績値	推計値		
		R3	R9	R14	R19
			中間目標	中間目標	最終目標
総人口	人	11,696	8,426	6,920	5,613
汚水衛生処理人口	人	8,893	7,173	6,323	5,363
公共下水道	人	2,524	1,733	1,428	1,149
農業集落排水施設	人	799	507	417	336
漁業集落排水施設	人	4,228	2,963	2,443	1,964
合併処理浄化槽	人	1,342	1,970	2,035	1,914
未処理人口	人	2,803	1,253	597	250
単独処理浄化槽	人	1,117	498	253	96
非水洗化人口（し尿収集人口）	人	1,686	755	344	154
自家処理人口	人	0	0	0	0
汚水衛生処理率	%	76.0	85.1	91.4	95.5

（２） 浄化槽汚泥等及びし尿の排出量の推計

合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、漁業集落排水処理人口及びし尿収集人口に、浄化槽汚泥等及びし尿の原単位を乗じて排出量の推計を行います。なお、原単位は平成 29 年度～令和 3 年度の 5 年間の平均値を用います。

浄化槽汚泥等及びし尿の排出量の推計結果は、図 3.7 及び表 3.19 に示すとおりです。

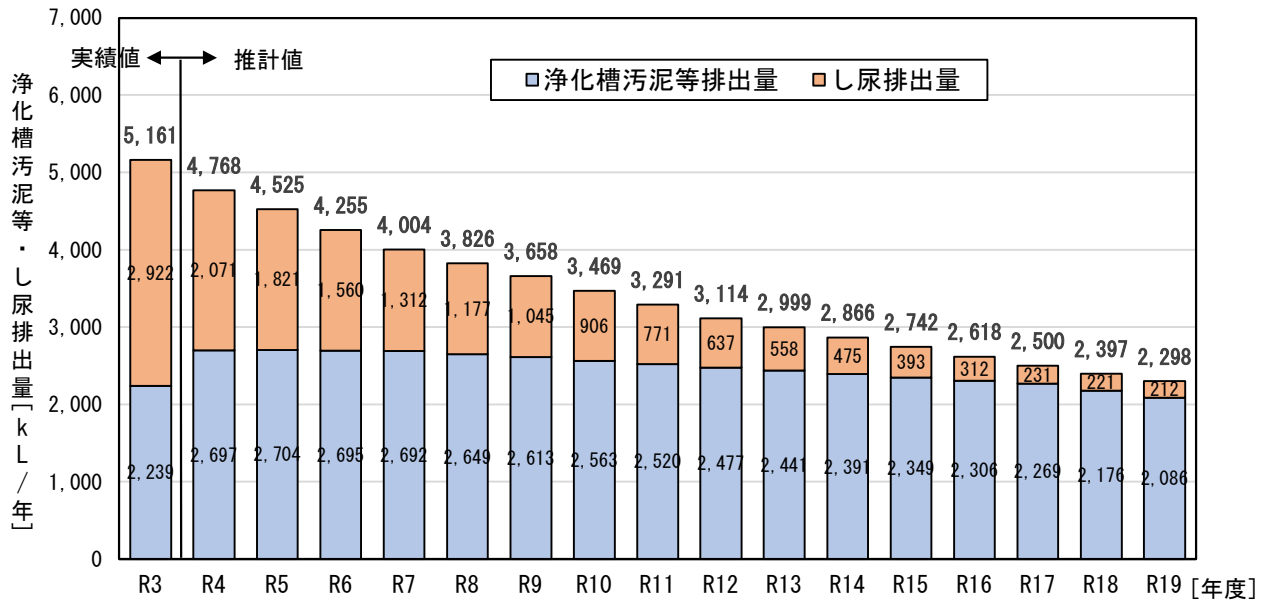


図 3.7 浄化槽汚泥等及びし尿の排出量の推計結果

表 3.19 浄化槽汚泥等及びし尿の排出量の推計結果

項目	単位	実績値	推計値		
		R3	R9	R14	R19
			中間目標	中間目標	最終目標
排出量	kL/年	5,161	3,658	2,866	2,298
浄化槽汚泥等	kL/年	2,239	2,613	2,391	2,086
し尿	kL/年	2,922	1,045	475	212
原単位	kL/人・日	2.18	2.63	2.63	2.63
し尿	kL/人・日	4.75	3.78	3.78	3.78

注)推計に用いた原単位: H29年度～R3年度の平均値

3.2 処理の目標

本町の生活排水処理施設は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽であり、今後も継続して事業を推進していくことによって污水衛生処理率の向上を図り、計画目標年度の令和19年度における污水衛生処理率を約96%とします。

目標 污水衛生処理率を約96%にします。

【指標：污水衛生処理率】

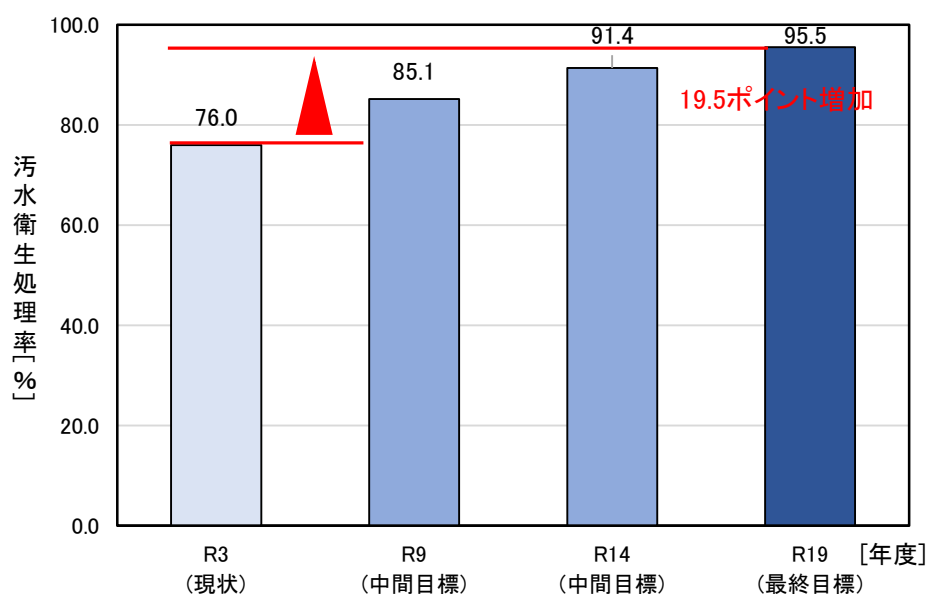


図 3.8 污水衛生処理率の目標値

3.3 処理主体

本町における処理主体は、表 3.20 に示すとおりです。鳥羽志勢広域連合「鳥羽志勢クリーンセンター」では、本町から排出するし尿、浄化槽汚泥及び漁業集落排水施設汚泥（方座浦・小方竈地区集落排水処理施設分：全体の約8.3%）を処理します。

表 3.20 生活排水処理施設ごとの処理主体等

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体	管理・運営
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本町	委託
農業集落排水施設		本町	委託
漁業集落排水施設		本町	委託
合併処理浄化槽		個人等	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等	個人等
鳥羽志勢クリーンセンター	し尿、浄化槽汚泥、漁業集落排水処理汚泥	鳥羽志勢広域連合	委託

3.4 収集運搬計画

本町の生活排水処理整備の進捗に合わせて、さらなるし尿及び浄化槽汚泥等の適正かつ効率的な収集・運搬システムの継続を行います。

3.5 中間処理及び最終処分計画

生活排水の処理体系は、現状の体制を継続します。漁業集落排水施設の一部、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥と汲み取りし尿については、鳥羽志勢クリーンセンター（し尿処理施設）へ搬入し、適正に処理を行います。

また、特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設の一部から発生する汚泥は、きりはらコンポストセンターへ搬入し、堆肥化を行い、他の漁業集落排水施設の汚泥は、民間委託し適正に処理を行います。

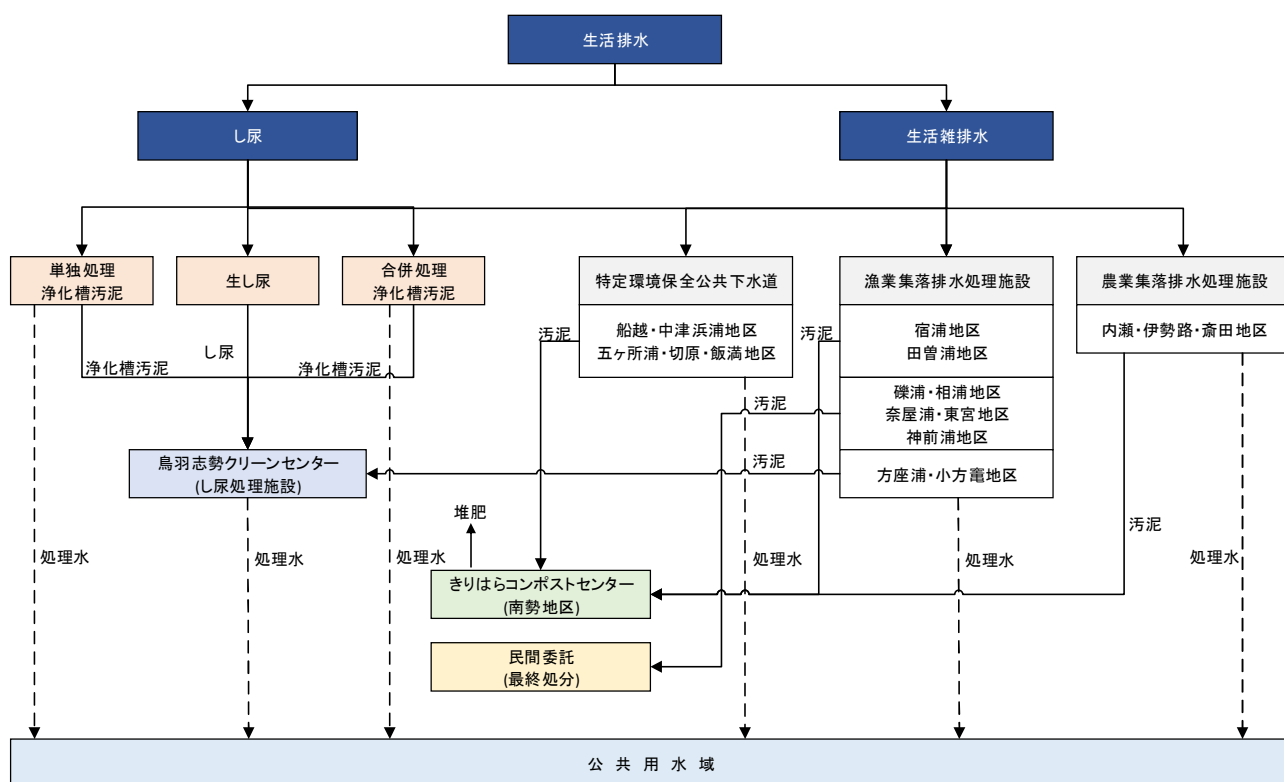


図 3.9 生活排水の処理体系（再掲）

3.6 その他・普及啓発活動等

(1) 町民に対する広報・啓発活動

広報などを通じ、排水の流れや処理実態など生活排水に関する情報提供を行い、町民や事業者の関心を高め、水環境の保全のための取組を図り、水洗化の推進に努めます。

(2) 合併処理浄化槽設置に対する支援

単独処理浄化槽やし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進するため、本町では個人で合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付する制度を設けており、今後もこの制度の活用に向けて広報を行っていきます。

（３）適正な浄化槽及び生活排水処理施設管理の推進

浄化槽の適正処理に必要な保守点検・清掃・水質検査の定期的かつ確実な履行を推進し、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

また、本町が設置・運営する生活排水処理施設については、安定的な処理を継続していくため、計画的な点検・補修整備等を行います。

■廃棄物減量等推進審議会委員委嘱名簿

設置根拠：南伊勢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条

区分	氏名	委嘱事由	備考
区長連絡協議会	田畑 紀寛	同条例施行規則第2条第1項 (1) 地域住民組織の代表	区長連絡協議会会長
地元区	松岡 繁	同条例施行規則第2条第1項 (1) 地域住民組織の代表	焼却施設設置地区区長
南伊勢町商工会	小山 康成	同条例施行規則第2条第1項 (2) 事業所等の代表	南伊勢町商工会会長
三重中央開発(株)	早川 宏明	同条例施行規則第2条第1項 (3) 廃棄物処理業者の代表	
(有)南勢環境	松川 寿紀	同条例施行規則第2条第1項 (4) 再生資源回収業者の代表	
南伊勢町議会	上村 直美	同条例施行規則第2条第1項 (5) 町議会議員	
三重県南勢志摩地域活性化局	奥田 哲也	同条例施行規則第2条第1項 (6) 関係行政機関の職員	三重県庁南勢志摩活性化局課長
国立大学法人三重大学	朴 恵淑	同条例施行規則第2条第1項 (7) 学識経験者	国立大学法人三重大学副学長

■廃棄物減量等推進審議会開催日時

第1回：令和4年9月2日（金）13：30～

第2回：令和5年1月27日（金）13：30～

第3回：書面により実施

■パブリックコメント実施期間：令和5年2月20日～令和5年3月20日

南伊勢町一般廃棄物処理基本計画

令和5年4月 発行

南伊勢町 環境生活課 上下水道課

〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057

TEL 0599-66-1154 FAX 0599-66-2166

〒516-1492 三重県度会郡南伊勢町神前浦 15 番地

TEL 0596-77-0010 FAX 0596-77-0297

※この報告書は、再生紙を使用しています。